

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会 報告書

(座長：神野 直彦)

令和 7 年 3 月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」が制定された。平成28年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和5年6月には「第13次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和6年度においては、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和7年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会
理事長 坂 本 森 男
一般財団法人 自治総合センター
理事長 岡 崎 浩 巳

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

令和6年4月現在

座長	神野 直彦	東京大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	宇野 二郎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
	佐藤 滋	東北学院大学地域総合学部教授
	関口 智	立教大学経済学部教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部准教授
	星野 泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授

目 次

第1章 調査報告

- イギリス地方財政の動向 3
- ファシズムの可能性について考える
～1930年代前半と現代の財政運営を念頭に 25
- カナダの住宅政策と財政 39

第2章 参考資料

- 骨太2024と地方財政 57
- 令和6年度普通交付税の算定結果等 85
- 令和7年度の地方財政の課題 102
- 令和5年度普通会計決算の状況等 105

第 1 章

調 査 報 告

イギリス地方財政の動向

星野 泉（明治大学）

まえがき

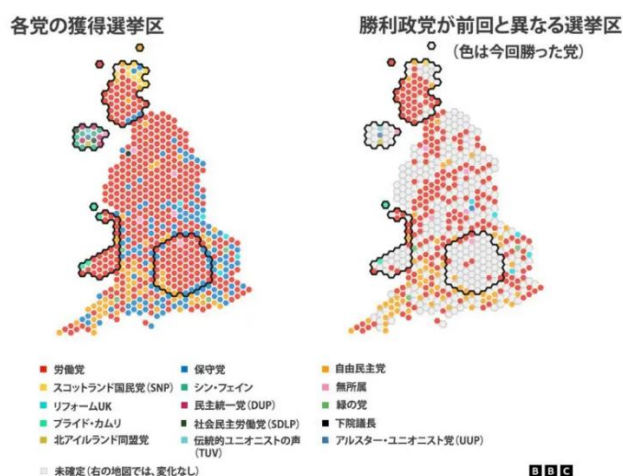
2020 年のイギリスの EU 離脱は衝撃的であったが、その前後もイギリスの政治はかなり大幅な揺れを見せてきた。1997 年から 2007 年までのブレア政権以降、政治は不安定な状況を見せ、2010 年までのブラウン政権（労働党）、2016 年までのキャメロン政権（保守党、2015 年まで自由民主党との連立）、2019 年までのメイ政権（保守党、一時民主連合党が閣外協力）、2022 年までジョンソン政権、同年 9 月、10 月のトラス政権、その後スナク政権（保守党）となっており、2024 年 7 月の総選挙では、政権交代となった。国の財政問題としては、450 億ポンドの減税策による金融市場の混乱、財務大臣更迭、トラス政権の 1 か月余りでの崩壊はあったが、地方財政、とくに地方税、そして地方財政調整制度を含む国から地方への財政移転制度改革については、前の労働党政権以前と比べれば、比較的落ち着いているように見える。ただ、これまで保守党中心の歳出削減、民営化の方向が進んできたことで、この度の政権交代が地方財政にどう影響を与えるのかが注目点となる。

1 7 月下院総選挙

7 月 6 日までの BBC ニュースをもとに、選挙結果を整理しておこう。

7 月 4 日の下院（定数 650）総選挙では、野党・労働党が 221 議席を増やして 412 議席の単独過半数を獲得し、14 年ぶりに政権を奪還した。キア・スターマー党首はこの結果を受けて 5 日午後、国王から組閣を要請され、正式に新首相となった。惨敗した保守党は、現職閣僚や元首相ら有力議員の落選が相次いだ。労働党は 412 議席（211 増）を獲得。保守党は 121 議席（251 減）に落ち込んでいる。そのほか、自由民主党は 71 議席（63 増）、スコットランド国民党（SNP）は 9 議席（38 減）、シンフェイン党は 7 議席（増減なし）、民主統一党（DUP）は 5 議席（3 減）、新党のリフォーム UK は 5 議席、緑の党は 4 議席（3 増）、ウェールズ党（プライド・カムリ）は 4 議席（2 増）などとなっている。投票率は 60%。1885 年以来、2001 年総選挙の 59% に次いで 2 番目に低い。労働党は 2019 年の前回総選挙で戦後最悪の大敗を喫しているため、今回は目覚ましい逆転となった。労働党の首相は 2010 年に退任したゴードン・ブラウン氏以来。保守党の大敗は、自由民主党の復活と、右派のナイジェル・ファラージ氏率いるリフォーム UK の議席獲得などが影響したとみられている。

図1 イギリス 2024 年総選挙の結果



出典：BBC

労働党は 211 議席増やしたものの、得票率 33.7% は 2019 年の前回総選挙に比べ 1.6 ポイント増にとどまる。対する保守党は、251 議席を失い、得票率が 20 ポイント減の 23.7%。得票率の順位では、初当選したナイジェル・ファラージ氏率いる新党リフォーム UK が、14.3% で 3 位だったものの、小選挙区制のもとでは、多数の議席獲得とはなっていない。一方、勝つ見込みの高い選挙区に活動を集中させた自由民主党は、得票率 12.2% (前回比 0.7 ポイント増) で、大幅に議席を増やし 71 議席となった。保守党は特に、2016 年の国民投票で大勢がブレクジットに投票した選挙区で得票率を減らした。有権者の 60% 以上が欧州連合 (EU) 離脱を支持した選挙区では、得票率を前回総選挙から 27 ポイント下げている。

労働党公約として、以下のものがあげられる。

- ・公的医療を提供する国民健康サービス (NHS) の診察について、長期にわたる順番待ちが深刻な問題となっているため、イングランドで毎週 4 万件の予約診療を増やす。この資金源にするため、納税回避や非定住者の税優遇など「抜け穴」を取り締まる
- ・小型ボートを使った違法移民の密航を手配する犯罪組織を取り締まるため、国境警備の中心となる機関を新設
- ・住宅不足解消のため、関連法を改正し、150 万戸の新規物件を新築する。初めて自宅を購入しようとする人に、新築の集合住宅で優先的に購入できるようにする
- ・教師を新たに 6500 人増員。私立学校への税優遇廃止を資金源とする

2 保守党政権のこれまで

保守党は、デイヴィッド・キャメロン政権のもとで 2016 年にブレクジットの是非を問う国民投票を実施。政治的混乱の中で 2017 年 6 月にテリーザ・メイ首相 (当時) のもとで行われた総選挙では、保守党は単独過半数を失い、北アイルランドの保守政党、民主統一党 (DUP) と協力するに至った。その後、ブレクジットをめぐり、党首不信任の動議が相次ぐなど保守党内の混乱を経て、2019 年 7 月にボリス・ジョンソン氏が首相になった。離脱派が勝利し

た結果を受け、2019 年 12 月の前回総選挙ではブレグジット実現を約束したジョンソン氏のもとで保守党は圧勝し、労働党は、1935 年以来最も少ない議席数にまで惨敗した。

しかしその後、新型コロナ・パンデミックが始まった 2020 年に、複数人の集会を政府が禁止したロックダウン期間中にもかかわらず、首相官邸などでパーティーが繰り返し開かれていた、いわゆる「パーティーゲート」が 2021 年末に発覚。支持率は低下し、その後の不祥事もあってジョンソン氏は 2022 年 7 月に辞任を発表。さらに、後任トラス氏は、「ミニ・バジェット」と呼んだ減税が英ポンド急落など市場に混乱をもたらしたことから、史上最短 45 日での辞任となった。

後任となったスナク元財務相は、信頼回復と経済再建を主要テーマに首相に就任。プラス成長とインフレ率の安定やウクライナ支援の強化などを進めた。下院議員の任期は 5 年のため、2025 年 1 月までには総選挙を行う必要があり、秋の総選挙かと思われていたが、スナク氏は 5 月 22 日、解散総選挙を発表した。予想外に早い総選挙に踏み切ったことは、インフレ指標が過去 3 年近くで最も低かったこと、市場予想よりも力強く景気後退を脱却したことを背景にしたとされる。しかし、この発表後、保守党関係者らが総選挙の時期をめぐる賭博に金銭を賭けていたことが発覚した。英総選挙に向けては、ブレグジットを推進した右派ポピュリスト、ファラージ氏が新党「リフォーム UK」の代表となり下院選に出馬したことも保守党の選挙に影響を与えることとなった。

労働党としてはまさに目覚ましい勝利であるが、今後、前政権を苦しめた、生活費、財政、税負担、危険な世界、EU との関係など大きな問題は、新政権がどれほどの圧倒的多数を占めていても、難しい問題となる。

3 人口の動向

2020 年半ばのイギリス（4 か国）の人口は 6,710 万人と推定され、2019 年半ばから約 284,000 人(0.4%)増加した。また、2020 年半ばまでの 1 年間で、669,000 人が死亡した。これは、1986 年以降最多であり、COVID-19 パンデミックの第 1 波の影響を反映して、2019 年半ばまでの 1 年間よりも 13%高い。2020 年半ばの出生数は 70 万 1,000 人で、2003 年以降で最低となり、近年見られる出生数減少の傾向が続いている。2020 年半ばまでの 1 年間で、622,000 人が英国に移住し、375,000 人が国外に移住したと推定されている。これにより、247,000 人の純国際移動者数が増加した。2020 年半ばまでの 1 年間は、2020 年 3 月からのパンデミックがモビリティに与えた影響を反映して、前年よりも約 11%少ない国内移動があった。2020 年半ばまでの 1 年間に、パンデミックの影響と全国的な人口増加の鈍化はあっても、国内 374 地方自治体のうち 294 の自治体で人口が増加したと推定されている。

英国の合計特殊出生率は、2012 年の 1.92 から低下しており、2020 年には 1.56 に低下している。現在と今後の見通しは表 1 の通り。

表1 合計特殊出生率の推計値

	2020 年	2025 年推計	2045 年推計
イングランド	1.59	1.56	1.62
ウェールズ	1.47	1.44	1.47
スコットランド	1.29	1.26	1.3
北アイルランド	1.71	1.68	1.74
英国全体	1.56	1.53	1.59

出典:Office for National Statistics, National Records of Scotland, and Northern Ireland Statistics and Research Agency - 2020 年

表2 近年の人口変化

	2020 年半ばの人口 (人)	前年同期比伸び率 (%)	2019 年半ばの人口 (人)	前年同期比伸び率 (%)
英国全体	67,081,000	0.43	66,797,000	0.54
イングランド	56,550,000	0.47	56,287,000	0.55
ウェールズ	3,170,000	0.53	3,153,000	0.45
スコットランド	5,466,000	0.05	5,463,000	0.46
北アイルランド	1,896,000	0.1	1,894,000	0.64

出典:表1に同

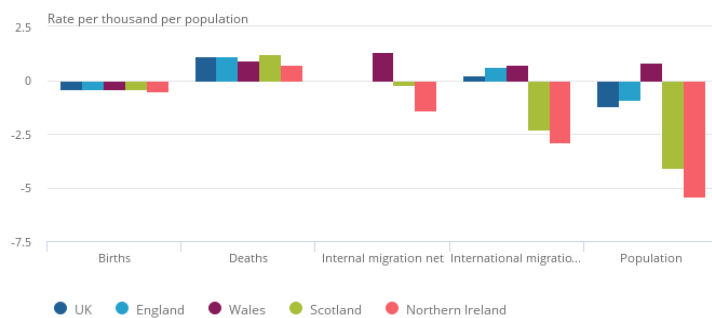
表2のように、4カ国とも、死亡者数の増加と出生数の少なさがあって、人口増加率が鈍化している。

図2は、2019年半ばから2020年半ばにかけて、各国の出生数、死亡数、移住数、人口数の割合(人口1,000人当たり)がどのように変化したかを示している。北アイルランドでは、人口増加率が2019年半ばの1000人当たり6.4人から2020年半ばには1000人当たり1人まで低下したが、国内および海外からの移住が増加率の鈍化の大部分を占めた。スコットランドは、人口増加率が2番目に低下しているが、人口増加が鈍化している主な要因は、国際移住の減少であった。2020年半ばまでの1年間で、ウェールズの人口は4か国の中で最も速い速度で増加し、他国や英国の他の地域からの純移民の増加を反映する。パンデミックとは無関係に、4カ国とも出生数の減少傾向が続いている。

図2 人口1,000人当たりの人口変化率

Figure 7: More deaths and fewer births occurred across all four UK countries

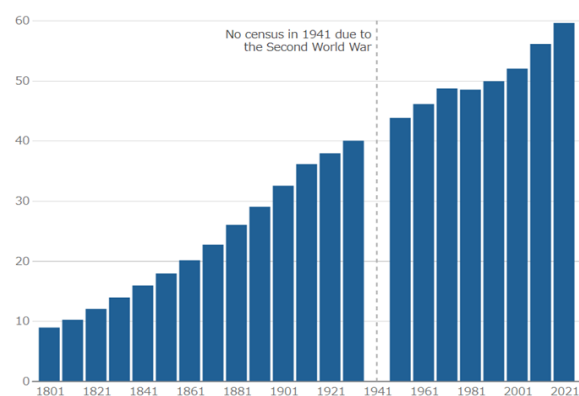
Difference between mid-2019 and mid-2020 components of population change, rate per 1,000 per population



Source: Office for National Statistics, National Records of Scotland, Northern Ireland Statistics and Research Agency – Population estimates

注：グラフは左から出生、死亡、国内移動、国際移動、人口

図3 イングランドの国勢調査人口の推移（10年毎）



Source: Office for National Statistics - Census 2021

注：1941年は戦争中でデータなし

4 子どもの貧困

イギリスの相対貧困率を2022年OECD 38か国のデータでみると、相対貧困率は0.117、17歳まででは0.127（いずれも18位）であるが、貧困線を下回る割合である貧困GAPでは、0.356となっている。これは、主要国ではアメリカに次いで極めて高い（格差の大きい）水準であり、4位にある。ジニ係数では0.354、8位となっている。

また、ユニセフのイノチェンティ研究所発行による、2023年12月発表の「レポートカード18」では、子どもの貧困がランク付けされているが、総合順位としてイギリスは39か国

中 37 位（日本は 39 か国中 8 位）であった。総合順位は、直近の子どもの貧困率（2019～2021 年の平均）と子どもの貧困率の改善率（2012～2014 年から 2019～2021 年にかけて）、2 つの指標を統計的に平均したものに基いている。子どもの貧困率は、20.7%、28 位であるが、改善率は 19.6%悪化（増加）、改善率としては最下位であったため、結果として総合 37 位となっている。

2014 年 10 月発行の「レポートカード 12」では、2008 年の相対的貧困ラインを固定基準点と定めた独自の評価を行っており、この評価では、イギリスの子どもの貧困率が、2008 年、24.0%、2012 年、25.6%、いずれも高い方に位置し、当時の 4 年間で 1.6 ポイント悪化していたところである。

先進国の貧困は通常、年間所得の中央値の 50%または 60%と定義される相対的貧困ラインを用いて測定される。この手法を用いると、貧困の経年変化は所得や所得分布の変化を反映する。各年の相対的貧困ラインを用いると、所得の中央値の低下が貧困に及ぼす影響を隠してしまう。そこで、このレポートでは 2008 年の相対的貧困ラインを固定基準点と定め、これを基準として子どもの貧困の絶対的な経年変化を評価している。これは全人口の所得水準が変動している可能性がある場合や、個々人が他人の所得と比べたり危機前の状況と比べたりする際、景気後退の影響判断として有効な方法となる。（「レポートカード 12」P.9）

イギリスの例でみると、子どもの相対的貧困率は、通常の計算で 2008 年の 24%から 2012 年には 18.6%に減少した。これは、所得の中央値が急激に落ち込み、それに伴って相対的貧困ラインが低下したことによる。他方、基準年に固定した指標を用いると、景気後退が始まって以来、貧困率は 24%から 25.6%に増加したという結果になる。

この 20 年でみれば、イギリスの大きな課題は子育ての問題ということができ、その意味では、ブレア政権の教育改革、財政調整制度の基本部分に教育補助金を据えたのは、正しい方向とみられる。

『ブレア回顧録（上）』（日本経済新聞出版社、2011 年、23 頁）には、ブレアが教育政策を大きなテーマとしていたことが挙げられている。この中で、予算を拡大すること、読み書き計算能力向上計画（全体の底上げ）、公共が管理するより、親が関わる部分を増やすことを目指したファウンデーションスクールやアカデミースクールについて触れている。

イングランドの小中学校の生徒数をみると、2024 年 6 月、学校の種類全体では、公立学校と私立学校のすべてを含んで生徒数が前年より 18,200 人増加し、約 910 万人。学校数はわずかに増加、11 校増えて 24,453 校となった。

学校給食の無料受給資格者(FSM)は 2017 年の 14%から増加し続けており、生徒の 24.6%が無料給食の対象で、にあり、210 万人以上ということになる。イングランドの公立学校に通う子供は、親または保護者が所得補助、所得に応じた求職者手当など基準となるいくつかの給付、あるいは移民としての支援を受けている場合、無料の学校給食を受ける権利をもつ。

5 学校教育改革と教育財政の財源確保

2006 年 4 月から初等中等教育段階の公立学校の運営に係る費用の負担方法が大きく変わった。カウンシル税や中央から地方への交付金などから調達されてきたが、今般の変更によって、財政移転に関しては、用途を特定しない交付金である Revenue Support Grant (RSG) から、用途を特定した補助金である学校特定補助金 Dedicated School Grant (DSG) になった。

公立学校予算のほとんどは、教育事務を担当する地方自治体（ロンドン区、メトロポリタンカウンシル、NM カウンティ、ユニタリーなどの教育当局）に配分される DSG で、その他、カウンシル税や他の補助金などが充てられて地域の学校教育予算が作成される。DSG の各自治体への配分は学年、児童生徒数などによる funding formula に基づいて配分され、配分された予算は、自治体、校長代表により構成される委員会によって各学校向け予算配分基準が定められ、配分される。この特定補助金の範囲は、プリスクール、義務教育、特別支援教育の 3 要素に分けられ配分される。その他、学校教育関係の財源としては、学校や児童のおかれた環境に基づく個別補助金もあり、2011 年からは、無料給食費受給者の割合の状況により学校に配分する pupil premium 補助金がある。この他、各学校で、寄付や利用料金を設定することもできる。学校に配分された予算は、校長、保護者、教育当局ら関係者により構成される学校理事会の責任によって運営され、教育当局が監督する。教科書は国の検定ではなく、公立学校の場合、校長、教員の選定に基づき学校理事会が決定する。

また、労働党政権下の 2002 年教育法（Education Act 2002 (c.32)）では、教育水準の向上を目的としてイングランドに導入した、学校をアカデミーに転換させる教育政策、アカデミー政策というものがある。この種の学校を Public Funded Independent School という。アカデミー政策のねらいは、教育課程や教員の雇用条件などについて学校に裁量を持たせることによって、教育の自由度を高め、民間の資金とノウハウを活用して成績を向上させるというものであった。アカデミーは、自治体による学校とは異なり、DSG でなく国から直接的補助金を得て、かつ、チャリティ関係者等がその所有者となる。地方自治体からの高い独立性を持つが、公的補助金を得ている点では、私立の独立校とも異なる。また、公費による運営を基本としながらも、個人の慈善家、企業、宗教団体、慈善団体、大学などの多様なスポンサーを得ることも可能となり、その点では私立学校に近い。従来の公立に比べて校長やスポンサーのリーダーシップが発揮されやすく、自由度が格段に違い、地域の教育部門のコントロールから離れ、教職員の給料や条件、学校のカリキュラムや日程などを独自に決められる。（田村 祐子 2017「イギリスにおける教育改革の試みーアカデミー政策をめぐってー」『外国の立法 271』（2017.3）国立国会図書館調査及び立法考査局、渡辺 恵子 2006「イギリス教育財政制度の政策形成過程に関する一考察」『日本教育行政学会年報』No.32）

労働党政権下でできた制度であったが、2010 年 5 月の保守党・自由民主党連立政権への政権交代以降、アカデミーが大幅に増えた。労働党政権下の 2002 年に最初のアカデミーが 3 校開校して以来、2010 年 1 月までに、中等学校約 7,000 校のうち 203 校がアカデミーとして設置されたが、連立政権では、2010 年アカデミー法（Academies Act 2010）の制定を

はじめとする様々なアカデミー振興策に取り組み、2015 年までにアカデミーの総数は初等学校 2,440 校、中等学校 2,075 校と、2010 年からの 5 年間で 20 倍以上に増加した。

福崎泰規 2016「イギリスにおけるアカデミーの設置意義の変容」『世界の教育事情』（公財 未来教育研究所 2016.1）によれば、労働党政権、保守党等の連立政権という異なる政権の下で、アカデミーがもつ意義は大きく変化したことを指摘される。1997 年、ブレア労働党政権が発足後、2000 年に学習とスキル法（The Learning and Skill Act 2000）が制定され、これを根拠に、産業界と結びついた教育トラストによって運営される学校「シティ・アカデミー」が設立された。そして、この「シティ・アカデミー」を基盤として 2002 年教育法において設立されたのがアカデミーである。労働党政権下でのアカデミーは、貧困地域のパフォーマンスの悪い中等学校の改善や人材確保、民間企業や資本の導入を目的として設置されたものである。そのため、設置の条件としては貧困地域に設立されることや、スポンサーに自己資金 20%あるいは 200 万ポンドを用意することが求められた。すなわち、労働党政権下でのアカデミーは、学力が低く学校改善がうまく進んでいない学校の改善に向けて、民間のリソースを活用しテコ入れを図ることを狙いとして設立されていた。しかし、政権交代によって発足したキャメロン連立政権では、政権発足直後の 2010 年 7 月、2010 年アカデミー法を成立させ、この法律を根拠として中等学校に限らず初等学校も、そして貧困地域だけでなくあらゆる地域の学校もアカデミーへの移行対象とした。また、アカデミー開校の際には教育水準局（Ofsted）の査察を受けることが求められるという点は、連立政権下のアカデミー政策における重要な特徴である。アカデミーの移行は、この査察の結果で「優（Outstanding）」の評価を受けた学校から優先的になされる。つまり連立政権下では、学校経営が比較的順調である学校から優先的にアカデミーへ移行し、スポンサーによる民間資本を取り入れながら、自律的な学校経営を進めていったということが指摘されている。

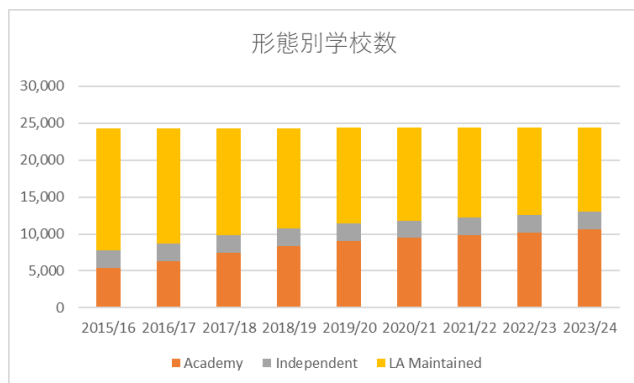
労働党政権下でも連立政権下でも、民間のリソースを活用した学校経営を行うことが目指されている点は共通している。しかし、アカデミー導入当初の政権であった労働党政権ではあくまで学力水準が低い、学校改善がうまく行われていない学校をアカデミーにすることで、民間リソースを用いてボトムアップを図ることを狙いとしていたのに対し、連立政権はアカデミー移行の対象をすべての公立学校に拡大し、学校評価で優れた評価をあげた学校のパフォーマンスをさらに高めることを目的とし、各学校により自律的な経営を促すようになった。

フリースクールを含むアカデミー形態の学校とアカデミーに通う子供たちはさらに増えており、学校数としては 43.5%、児童数では 56.2%を占めている。中でも中等学校の比率が高く、通常、小学校より生徒数が多いため、児童数が高くなる。なお、フリースクールは、アカデミーの範疇であるが、親や教師のグループ、慈善団体、教会、企業、私立校、大学等が設置する学校として、2011 年 9 月から設置されている。

2024 年 1 月現在、小学校の 42.7%がアカデミーかフリースクールで、小学生数の 44.2%を占めている。中学校の場合、81.9%を占め、児童数では 81.7 を占めている。特別支援学

校では、46.8%を占め、児童数では 43.6%となっている。

図 4



出典 Schools, pupils and their characteristic、2023、Gov.UK.

注： 左からアカデミー、独立学校、自治体公立

6 イギリスの地方税

地方財政支出は、一般歳出（Revenue Expenditure）と資本支出（Capital Expenditure）に分けられ、前者は政府補助金、保持された非居住用資産レイト、地方財源としてのカウンシル税から財源調達される。後者は、政府の対象となる諸補助金と借入れ、資本収入による。地方団体のうち、課税団体（Billing Authorities）と呼ばれる団体はカウンシル税を課税できる自治体であり、そうでない団体は付加税（Precept）として間接的に負担を求める。都市部でないところでは、ディストリクト議会が課税団体となり、カウンティ議会が付加団体となる。また、警察、消防、救急などのアドホック団体やパリッシュ、そして合同行政機構（Combined Authorities）も付加課税を行う権限がある。2021 年 4 月現在、422 自治体のうち 227 の課税団体があり、課税団体の中に 1 万を超えるパリッシュがある。そのうち 8,877 のパリッシュが付加税をかけている。

1980 年代に大都市圏でディストリクトが廃止された際、設けられたこの地域の代表組織、グレーター・マンチェスター自治体協会（Association of Greater Manchester Authorities）は、国の法律に基づき 2011 年にグレーター・マンチェスター合同機構（Greater Manchester Combined Authority）を設立し、公共交通、住宅、廃棄物、開発計画などの権限をもっている。こうした合同機構（CA）は、今日、10 の地域で設立されており、パートナーシップや合同委員会よりも永続的組織とされる。このうち、2021 年に、7 つは直接公選の市長を置いており、6 つはカウンシル税のプリセプトをかける権限をもつが、実際に利用しているのはマンチェスターとリバプールの 2 団体である。

伝統的に資産課税を地方税としてきたイギリスの地方税の規模はかなり小さい。それでも、1980 年代までは、地方財政に占める地方税比率は 3 割程度あり、国と地方の税源配分でも地方税が 13%程度はあった。しかし、1990 年の居住用資産課税部分を人頭税コミュニ

ティ・チャージに置き換えた際、地方税のほぼ半分を占める非居住用資産課税部分を国税化し地方譲与税としたことで、地方財政に占める比率でも大幅に減少し 15%程度に、税源配分ではわずか 5~6%となってしまった。この傾向は、現在のカウンシル税においても同様である。2013 年から、国税化されていた非居住用資産レイトの半分が不十分ながら地方固有財源の雰囲気を出してはいるが、その後、この部分を引き上げる改革案はあったものの進まず、元のような地方税にも戻ってはいない。

1993 年創設の現行地方税カウンシル税は、単税制度であるがゆえに、地方税として、基本的な部分、通常は物税とされる資産税の問題点を調整するため、人頭税的、所得税的な仕組みを盛り込んでいる。住宅をベースに課税され、居住者や所有者が納税義務を負っている。住宅の評価の際、賃貸価格でなく資本価格(Capital Value)を用いていることは、レイトからの大きな変更点であった。そして、評価額を決める上で最も大きな特徴は、価格帯(Valuation Bands)方式をとっていることである。

イングランド、ウェールズの場合、最初の評価は、1991 年末から 92 年半ばにかけて実施された。この作業は、広い価格帯の範囲内に、それぞれの住宅をあてはめるというものであった。価格帯の幅が広いため、資産評価を厳密に実施する必要はなくなり、今後の評価替えもあまりしなくてもよいとされた。住宅を A から H まで 8 つの価格帯のどこかに割り振り、税額は、価格帯毎に決まる。最も低価格帯 A が 6、最も高価格帯 H が 18、基準とされる価格帯 D の負担比率は 9 とされる。H の範囲内にある住宅は価格帯 D、負担比率 9 と評価された住宅の 2 倍の負担。同様に、価格帯 A の住人は価格帯 D の住人の 3 分の 2 の負担となる。たとえば、価格帯 D の税額について、ある自治体が 501 ポンドと設定した場合、A は 334 ポンド、H は 1002 ポンドとなる。これが基準となる税額となり、ここから個人的理由に伴う税負担軽減が行われる。

資産税ではあるが、コミュニティ・チャージにあった人頭税的配慮がある。価格帯毎に決定された基本税額を基礎として、18 歳以上の成人が 2 人居住している場合、基本税額の 100%課税。1 人だけで居住している場合、25%割引され、75%課税。世帯人員が 3 人以上となっても、とくに税額が増加することはない。さらに、資産税であることに伴う逆進性を回避するため、補助金をもとに全国的なカウンシル税給付金制度(Council Tax Benefit)が置かれていたが、削減傾向にあった。2013 年からは、給付制度の分権化ということで、地方独自の機能とするカウンシル税軽減制度(Council Tax Reduction)として低所得者向けなどへの負担軽減制度となった。

評価替えは、レイト制度の時代、5 年おきとされていたものの、廃止されるまで 1973 年の評価に据え置かれ、10 年おきとされるカウンシル税でも 1991 年の評価が今日まで使われており、評価替えは熱心でない。住民としては、評価替えがないまま住宅価格が大幅に変化した場合、不公平が生じるが、その場合、異議申し立てをすることができる。また、資産課税といっても、実際は単税制度の地方税であり、世帯人員や所得状況から配慮がなされ、実質的には住民税のようなものである。ただ、所得課税や財・サービス課税のように、地域

経済の成長により生じる自然増収に期待できないため、税率を上げないと増収につながらない。2002年には前年比8.2%、2003年には前年比12.9%もの負担増を求められたこともあった。その他の時期では、1990年代は5~6%増、2005年以降4%台、あるいはそれを切るようになり、2011年から14年は0~1%の間、その後少し増えて、2016年以降3~5%程度である。

7 ノン・ドメスティック・レイト（ビジネス・レイト）

一方、非居住用資産レイトの場合は、基本的に5年おきの評価替えとなっている。1990年、地方税のうち居住用資産レイト部分がコミュニティ・チャージに変わる際、地方税の半分程度を占めていた非居住用資産レイトは国税、地方譲与税化された。地域間の税率格差をなくし経済の中立性を高める方向で、当初は人口基準、地方譲与税のかたちで譲与、その後は地方財政調整制度である歳入援助交付金（Revenue Support Grant=RSG）の中で配分されるようになった。

2013年からは、50%をビジネス（非居住用資産）・レイト保持制度（Business Rates Retention Scheme）として、自治体の権限を大きくする方向への改革を進めた。地域経済の発展の成果を直接的に得ることができるためとされ、非居住用資産レイトの半分が、自治体の財源として、過去の徴収額と人口や公共サービスコストの差額を追加支出金（Top-up）、納付金（tariff）として調整する、一部水平的調整の仕組みを入れている。

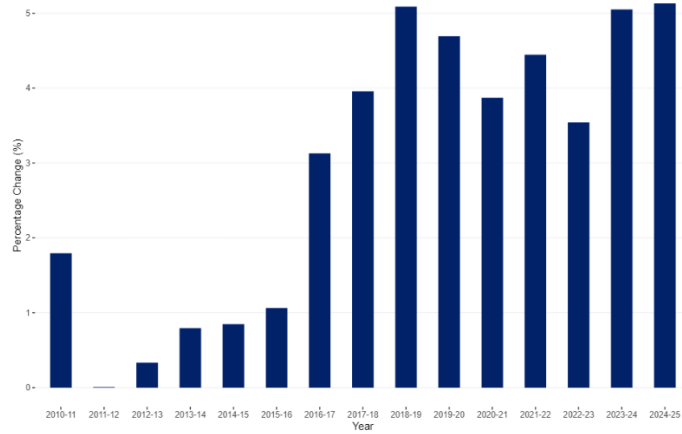
また、2006年からRSGが大幅に減らされ、学校特定補助金（Dedicated Schools Grant）中心の財政調整、すなわち自治体の学校教育支出の違いを基礎とする財政調整に振り替わっている。補助金改革の中で子どもの貧困と教育格差に注目し、地域格差の基準として盛り込んできたことが大きい変化である。

人頭税はあまりに短い3年での幕引きであったが、カウンシル税は、30年間、その基本的部分に変化はない。地方税として安定的に推移してきてはいるが、伸張性に乏しいこと、地域格差が生じやすいこと、基本的に逆進性があること、保守党政権の下では、非居住用資産レイトとともに金額を抑える方向で改革を進めてきている。

8 カウンシル税のキャッピングなど

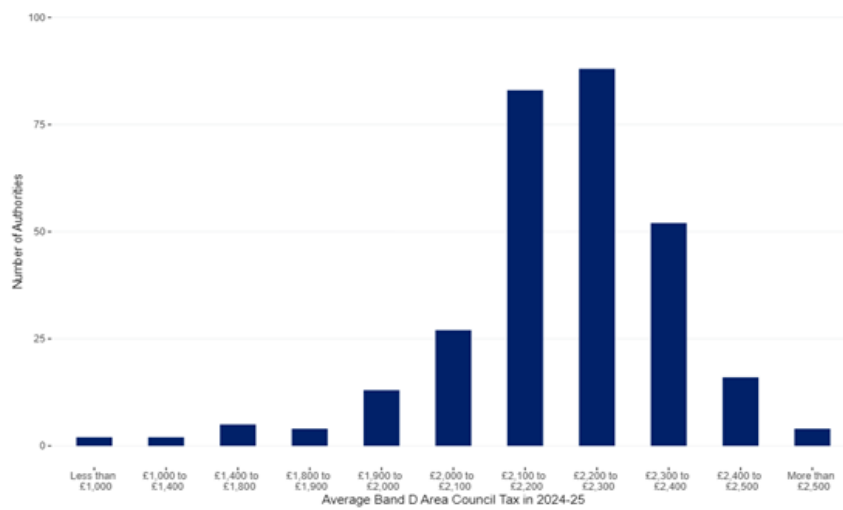
2010年6月に発表された2010年緊急予算（Emergency Budget）において、2011年度、イングランドのカウンシル・タックスの税率凍結を奨励し、2010年10月の2010年支出見直し（Spending Review 2010）では、2011年度にカウンシル・タックスの税率を凍結したイングランドの自治体の税収補填に対し7億£を充てた。さらに、2011年地域主義法（Localism Act）では、国務大臣は毎年度、地方自治体によるカウンシル・タックスの引き上げ上限を設定できることになった。地方自治体がこの上限を超えてカウンシル・タックスを引き上げることを望む場合は、住民投票を実施、同意が必要となる。

図5 価格帯 D の平均額と増加率



出典：Council tax levels set by local authorities: England 2024 – 25.

図6 D バンド平均金額の採用団体数



出典：図5 に同

表3 各地の価格帯 D の金額と増加率

Financial Year	England £	England change %	London area £	London area change %	Metropolitan areas £	Metropolitan areas change %	Unitary areas £	Unitary areas change [note b] %	Shire areas £	Shire areas change [note b] %
2020 to 2021	1,818	3.9	1,534	3.9	1,809	4.0	1,886	3.9	1,895	3.8
2021 to 2022	1,898	4.4	1,622	5.7	1,893	4.6	1,970	4.6	1,970	3.8
2022 to 2023	1,966	3.5	1,684	3.8	1,960	3.6	2,034	3.3	2,041	3.6
2023 to 2024	2,065	5.1	1,789	6.2	2,059	5.1	2,139	5.0	2,134	5.0
2024 to 2025	2,171	5.1	1,893	5.8	2,169	5.3	2,248	5.1	2,237	4.8

出典： 図5 に同

表3 カウンシル税導入時からの平均バンド D 金額と上昇率（パリッシュ含む）

England		
Band D average (includes parish precepts)		
	£	% change
1993-94	568	[z]
1994-95	580	2.1
1995-96	609	5.0
1996-97	646	6.1
1997-98	688	6.5
1998-99	747	8.6
1999-00	798	6.8
2000-01	847	6.1
2001-02	901	6.4
2002-03	976	8.2
2003-04	1,102	12.9
2004-05	1,167	5.9
2005-06	1,214	4.1
2006-07	1,268	4.5
2007-08	1,321	4.2
2008-09	1,373	3.9
*		
2009-10	1,414	3.0
2010-11	1,439	1.8
2011-12	1,439	0.0
2012-13	1,444	0.3
2013-14	1,456	0.8
2014-15	1,468	0.9
2015-16	1,484	1.1
2016-17	1,530	3.1
2017-18	1,591	4.0
**		
2018-19	1,671	5.1

2019-20	1,750	4.7

2020-21	1,818	3.9

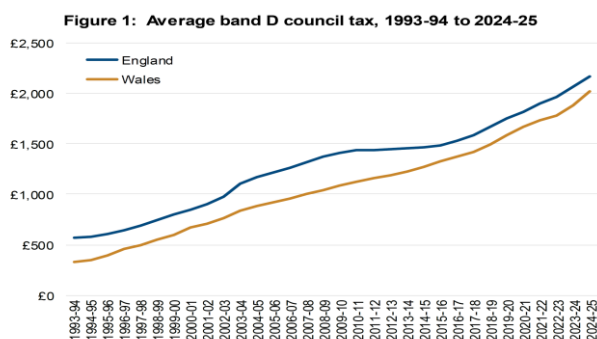
2021-22	1,898	4.4
2022-23	1,966	3.5

2023-24	2,065	5.1

2024-25	2,171	5.1

出典： 図 5 に同、及び Local Government Financial Statistics, England, 2023.

図7 イングランド、ウェールズ、バンド D の平均金額の変化



出典： Council Tax Level in Wales 2024-5

表 4 各地の価格帯配分

カウンシル税価格帯						
イングランド			ウェールズ	スコットランド		
評価	財産市場価格	1 April 1991	1 April 2003	1 April 1991		/9
A	Up to £40,000		up to £44,000	～£2万7,000		6
B	£40,001 to £52,000		£44,001 to £65,000	£2万7,000 超～£3万5,000		7
C	£52,001 to £68,000		£65,001 to £91,000	£3万5,000 超～£4万5,000		8
D	£68,001 to £88,000		£91,001 to £123,000	£4万5,000 超～£5万8,000		9
E	£88,001 to £120,000		£123,001 to £162,000	£5万8,000 超～£8万0,000		11
F	£120,001 to £160,000		£162,001 to £223,000	£8万超～£10万6,000		13
G	£160,001 to £320,000		£223,001 to £324,000	£10万6,000 超～£21万2,000		16
H	£320,001 and over		£324,001 to £424,000	£21万2,000 超～		18
I			more than £424,000			21

出典：各地の Council Tax Band データより作成

2016 年度に導入された追加的付加課税制度（Additional Precept）では、成人社会的ケア拡充目的に 2% のカウンシル税付加税をかける権限が認められ、さらに 2017 年、18 年度に 3% に引き上げられたが、3 年目は 2% に戻るということで、2% まで増やすことが可能ということである。これは、通常、カウンシル税で対応してきた成人社会的ケア分の追加資金（のみ）を提供するためのものであり、その後も毎年、若干の制度変更がある。

2019 年度、151 の成人社会的ケア提供団体（このサービス提供団体は、シティを含むロンドン区、カウンティ議会、大都市圏ディストリクト、ユニタリー団体）のうち 85 団体が、多少なりとも最高 2% までの成人社会的ケア超過課税を採用するとみられる。ただ、前年度には制限いっぱいまで上げていた自治体の多くは、2019 年はそうしていない。これは、平均的 D 価格帯で約 11 £ ほどになる。

National audit office の Adult Social Care at a Glance, July 2018 によれば、成人社会的ケア（18 歳以上）について、以下のような説明がある。

多くのケアは、家族、友達、近隣の人々によって無償で、個人的ケアや生活支援を非公式に提供する、この非公式ケアは、年あたりおよそ 1,000 億 £ 相当と見積もられる。一方、2016 年度に地方自治体の手配した公的ケアの総額は 204 億ポンドである。

自治体がアレンジするケアは、主に 3 つのソースから財源を得ている。

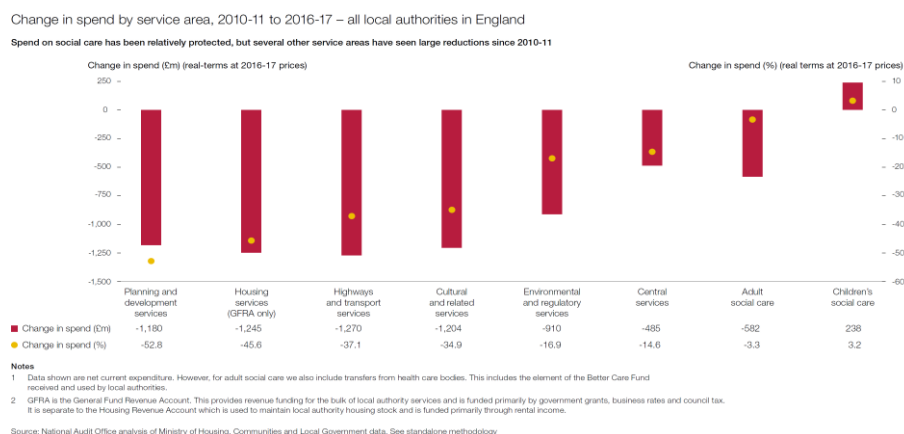
- 1 公的財源 カウンシル税、政府の補助金、ビジネスレイト。
- 2 利用者の負担 ミーンズテストにより負担を求める。
- 3 NHS および関連機関からの収入 地方自治体は、医療的理由で必要な看護など、明らかに NHS の責任であるような法定サービスについては、地方自治体は NHS から収入を得て、サービス提供に伴う費用をカバーする。この他、2016 年度、地方団体が関与せずに個人的に購入したケアサービスが 109 億 £ と見積もられる。

成人社会的ケアは教育を除く地方財政支出のうち最大の項目であり、2016 年度、地方団体は、成人社会的ケアに 43%を費やしているが、これは、児童社会的ケア（21%）の 2 倍、住宅サービス（4%）の 10 倍を超える。

2010 年度から 2017 年度にかけて、地方団体に対する政府の資金は、実質で 49.1%減少した。これは「支出力」（政府資金とカウンスル税）が実質的に 28.6%減少したことに相当する。2015 年度の支出見直しと 2017 年度予算では、政府は成人の社会的ケアにおける需要の高まりを受けて追加資金を提供した。その結果、2016 年度以降、自治体に対する減少率は横ばいとなり、2019 年度でも 28.7%と安定してきている。

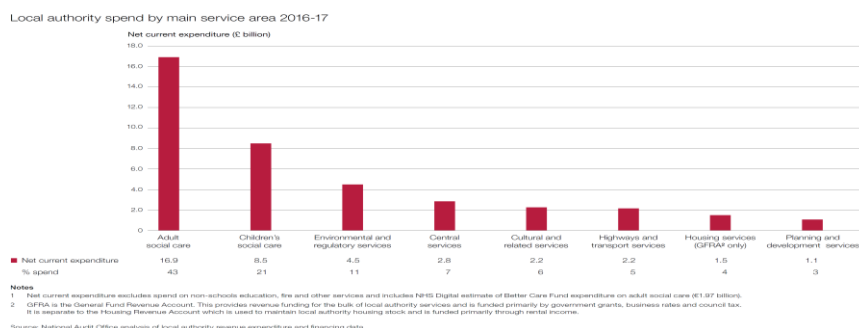
2010 年度から 2016 年度の間に、地方団体は成人社会的ケアサービス支出を実質 3.3%削減した。それでも、法定責任がそれほど多くないようなサービス分野については、同時期に、はるかに大きな削減をしている。計画と開発 52.8%削減、住宅サービス 45.6%削減、高速道路・交通 37.1%削減、文化・関連サービス 34.9%削減となった。

図 8 2010 年度～2016 年度のサービス分野別減少幅



出典： Adult social care at a glance, 2018.

図 9 2010 年度～2016 年度サービス分野別支出 100 万 £



出典： 図 8 に同

2015 年 11 月、支出見直し Spending Review と秋の声明 Autumn Statement で、2019 年

度までに社会的ケアのための年間 35 億ポンド追加することを地方団体向けに発表した。追加のお金はベターケア基金を通じて提供され、成人の社会的ケア責任を持つ地方団体にカウンスル税に年 2%（住民投票制限いっぱい）の付加課税の権限を与えた。

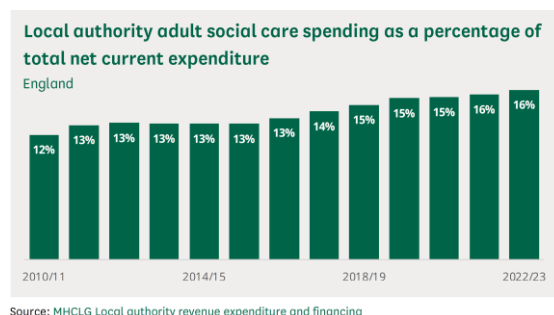
2017 年 2 月、地方財政レポート(イングランド)2017 - 2018 年で、2019 年度までの 3 年間で合計 6%を超えないのであれば、地方自治体が社会的ケアの付加課税を 2017 年度と 2018 年度に 3%引き上げることもできる権限を与えた。政府はまた、2017 年度に 2 億 4,100 万 £ の成人社会的ケア支援交付金を発表した。

2017 年、NHS と自治体がプールするベターケア基金を通じて提供される 2017 年度から 2019 年度の間の社会的ケアのため、さらに 20 億 £ を提供した。このお金は、以下の社会的ケアパッケージに資金を提供することである。成人社会的ケアのニーズ、NHS の負担軽減、退院する患者へのサポート、地域の社会的ケア提供者へのサポートなど。

さらに、2018 年 2 月、地方財政レポート(イングランド)2018-19 年で、1 億 5,000 万ポンドの成人ソーシャルケア支援交付金を発表した。

The Association of Directors of Adult Social Services' (ADASS)（成人社会サービスディレクター協会）の 2023 年秋季調査報告書は、「他の行政サービス、特に子どもの社会的ケアと住宅に対する必要性の高まり」の重要性を強調している。また、「自治体のあるサービス分野に大きな圧力がかかると、多分野にわたってバランスの取れた予算を組むために削減を余儀なくされる可能性がある」と付け加えた。成人の社会的ケアへの支出は、2022/23 の地方自治体の純経常支出の 16.1% を占め、教育に次いで大きい部分を占めている。2010/11 年から 2022/23 年の間に、純経常支出総額は実質ベースで 20%減少しているが、同時期に、地方自治体の成人の社会的ケアへの純支出は、144 億ポンドから 205 億ポンドへと 42%増加した。これは、実質値で 9%の増加に相当する(2022/23 年の価格)。地方財政支出に占める成人の社会的ケアの割合は、2010/11 年の約 12%から 2022/23 年には 16%に増加した。これは、成人の社会的ケアへの支出が、地方自治体の全体的な歳出削減からある程度保護されているといえる。それにもかかわらず、需要増を考慮すると、the Health Foundation は、成人の社会的ケアサービスへの一人当たりの支出は、2010/11 年から 2018/19 年の間に実質ベースで約 12%減少したと推定している。

図 10 経常経費全体に占める自治体成人社会ケア イングランド



カウンスル税軽減制度の分権化

中央政府の補助金によって、貧困世帯向けのカウンスル税給付金 (benefit) が給付されてきた。しかし、政府は 2010 年支出見直しにおいて、この補助金の総額を 1 割削減するとともに、2013 年度より資金提供を除くこの制度の設置権限を地方自治体へ移譲し、同給付金は 2012 年福祉改正法 (Welfare Reform Act 2012) により廃止された。また、2012 年地方財政法 (Local Government Finance Act 2012) では、徴税を行う全ての自治体に対してカウンスル税軽減プログラムを策定し、2013 年度からカウンスル税給付金をこれに置き換えた。このカウンスル税軽減プログラムの内容は、それぞれの自治体が独自に決めることができる。

その結果、2013 年 4 月から、低所得納税者への支援は、政府補助による給付金ではなく、自治体毎に設定される割引 (discount) となった。そのため、自治体は、独自のスキームを設計する必要があるが、年金受給者のスキームは国で設定され、カウンスル税給付金の形で払い戻すことになるので、この場合、最も低所得の年金受給者は、カウンスル税を支払う必要はない。この改革は、地方団体が集める税額を減らすこととなり、カウンスル税の課税ベースを縮小する意味をもつ。

ビジネスレイト保持制度

2013 年度のビジネスレイト保持制度導入以降、当該地方団体内の税収の一部を自治体が保持できるようになった。これにより、消防・救急のようなアドホック団体も含め、地方団体が、地方サービスの提供によって生じるビジネスレイト収入増の半分を手にすることが認められ、地方産業の成長から直接的に恩恵を受けることが可能となったとされる。一方、セーフティネットの仕組みもあり、この税収が一定以上落ち込んだ場合に適用される。これは、当該団体の需要に対し、あまりに増収が大きい自治体の収入が財源として充てられる。2017 年度には、ビジネスレイト収入の 100% を自治体保持にするというパイロット自治体をいくつか設けたが、全国的改革には至っていない。

おわりに

人口約 110 万人のバーミンガム市が 2023 年 9 月、事実上の財政破綻宣言を行った。同市の財政難は、約 5000 人の女性職員が男性との同一賃金を求めた 2010 年の判決に遡る。この裁判では、教員補助やケータリング業務に従事する職員が、伝統的に男性に従事するごみ収集員や道路清掃員に与えられるボーナスを受け取ってこなかったことが問題視され、職員側が勝訴した。以来、バーミンガム市は該当する職員に対して約 11 億ポンドを支払ったが、今も 6.5~7.6 億ポンドの支払い義務が残り、これが毎月 500~1400 万ポンドずつ増えている。(田中理「英バーミンガム市が財政破綻」第一生命経済研究所、2023 年 9 月 7 日)

予想される費用は行政サービスに関連するバーミンガム市の年間予算を上回り、同市は支払い義務の履行が困難として、不要不急の歳出を停止することを決定した。

11 年にわたって返済してきたにもかかわらず再び同じ事由で財政破綻となったのは、

2012 年に抱えた差別的賃金の返済に加えて、インフレによるコスト増や国の補助金削減などがある。差別的賃金未払い問題が継続しているのは、他の欧州諸国よりいまだに大きい男女賃金格差の問題があり、このことを労働組合が女性労働者をサポートし市に対して差別的賃金支払いの提訴を行うよう支援してきたことがある。全国で差別的賃金に関する請求は数十億ポンドに上るとの予測もある（Gardian, 2023.9.5）（Financial Times, 2023.9.14）。バーミンガム市が直面した男女同一賃金に関する巨額の支払い義務の発生は、同市固有の問題だったが、他の地方自治体でも同様の訴えが提起される可能性もある。

1988 年地方財政法は、地方自治体が歳出義務を履行するうえで十分な財政資金がないと判断した場合、それを議会に通知することを求めている（114 条通達）。英国の地方自治体に破綻法制的仕組みはないが、同通達の発行は事実上の財政破綻に相当する。通知後は直ちに法定された支出以外は凍結され、議会は 21 日以内に収支均衡した対応策を決めなければならない。既存の歳出は履行されるが、通達を発行した地方自治体は、新たな歳出を承認することが禁じられる。過去に 114 条通達を発行した自治体は、予算を見直し、歳出を大幅に削減するとともに、カウンスル税を引き上げる。地方自治体には、社会的ケア、教育、ごみ収集、住宅サービス、道路の維持管理、図書館、公園などの公共サービスを住民に提供する法的義務があるが、このうちのどれが優先され、どれが削減されるか。地域住民の生活に直結する行政サービスの歳出削減は難しい。地方自治体は、住民の高齢化による行政サービス需要の高まりや、物価上昇に伴う行政サービスの提供費用の増加から、財政状況が悪化している。増税の他、歳出削減、資産売却でしのぐことになる。

その他資料

国から地方への財政移転の変遷

1966 レイト援助交付金（RSG） 3 要素型 財政移転の 80% くらいが一般交付金

住宅減税要素（Domestic Element）

財源要素（Resource Element）

需要要素（Needs Element）

1980 RSG の 3 要素を 2 つに 包括交付金（Block Grant）と住宅減税交付金

包括交付金は財源と需要を組み合わせた財政調整

支出水準が標準規模を超えると交付金減額

（1986 GLC と 6 つの Metropolitan County Councils 廃止）

1990 略語は同じ RSG＝歳入援助交付金（Revenue Support Grants）

標準支出見積り額（Standard Spending Assessment）と財源との乖離補填

(1990 Community Charge=Poll Tax 導入、非住宅レイトの国税化)

(1993 Council Tax 導入)

(2000 GLA 発足)

2003 RSG 公式の大幅改定 (4 ブロックモデル)

相対需要額(Relative Needs Amount) = 自治体毎のコスト差 (A) +

(コストが最低レベル自治体からの乖離)

相対財源額 (Relative Resource Amount) = 自治体毎の財源力の差 (B) -

(1人当り CT が最低レベル自治体からの乖離)

人口割配分額(Central Allocation Amount) (C) +

(RSG 総額の一部を人口割で配分)

伸び率保障(Floor Damping) (D) + - 0

$$A - B + C + D$$

2006 学校特定補助金 (Dedicated School Grant) 中心の財政移転となる

自治体を介して各学校 (全額国庫負担) へ支給 (100 万ポンド)

年	RSG	事業レイト	特定補助金
2004	26,964	15,004	14,090
2005	26,663	18,004	14,785
2006	3,378	17,506	41,470 (うち学校特定補助金は 26,604)
2007	3,105	18,506	43,035 (うち 28,061)

財政調整制度が大幅減 (ほとんど教育補助金を含む特定補助金に) のため、
事業レイト (NNDR) を RSG の枠組みに入れ、財政調整の主な財源となる。

2004 年から 2007 年をみると、RSG と学校特定補助金、合わせた金額はほぼ同じ。

表 5 地方自治体の財源

Service Category	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21 (R)	2021-22
Total grant income:	87,249	82,817	77,955	93,879	88,775
Revenue Support Grant	4,383	1,493	700	1,657	1,629
Police Grant	7,838	7,713	7,669	7,987	8,228
Specific and special grants inside Aggregate External Finance (AEF)	43,333	42,810	42,656	51,215	50,333
Local Services Support Grant (LSSG)	39	24	30	22	28
COVID-19 general and income grants [note 2]	[z]	[z]	[z]	6,622	2,871
Grants outside AEF [note 3]	22,562	20,704	18,007	16,879	15,293
Housing Revenue Account Government Grants and Assistance [note 4]	159	207	191	236	198
Grants towards capital expenditure	8,934	9,867	8,702	9,262	10,195
Total locally-funded income:	73,252	78,520	77,084	73,842	77,023
Council tax	30,454	32,001	33,183	34,040	34,434
Retained income from Rate Retention Scheme [note 5]	16,707	19,454	18,163	17,323	17,695
External interest receipts	1,288	1,631	1,781	1,522	1,611
Capital receipts [note 6]	3,051	3,421	2,358	2,105	2,364
Sales, fees and charges [note 7]	14,028	14,268	14,056	11,426	13,832
Council rents	7,724	7,744	7,543	7,426	7,087
Other income and adjustments [note 8]	20,911	20,648	20,925	21,321	21,238
Total income	181,411	181,985	175,964	189,042	187,036
Grants as a percentage of total income	48%	46%	44%	50%	47%

Footnotes to Table 2.1

Sources: Revenue Outturn (RO) returns & Capital Outturn Returns (COR), 2017-18 to 2021-2022

(R) Revised – 2020-21 data have been revised since the release of 'Local Government Financial Statistics England 2022'

出典：Local Government Financial Statistics, England, 2023.

表 6 地方自治体のサービス支出 イングランド

Local authority spending, by service type, 2022/23	
£ billions, real terms (2024/25 prices), England total	
Education services	39.9
Adult Social Care	22.0
Police services	15.7
Children Social Care	13.8
Environmental and regulatory services	6.4
Highways and transport services	5.1
Central services	4.6
Public Health	4.1
Cultural and related services	2.8
Fire and rescue services	2.6
Housing services (GFRA only)	2.4
Planning and development services	2.3
Other services	0.2
Total spending on services	121.9

出典：表 5 に同

第1回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（神野座長） 議事概要

【日時】 令和6年7月12日（金）16:00～18:00

【場所】 中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

及び Skype for Business によるオンライン会議

【出席者（学識委員）】

神野座長、池上委員、宇野委員、関口委員、半谷委員、星野委員、諸富委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「イギリス地方財政の動向」

「骨太2024と地方財政」

3 閉会

【議事概要】

1. 「イギリス地方財政の動向」

（1）説明

発表資料に基づき、星野委員より説明。

（2）質疑応答

- 公立学校の運営に係る財源確保について、2006年の制度変更により、これまでの使途を特定しない地方財政調整制度である歳入援助交付金（Revenue Support Grant、RSG）によるものから、使途を特定した地方への補助金である学校特定補助金（Dedicated School Grant、DSG）を中心としたものにシフトしたとのことだが、この政策の意図とはどのようなものなのか。また、その具体的な配分方法はどのようなものなのか。
- 教育格差問題への対応として、成績があまり振るわない学校に追加的に配分するなど、教育の構造改革という政策誘導的な観点から、特定の使途による補助金を中心としたものに転換したようである。具体的には、まずは国から各自治体に交付され、その後、各自治体における検討委員会で定められた配分基準に応じて学校に配分を行い、学校

に配分された予算は、教育当局の監督のもと、学校理事会の責任において運営されることになっている。

○ 地方税であるカウンスル税について、日本やアメリカ、カナダのような評価替えの仕組みは存在しないということか。

→ レイトの時代から評価替えを行うということはほとんどしておらず、住宅の保有状況や価格が変化した場合に、住民の方から申告する形で評価替えが行われる仕組みとなっている。そもそも、カウンスル税は、住宅の資産価格のみをベースとした固定資産税というわけではなく、世帯人員や所得状況に応じた配慮がなされるなど、実質的には住民税のようなものであり、所有者課税でなく占有者課税で、賃借人も納税者となっている。そのことから、評価替えが積極的に行われているわけではないようである。

○ 報告資料の 17 ページの「カウンスル税軽減制度の分権化」について。内容としては、それまで、貧困世帯への支援が、中央政府の補助金の給付により行われていたのが、地方自治体におけるカウンスル税の独自の軽減措置に変わったとのことだが、カウンスル税の税率を上げることにキャップがかかっている中で、財源確保の観点から、軽減措置を選ばない団体が多いのか、それとも、これまでどおりの軽減を自治体独自で実施した結果、課税ベースが縮小しているという状況となっているのか。

→ 税収の面で見ると、減少するというより、むしろ増加する傾向がみられている。軽減しないという選択をしているのか、それとも、税率を上げることで対応しているのかについては、今後調査したい。

2. 「骨太 2024 と地方財政」

発表資料に基づき総務省より説明の後、質疑応答。

2024.9.12 総務省基本問題研究会（神野研）資料

ファシズムの可能性について考える

1930年代前半と現代の財政運営を念頭に

慶應義塾大学経済学部

井手英策

ニュアンスを変えて繰り返される近代史

1. 1789年フランス革命→第一帝政＝ヨーロッパの軍事国家化（1804～15年）

2. 1848年革命→第二帝政＝ボナパルティズム（1852～1870年）

3. 1914年第一次世界大戦→ワイマール体制→ファシズム（1932～1945）

→ ファシズムも含めた「広い意味での権威主義」の勃興と衰退の歴史

→ <転換期><歴史の踊り場>と称される現状をこの歴史の中に位置づけたい

→ 転換を迫る諸要因（リーマン危機・東日本大震災・コロナ危機）を経た現在という中期的な視点を持ちながら、<ファシズム前夜>の日本の財政運営を見直してみたい

デモクラシーとその反動

- 大正デモクラシーの1920年代

- ワシントン会議による安堵、強まる軍閥批判、ふたつの軍縮
- 資本論の翻訳、日本共産党の発足、社会主義思想の浸透
- 両税委譲論争を中心とする地方分権への動き
- 濱口雄幸内閣における金解禁と前提条件としての軍事費の削減（財政の緊縮整理・国債総額の逡減・軍備縮小の完成）
- 売勲事件、五私鉄疑獄事件、朝鮮総督府疑獄などの政治贈収賄事件＋財閥系銀行によるドル買い問題→国民による政党・財閥への強い批判

→ ロンドン海軍軍縮条約と海軍・艦隊派の反発

→ 危機感を強めた陸海軍の青年将校と右翼活動家たち

3

昭和恐慌のインパクト

- 重なった金解禁と世界恐慌

- 円高による輸出減と財政緊縮で萎縮していた日本経済を直撃した世界恐慌
- 1930年に卸売物価指数と株価は3割、農作物生産額も4割以上低下
- 農家の粗利益は平均で半分に減少
- 青森県だけでも身売りが2400人を超える
- 都市部では実質賃金は増加傾向
- ただし、都市の内部、都市－農村間の所得格差が増大

→ 桜会の結成、3月事件、10月事件、血盟団事件、5・15事件へ

4

高橋財政へ

1931年12月犬養毅内閣の成立、5・15事件以後、斎藤実、岡田啓介による挙国一致内閣
高橋是清蔵相のユニークな財政政策～いわゆる高橋財政（1931.12～1936.2）へ

1. 新規国債の日本銀行引受発行の開始
 - ・ 日銀が国債を買い取り、政府に資金を融通
 - ・ 大規模な公共事業による雇用創出、米価安定策、軍拡を実施・・・1932年度予算は対前年度比33%増
 2. 金本位制度から管理通貨制度へ（→MMTの想定との相違を確認）
 - ・ 金の裏付けを欠いた円は価値が下落（1ドル2円→5円へ）→大陸向けの輸出ドライブで急回復
 - ・ 輸入価格の高騰＝嚴重な為替管理政策の実施＝1933年に入って為替は安定
 3. 後期高橋財政（1935－36年）における「健全財政」
 - ・ 日銀は市場の余剰資金を銀行への売りオペレーションで吸収＝インフレ抑制
 - ・ 景気が良くなると国債の売行きが停滞→財政健全化のタイミング＝予算編成方針の転換
- 「ケインズ知らずのケインジアン」という歴史的な評価・・・だがそうか？

5

昭和11年度予算編成過程

1. 藤井真信の臨時利得税→大幅増税構想の挫折→方針の転換→自然増収分の国債発行減＝「国債漸減政策」という「増税なき財政再建路線」への転換
2. 特別会計の剰余金を一般会計に繰替え、軍事費の後年度負担化
3. 行政予算はゼロシーリング、新規経費は自前で財源を準備
4. 補助金削減による国の負担減、預金部資金を活用した単独事業への地方誘導

- 軍事費が一般会計予算の5割近くに達する
- 短期的には健全化したが、新規の後年度負担だけで当該年度税収の約7割
- 国債漸減には成功するも、ミクロの資源配分や予算統制には失敗＝**経済的合理性と政治的非合理性のせめぎ合い**

6

民主主義の守護者・高橋是清

「唯国防のみに専念して悪性インフレを惹き起しその信用を破壊するが如きことがあっては国防も決して安固とはなり得ない。いざ鎌倉の際この用意と余裕がなければならぬ。翻って、国内の状況を見ると、打続く天災によって国民は甚だしく痛められている。**社会政策上考慮すべき点は多々ある。軍部も、この点は余程よく考えて貰わねばいかぬ**」（昭和11年度予算編成時の閣議における高橋の発言より）

「高橋さんはあの政論の最中においてさえ、**彼の書斎では心静かにロシア共産主義の政治と経済を学んでいた**のである。私は著者ウェッブ夫妻の老健さに驚いたと同じ驚きをこの老財政家に対して捧げ、この人に頼めば、既に老朽となりつつあった日本財政にもなお「健全」さが何程か保たれるかも知れぬという一縷の希望をいただいたのである。**二・二六事件が私からこの希望を奪った**ことはいうまでもない」（大内兵衛「高橋さんの写真」より）

→ 一人の政治家が「民主主義の守護者」を演じねばならないことの不自然さへの違和感

7

Historical If

高橋是清のもとに

反ファシズム勢力は結集できなかったのか？

「社会不安の相対的改善、経済事情の変化、而して挙国制が国民的挙国への方向をとりはじめた政治情勢等は、急激なクーデター的手段の成立を既に不可能ならしめていた」（『朝日時局読本 現代政治の動向』1937年より）

8

政友会と皇道派の連携

- 政治的に孤立した立憲政友会
 - 元老政治＝野党第一党だが政権につけなかった政友会→だが閣僚は取られる⇨民政党は与党に
 - 第7代総裁鈴木喜三郎と高橋の「默契」問題
 - 政友会の反鈴木派がしかけた「政民連携」構想→鈴木派がしかけた「爆弾動議」による破談→反鈴木派による高橋を担いだ新党樹立構想＝政友会の分裂の危機
 - 皇道派の政治的敗北
 - 1934年度予算編成における荒木貞夫の失敗と青年将校の反発→荒木は病氣辞任へ
「一千万円を投じて海軍を救わんと決心せられたり。依りて此決心より生ずる不利なる形勢に就口用心すべきを具申す」「本日陸相の決心にて予算決定す。海軍の醜状見るに忍びず」（『鈴木貞一日記』より）
 - 下士官事件、陸軍パンフレット事件によって後退する皇道派→相沢事件、2・26事件で決定的敗北
- 窮地に追い込まれた政友会と皇道派が天皇機関説問題をめぐって政治的に連携

9

陸軍パンフレット問題と内閣調査局

- 「国防の本義と其強化の提唱（通称『陸軍パンフレット』）」
 - 国民の大部分が塗炭の苦しみを舐め、階級対立を生じさせている、という統制派の主張
 - 「経済機構の変改是正」を急いで「統制ある戦時経済の運用に移らなければならない」
 - 陸軍による政治干渉だが、与党の民政党は黙認、社会大衆党に至ってはこれを激賞
- 「資本主義打倒の社会改革に於て軍隊と無産階級の合理的結合を、必然ならしめている。目的を達するには、此の必然を激成して行く以外に道はない・・・このパンフレットを仲介として研究会を開き、勇敢に在郷軍人会、青年団、産業組合の陣営に進出し、このパンフレットの内容に沿って反資本主義勢力の拡大強化に努力して党の拡大強化を図るべし」（『麻生久伝』より）
- 内閣審議会と内閣調査局の設置
 - 政権基盤の弱かった岡田啓介内閣、民政党による内閣機能強化構想
 - 内閣審議会は一年で解散するも、調査局は戦時統制を行う企画院に発展的改組
 - 調査局＝若手の革新官僚が各省から集合し、計画経済を志向する統制派、社大党がここに結集
「（社大党は）斎藤内閣、岡田内閣の与党同様だった」（『亀井貫一郎談話速記録』より）→対案路線への転換
- 距離をつめた統制派、社大党、革新官僚・・・敵の敵は味方＝政治は政局に没頭＝政策より権力

10

国民による運動の二つの顔

- では社会の側での連帯は？・・・挫折した社会運動
 - 1929年救護法の制定→社会民衆婦人同盟「貧困母子の経済的扶助は当然国家の負うべき義務なり」
 - 1937年母子保護法制定・・・ただし夫の失業への給付は認めず、性格も国家主義的なものに
「今までの日本では、子供を育てるといふのは、母の単なる一家に於ての私事にすぎなかったのです。しかし、この法の精神からすると、それもはや過去のこと、現在の日本では、**子供は国の宝であり、これを守り育てる母親の仕事こそは、立派な国家的大事業なのであります**」（金子しげり「母子保護法とは（下）」）
 - 高橋財政期における格差の拡大＝都市中間層の実質所得減少＝都市部における組合の創設→社大党と対立・分裂＝**都市部の新中間層、労働者の利益を回収する経路の不在**
- 後藤文夫、石黒忠篤ら革新官僚による農山漁村経済更生運動
 - 経済更生委員会の設置、更生計画の策定・・・地域の中心人物が参画、在郷軍人会とも連携
 - 農家小組合を法人化し（＝農事実行組合）、産業組合に加盟させる
 - 産業組合への低利融資、実行組合員は会費不要＝政府～産業組合～農事実行組合～集落＝支配システムの構築
 - 教育の産業化・・・勤労や儉約の美德、生活の合理化を教育の現場でも指導
 - 石黒忠篤の推奨する「日本精神」の浸透
 - 千石興太郎の産業組合主義と青年層の右傾化（＝背後には都市の中高商業者の反発・右傾化）

11

属人的な政治の意味

- 高橋是清の増税時期尚早論
 - 閣僚、軍部、政民両党、社大党など大半が増税を肯定する発言
 - 高橋と社大党の政策の類似性（しかも、相沢事件以後、社大党と統制派との間には距離）
→ 1937年に第三党に躍り出た社大党・・・増税や都市向け給付、社会保障を論点として社大党（＋孤立を深める政友会）と連携できた可能性はなかったのか？
- 1. 増大し続けた軍事費
 - 1931年に4.5億円だった軍事費は、翌年度以降、6.8億円、8.7億円、9.4億円、10.3億円と増大、1936年度予算でも10.7億円に
 - 五相会議、内政会議、閣議での高橋の判断→予算統制の弛緩、社大党の反発
- 2. 社会保障に対するスタンスの違い
 - 社会保険と公的扶助を整えたアメリカ（＝社会保障法）とイギリス（＝ベヴァリッジ報告）
 - 国民年金と国民健康保険の確立を訴えて第三党に躍進した社大党

12

「私たちが扱うのは「個人」です。人間の人格は、神聖な何ものであるかです。それは、理性と自由の光を享受しています。それは、物的なものを超え、精神的な理想に身を捧げることで成長します。私たちの社会秩序は、人間の人格にある本来的価値をみとめる限りにおいて、人類としての価値をもつのです」（F.P.Roosevelt, “Proceedings of National Conference of Social Work,” 1936より）。

「私たちの提案は、イギリス国民の富を増やすことに興味があるのではなく、何よりもまず必要なもの、本質的な身体的ニーズを取りあげ、イギリス国民が全体として利用しうるすべての富を分配することに関心がある。それは、平時においても、戦時においても、政府の目的が支配者や民族の栄光ではなく、庶民の幸福を実現することだ、という信念のあらわれである」（*Social Insurance and Allied Services*, Report by Sir William Beveridgeより）

「要するに最も大切なことは、国民に独立の精神と自助の意思を高めさせることを忘れてはならぬ。政府は勿論政治家、識者とか世の先覚者は真に民を愛するといふこの根本に立って指導誘掖するところがなくてはなんにもならぬ。いたづらに救ふというやうな方途に出たならば、国民は寄生物になってしまふ。かくのごとく深く考慮せねばならぬところである」（高橋是清『経済論』より）。

→ 失業保険は回避され、失業救済事業は失業応急事業に変更（＝「被救済労働者に被救済権とも称すべき権利観念を抱かしめ・・・面白からざる影響を及ぼす」『社会政策審議会第一回答申』より）＝保守的な惰民観

13

1930年代の日本とドイツ

ドイツとの相違点

- ドイツのほうがはるかに経済的危機が深い
- 日本は、ホワイトカラー層ではなく、地主、中小農家、中小企業主、商店主、職人等が国家主義化を支持⇔ドイツは給与所得層・労働者層をも動員（→ヴェルサイユの屈辱、居場所のない人びと＝退役軍人と青年）
- 皇道派＝国家維新・天皇親政路線の敗北＝一党独裁は成立せず、強制的同質化の徹底度も違う

ドイツとの共通点

- 中間層の生活不安、将来不安、社会的分断
- 急激な財政出動と中央銀行信用の活用、雇用創出から軍備増強へ（「とにかく歴史から学びたまえ、これまで借金で亡びた民族など一つもありはしないのだから」1942年5月4日ヒトラー演説）
- 形骸化した議会統制（＝特別会計における資金運用）と政局への没頭、政党間の思想融解（＝政治共闘と社会ファシズム論）
- 全面化する自己犠牲と参加の思想（「我々が国民的連帯という思想を正しく捉えるなら、それは犠牲という思想でしかあり得ません・・・もらうことに、真の国民連帯は意味を見出すことなどできないのです」1933年9月ヒトラー演説、「勤労は皇国民の奉仕活動として・・・皇国に対する皇国民の責任たると共に荣誉たるべき事」1940年11月勤労新体制確立要綱）
- 公共事業への著しい傾斜（＝勤労の機会提供）と不十分な社会保障（＋社会保障のスティグマ化＝民族同胞に限定した給付、労働の意思・能力のない者の排除、劣等者・ユダヤ人の社会保険からの排除）

14

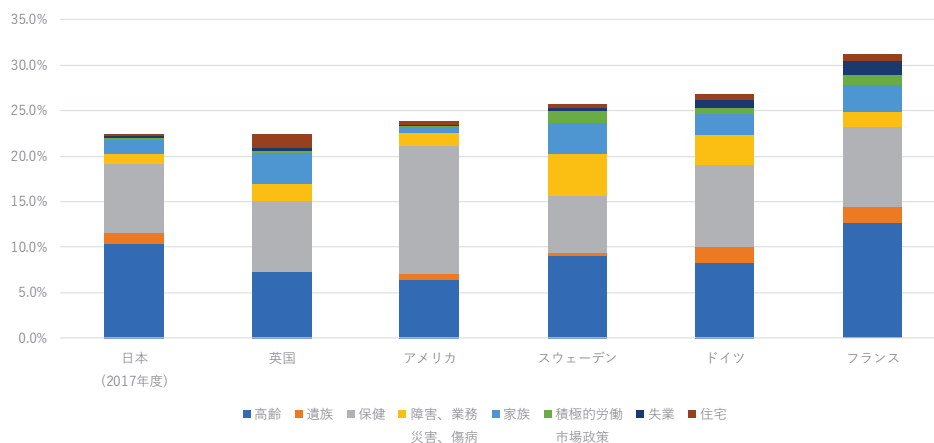
歴史と現代の対話

- 歴史の分岐点に立った「恐慌期の勝者たち」
 - 普遍主義的な家族原理のもと、社会民主主義への歩みを始めたスウェーデン
 - 家父長制的な家族原理のもと、一君万民的な社会を作った日本とドイツ
- いずれも経済政策が争点であったことは間違いない
- 現代における普遍主義的な政策志向の強まり
 - J.バイデン政権のThe American Families Plan（2021.4発表）
 - Universal pre-school **for all** three- and four-year-olds
 - Free community college **to all** Americans
 - ポリス・ジョンソンの提案（2021.9発表→議会を通過）
「どこに住んでいても、年齢、収入、状態に関わらず、2023年10月以降、介護を始める人は生涯で86,000ポンド以上を支払うことはない」
- いずれも必要な財源として増税が提案

15

スウェーデンに接近するアメリカ？

社会支出の対GDP



<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-09-09.html>
日本以外は2015年度の数値。

16

- ロシアによるウクライナ侵攻後の動き

- ドイツ「すべてはドイツのために」：「ドイツのための選択肢」が支持率急増
- イタリア「すべての人のために国を治める」：「イタリアの同胞」が政権を奪取
- フランス「国家の連帯、すべての人びとの平等」：「国民連合」が政権に肉薄

「誰も置き去りにしない、より強力な経済を構築する必要があります。バイデン大統領は、強力な中間層がアメリカの主力であることを知っています・・・過去数十年とは異なり、アメリカの家庭の生活を楽しむ政策は、性別、人種、都市部、郊外、農村部などの居住地を問わず、**すべての人を巻きこむことに重点を置かなければならない**ことも知っています」（White House Statement, April 2021）

「すでに手遅れになったある日、信じていたものが崩れ、すべて自分に降りかかってきます・・・小さな出来事によって、いきなりすべてが崩壊する。私の場合、それは小さな息子、まだ赤ん坊と言ってもいいくらいの子供が、『ユダヤの豚』と口にしたことでした。**すべてが、まさにすべてが、目の前で完全に変わってしまいました**」（オルブライト『ファシズム』より）

17

- 家族のような社会？私たちはいかなる第四ステージに立つのか？

- リーマン以降に進んだ現金給付の活用、交付金、200を超える基金、裁量性を増した予備費、国庫債務負担行為の積極活用
- 普遍主義的給付の広がりの方、議論が尽くされない財源論、繰り返される減税論
- 一方で中間層の所得水準の低下
- 日本社会における情民観と低所得層バッシング（＝「中の下」の反乱）＝分断社会化
- 左派の提案政党化と野党共闘、与野党を超えた連立政権・閣外協力構想
- 内閣人事局の設置と内閣官房の肥大化、官僚の政治化
- 自治体の水平的な連携の強まり、相次ぐ計画策定、地域包括ケアの進展、社会福祉法の改正の意味→地域福祉への住民参加が義務化？（⇔交付税の果たすべき役割）
- 補足的に言えば・・・嫌中・嫌韓意識の強まり（親しみを感じない43%→79%、52%→62%：平成元年と令和3年の比較）と防衛予算の増大

→ 全体として民主的意思決定の形骸化＝権威主義化（＝国民・住民から遊離した権力的な支配）が進んでないか？

→ 右傾化と左傾化が同時に進行する現状だからこそ、問わねばならぬ問題

18

「欧米諸国が直面する数多くの社会、経済問題に政府がより踏み込んだ対応策をとらず、**主流派の政治家と政党がすべての市民との対話に力を入れず、保守派が不安を煽り、急進主義に目をつむれば、欧米はポピュリズムからファシズムへの道を歩みつつあることに気づくことになるかもしれない**」

(S. バーマン「民主主義の危機にどう対応するか」より)

「拘束と自由、法治国家としての秩序と、行政府にとって必要不可欠な裁量権限の間に、**正しい中庸の道を見出すことは、たえず繰り返されて、決して最終的に『解決される』ことはないとしても、とにかく国家政治に課せられた任務**である」

(G. シュメルダース『財政政策 第一版』より)

19

参考：分断社会

- これらは政府の責任？（反対者の割合：ISSP, “Role of the Government 2016”）
 - 「病人が病院に行けるようにすること」1位/35カ国
 - 「高齢者の生活を支援すること」1位/35カ国
 - 「失業者の暮らしを維持すること」2位/34カ国
 - 「所得格差を是正すること」6位/35カ国
 - 「貧困世帯の大学生への支援」1位/35カ国
 - 「家を持っていない人にそれなりの家を与えること」1位/35カ国
- 経済格差を是正する意欲をなくした？日本の財政（OECD, “Growing Unequal?”）
 - 給付で所得格差を小さくする力：19位／21カ国
 - 課税で所得格差を小さくする力：21位／21カ国
- 「『丸山眞男』をひっぱたきたい 31歳、フリーター。希望は、戦争。」、貧困女子高生、生活保護バッシング、相模原殺傷事件・・・弱者が更なる弱者を叩く社会

20

参考：中間団体に強制？される参加

社会福祉法の改正

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては……福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

→ サービス供給の担い手が住民や中間団体に降りてきて、それを義務とみなす風潮の強まり

21

参考：溶けていく思想的垣根

既視感のある社会大衆党の主張

国民軽視「一般大衆は『今日の必要』に基いてのみ動く。この大衆を動員組織するためには、我等は政権獲得に直向する確固たる理想と共に、現実の問題の一つ一つに対しては、『今日の正義』の見地に起って、明確な態度を決し、具体的なる実践を展開し、以って我党の組織力を拡大せねばならぬ」

バラマキ「税制の根本的改革を伴ふ所謂『財政インフレーション』方針こそ、今日に於て残されたる唯一の財政政策であって、また我党の年来主張せる『大衆インフレーション』と相一致するものと信ずる……今日の世界の財政々策の根本的方向は、税制の根本的改革、公債の低利借替に依って国家が支払者として大衆の台所に表はれることである

対決より解決「現在政府が行ッテイル、法制審議会、鉄道会議、土木会議等ニ対シテモ、強イテ我々ノ意見ノ提示ヲ拒否スルモノデハナイ。寧ロ此等ノ会議中ニ我々ノ意見ヲ反映セシメルコトガ必要デアル。今マデ無産党ハ単ニ反対意見ヲ表示スルノミデ、具体的ナル政策ヲ有ッテイナカッタ

第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（神野座長）

議事概要

【日時】 令和6年9月13日（水）18:00～20:00

【場所】 中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

及び Skype for Business によるオンライン会議

【出席者（学識委員）】

神野座長、青木委員、井手委員、宇野委員、佐藤委員、関口委員、沼尾委員、古市委員、星野委員、諸富委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「ファシズムの可能性について考える～1930年代前半と現代の財政運営を念頭に」

「令和6年度普通交付税の算定結果等」

「令和7年度の地方財政の課題」

3 閉会

【議事概要】

1. 「ファシズムの可能性について考える～1930年代前半と現代の財政運営を念頭に」

（1）説明

発表資料に基づき、井手委員より説明。

（2）質疑応答

○ 今回テーマとしている「ファシズムの可能性」ということについて、第一次世界大戦と第二次世界大戦の戦間期にみられた権威主義の問題を念頭に置いているのか。

→ お見込みのとおり、そうした権威主義の究極形がファシズムであると認識

している。もっとも、ファシズムの定義には複雑な議論があり、例えばスターリニズムのような社会主義とファシズムとを総体として全体主義と定義することもできるため、権威主義とファシズムは全く同一のものということにはならないのだが、重なり合う概念だと理解している。

○ 金融資本主義の台頭の観点からファシズムを分析したものとして、ポランニーによる議論がある。その中では、第一次世界大戦後、市場が社会から離床する現象が強まり、それに対し、市場を社会に埋め込む運動の一つの形態としてファシズムが出現し、その他にもニューディール型の資本主義やソ連型の社会主義が登場したとされているが、現在も同様の現象がみられているということか。

→ 現在の状況は、金融資本主義というよりは、グローバリゼーションによるものだと考えているが、経済のグローバル化・サプライチェーン化の進展が、中間層の没落を招いており、それがもたらす社会変動の一形態としてファシズム的な状況が散見されているという意味では、ポランニーの議論のような現象が生じていると考えている。

○ ヨーロッパの極右勢力が、排外主義的な施策を志向しつつ、自国民に対しては、（左派の）社会民主主義政党に近いスタンスをとることもある一方で、日本のそうした勢力には、嫌韓・嫌中といった排他的な思想に加え、生活保護へのバッシングといった対内的なイデオロギーもあるように見受けられるが、こうした相違が生じるのはなぜなのか。

→ ヨーロッパの極右勢力は、一言で言えば、国民国家や福祉国家が機能していた時代へのノスタルジーであり、自国利益を優先することを志向しているものの、積極的に他の人種を攻撃している訳ではないと思われる。一方、日本でみられているのは、そのようなノスタルジーに基づくものではなく（そもそも正しい意味での福祉国家が成立していない）、民族主義としての嫌韓・嫌中意識であり、次元が異なっているということではないか。

○ 資料の 20 ページについて、紹介されている調査結果は、列挙されている

事項について、政府の責任でやるべきことだと考えるか、それとも自己責任だと考えるかということを、30数カ国で調査したアンケート結果になるのか。

→ そのとおりである。この結果からもわかるように、日本はこうした生活困窮者や社会的弱者への支援について、自己責任であるとする考え方をする人の割合があまりにも多すぎるのではないか。財政の面からしても、格差是正への意欲が見受けられず、いわば「分断社会」とも言える状況であると考えている。

2. 「令和6年度普通交付税の算定結果等」

「令和7年度の地方財政の課題」

発表資料に基づき総務省より説明の後、質疑応答。

カナダの住宅政策と財政

立教大学 池上 岳彦
ikegami@rikkyo.ac.jp

1. 住宅をめぐる状況

(1) 世帯数 [表 1]

○人口増に合わせて、単独世帯・核家族世帯とも増大。(日本は人口減, 「夫婦と子」世帯減。)

表 1 カナダの世帯数と人口 (単位: 1,000 世帯, 1,000 人)

年	総数 ①	単独 世帯	核家族 世帯	うち			その他 の世帯	[参考] 人口 ②	②/①
				夫婦と子	夫婦のみ	一人親と子			
2011	13,321	3,673	8,264	3,676	3,394	1,193	1,383	33,477	2.51
2021	14,979	4,394	8,931	3,796	3,838	1,297	1,654	36,992	2.47
変化 (%)	1,658 (+12.4)	721 (+19.6)	667 (+8.1)	120 (+3.3)	444 (+13.1)	104 (+8.7)	271 (+19.6)	3,515 (+10.5)	-0.04

[参考] 日本

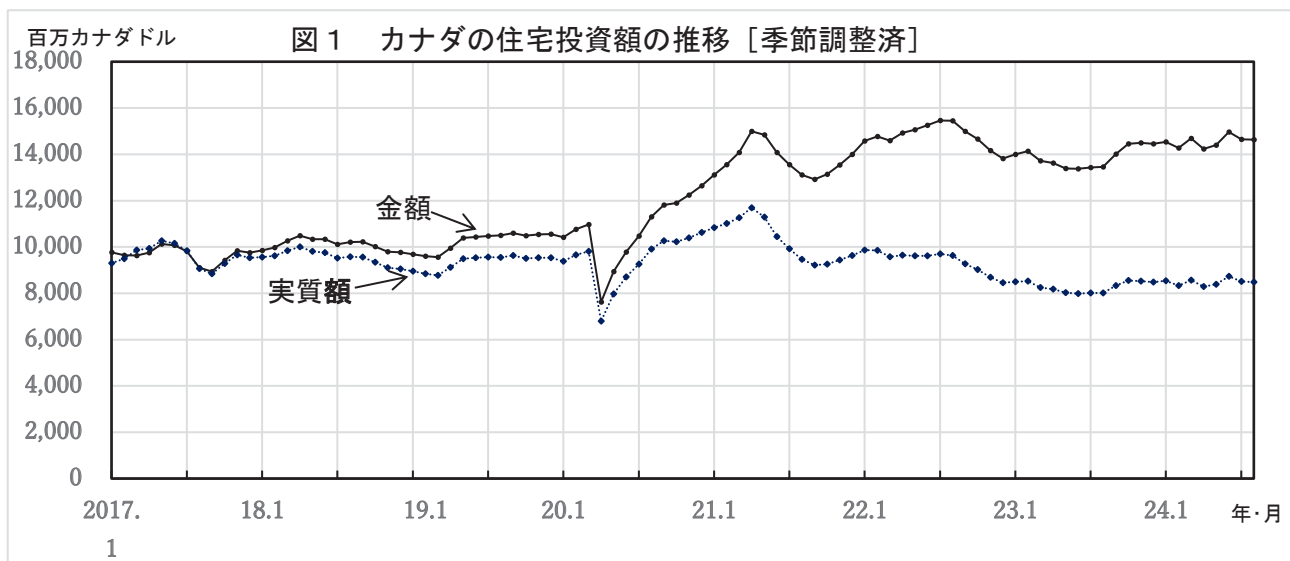
年	総数 ①	単独 世帯	核家族 世帯	うち			その他 の世帯	[参考] 人口 ②	②/①
				夫婦と子	夫婦のみ	一人親と子			
2010	51,842	16,785	29,207	14,440	10,244	4,523	5,309	128,057	2.47
2020	55,705	21,151	30,111	13,949	11,159	5,003	4,443	126,146	2.26
変化 (%)	3,863 (+7.5)	4,366 (+26.0)	904 (+3.1)	-491 (-3.4)	915 (+8.9)	480 (+10.6)	-866 (-16.3)	-1,911 (-1.5)	-0.21

注: 1) 両国とも国勢調査 (Census) による。なお, 最新の人口は, カナダ 41,289 千人 (2024 年 7 月 1 日の推計値), 日本 124,002 千人 (2024 年 4 月 1 日の確定値)。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2019 年版・2024 年版, 表 1-1, 表 7-32。
Statistics Canada, *Census of Population, 2011 & 2021*.

(2) 住宅投資の状況 [図 1]

○コロナショックの反動で住宅投資額が増えたのはインフレの影響大。実質的には減少・停滞傾向。

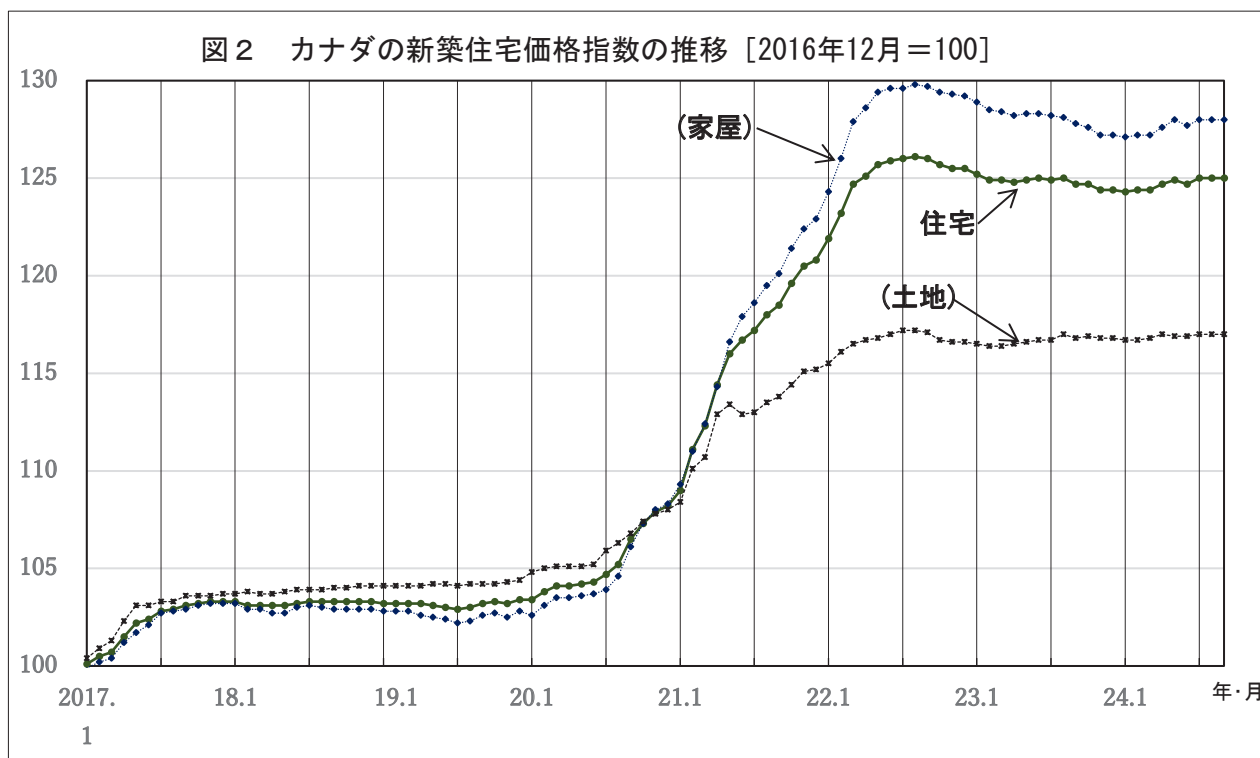


資料: Statistics Canada, “Investment in Building Construction.” (Table 34-10-0286-01)
<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3410028601> [2024 年 10 月 28 日アクセス]

(3) 住居コストの上昇

(A) 住宅価格の上昇〔図2〕

○2020 年後半から上昇。21 年から 22 年前半まで急上昇。(家屋は 2 割上昇, 土地は 1 割上昇)

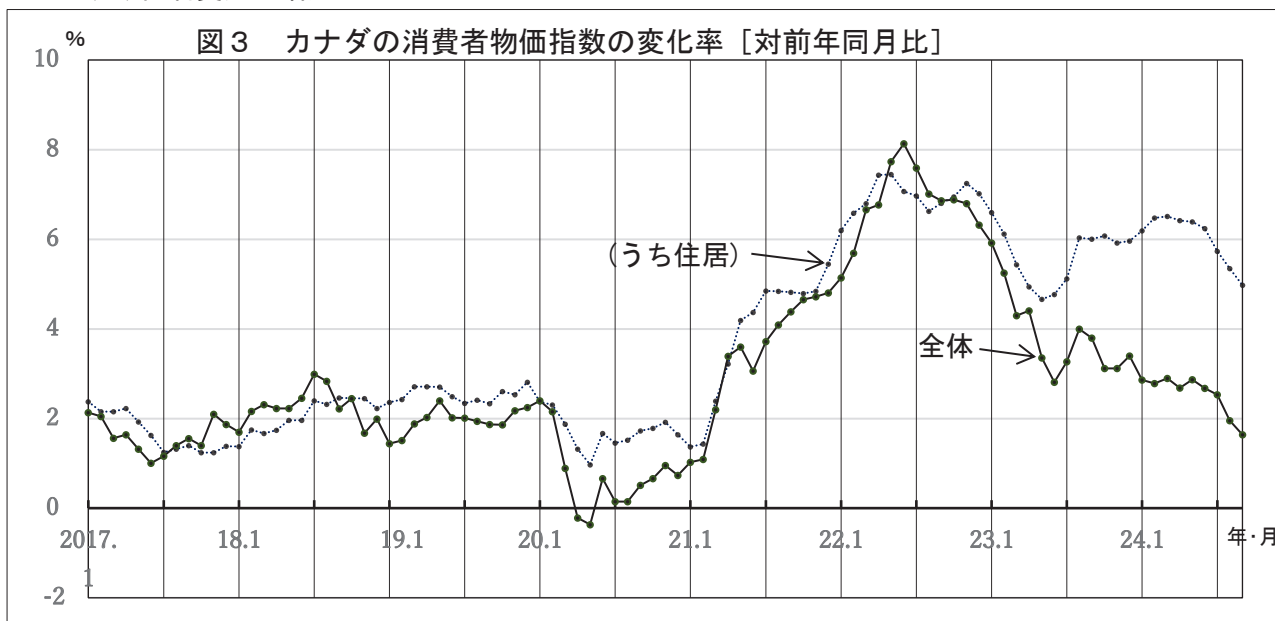


注：1) 「土地」の価格指数は、原資料では“use with caution”(注意して使うこと)と記されている。

資料：Statistics Canada, “New Housing Price Index, monthly.” (Table 18-10-0205-01)

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1810020501> [2024 年 10 月 27 日アクセス]

(B) 住居費用の増大



注：1) 「住居」(shelter) 費用の消費におけるウェイト (2023 年) は 28.57%である。その内訳は、家賃 6.86%, 住宅ローン利子 5.20%, 持家減価 4.74%, その他 (租税公課, 住宅関連保険料, 維持修繕費など) (Lehto 2023; 2024)

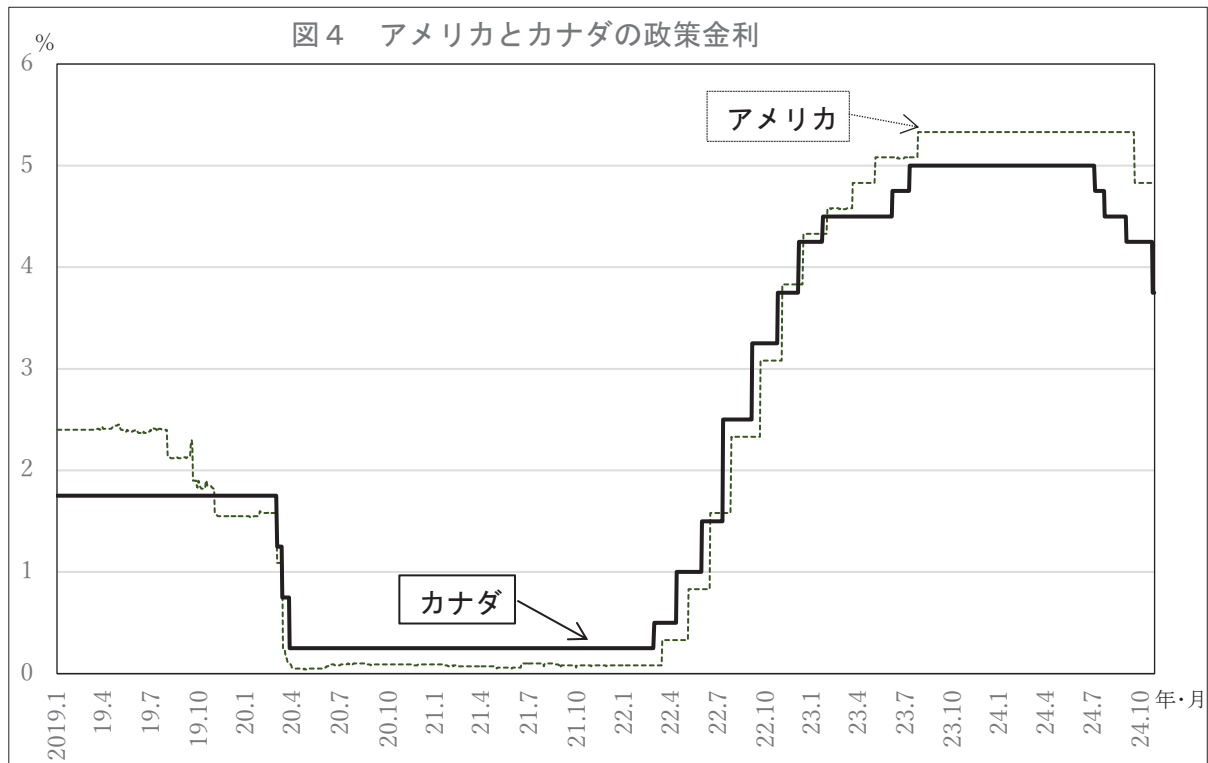
資料：Statistics Canada, “Consumer Price Index, monthly, not seasonally adjusted.” (Table 18-10-0004-01)

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1810000401> [2024 年 10 月 24 日アクセス]

○カナダの消費者物価上昇率（対前年同月比。図3）

- ・2015年以来、1～2%台で安定
- ・コロナ勃発後の2020年4～5月はマイナスを記録。その後も12月までは0%台。
- ・2021年3月から急上昇し、2022年6月には上昇率が8.1%（とくにエネルギー、運賃、食料品、住居関連（建築費、住宅ローン利子、家賃）の値上がりが顕著）
- ・2022年後半から物価下落。年上昇率は2024年には2%台へ低下し、9月は1.6%へ。

←金融引締め（コロナ対策で引き下げた政策金利を2022年春から引き上げて5%へ。）[図4]



注：1) 両国とも、政策金利は無担保コールレート（翌日物）。

資料：（カナダ）Bank of Canada Website, “Press Releases”により作成。

<https://www.bankofcanada.ca/press/press-releases/> [2024年10月24日アクセス]

（アメリカ）Board of Governors of the Federal Reserve System, Selected Interest Rates - H.15, “Effective Federal Funds Rate.”

<https://www.federalreserve.gov/releases/h15/> [2024年10月24日アクセス]

○物価上昇の原因（Bank of Canada, *Monetary Policy Report* [2022年1月、4月、7月、10月]）

*供給面：①石油・天然ガスの供給不足、②コロナ禍における港をはじめとするサプライチェーンのボトルネックによる農産物、鋼材、木材などの輸送力不足とそれによる耐久消費財、食料品、住宅修繕・建設資材の供給力不足、③労働力不足による賃金上昇及び設備稼働率低下、④干ばつなどによる農業生産への打撃、⑤ロシアのウクライナ侵攻による食料・燃料価格上昇など。

*需要面：①コロナによる活動制限の解除及び貯蓄された資金の消費への転換による経済活動活発化、とくに交通機関、旅行、外食・接客、耐久消費財、住宅建設・賃貸などの需要回復、②アメリカの経済の景気回復による需要増大。

(C) 金利引き上げの影響

○不動産価格の抑制（住居〔shelter〕費用の上昇率は4%台に下がった）

＊しかし、物価全体の動きに反して、住居費用の上昇率は6%に高まった。〔図3〕

＊また、新築住宅価格指数も、家屋・土地とも下落は見られない。〔図2〕

＊原因

[	i) ポスト・コロナの <u>住宅需要拡大（経済活動回復）</u> ， <u>建築資材の供給回復の遅れ</u>
	ii) <u>住宅取得支援措置</u> （長期低利融資・補助，租税支出など〔後述〕）による需要拡大

○住宅ローンを組めない国民が増えている。

＊住宅価格の高騰〔図2参照〕

- ・とくに2016年12月の住宅価格を100とすると、2024年8月は、
カナダ全体128.0（うち 大西洋沿岸州120.9、ケベック州149.9、オンタリオ州126.6、
平原州129.4、ブリティッシュコロンビア州126.9）

＊金利引き上げにより、2022年春以降、住宅ローン金利上昇（年利3%台から6%台へ）

○消費者物価上昇率（対前年同月比）は、2024年9月は1.6%であったが、住居費用は5.0%であった。

○カナダ銀行は、インフレ抑制の効果は十分だとして、5.0%だった政策金利の引下げを2024年7月5日に開始し、10月23日からは3.75%である。

＊この利下げは変動金利型住宅ローンを組みやすくするが、不動産価格・住居費用への影響は不明。

2. 住宅政策の体系と政府間機能配分 ― 近年の状況

(1) 財政支出の状況〔表2〕

○財政支出面で住宅政策を主に担うのは州・準州／地方政府。

- ・住宅開発 (Housing Development) は、建築基準設定、スラム地区再開発、住宅用地取得、住宅建築・購入、情報・統計作成、住宅増改築・保全の補助・融資、関連行政事務など。
- ・社会保護としての住宅コストに係る家計補助（現金給付・現物給付）が大規模。
- ・人口1人当たり額は、北方の3準州と低所得者向け住宅を重視したBC州が多額。

表2 カナダ一般政府の財政支出〔2022年（見込額）〕

（単位：百万カナダドル）

	一般公共サービス	防衛	秩序・安全	経済	環境保護	住宅・地域アメニティ	うち住宅開発地域開発A	水道供給
カナダ ①	149,370	21,230	46,848	90,454	25,270	14,705	4,877	8,303
うち 州・準州／地方政府 純計 ②	79,451	0	32,635	71,151	13,367	9,594	3,171	5,127
ニューファンドランド・ラブラドル州	1,733	0	340	1,308	114	105	19	65
プリンスエドワードアイランド州	386	0	96	305	65	25	2	18
ノヴァスコシア州	1,976	0	619	1,149	344	339	55	104
ニューブランズウィック州	1,824	0	690	1,292	180	172	81	62
ケベック州	30,625	0	5,947	16,202	2,848	1,562	396	707
オンタリオ州	22,311	0	13,021	25,706	4,770	3,386	1,267	1,894
マニトバ州	3,422	0	1,343	1,742	350	393	117	224
サスカチュワン州	2,160	0	1,234	3,531	361	438	113	279
アルバータ州	6,146	0	3,636	11,222	1,480	1,285	414	715
ブリティッシュコロンビア州	7,842	0	5,282	7,562	2,594	1,661	596	944
ユーコン準州	195	0	125	406	154	54	45	8
ノースウェスト準州	395	0	158	342	89	96	48	47
ヌナヴト準州	439	0	146	385	20	76	16	59
州・準州／地方政府の割合 ②/① (%)	53.2	0.0	69.7	78.7	52.9	65.2	65.0	61.7

〔つづき〕

	保健	娯楽・文化・宗教	教育	社会保護	うち住宅B	総額	人口1人当たり額 (カナダドル)		[参考] 人口 (千人)
							総額	住宅A+B	
カナダ ①	235,937	21,477	121,924	235,486	9,762	962,701	24,725	376	38,936
うち 州・準州／地方政府 純計 ②	225,810	15,402	112,115	96,346	9,214	655,871	16,845	318	
ニューファンドランド・ラブラドル州	3,797	138	1,511	742	105	9,788	18,422	233	531
プリンスエドワードアイランド州	900	30	545	347	51	2,699	16,141	317	167
ノヴァスコシア州	7,179	411	3,180	1,651	279	16,848	16,433	326	1,025
ニューブランズウィック州	5,561	167	2,537	879	112	13,302	16,437	238	809
ケベック州	53,316	3,963	23,188	28,012	1,351	165,663	19,101	201	8,673
オンタリオ州	81,464	4,952	45,241	31,747	2,869	232,598	15,362	273	15,141
マニトバ州	8,931	341	4,055	3,417	258	23,994	16,986	265	1,413
サスカチュワン州	6,878	499	4,134	3,970	196	23,205	19,691	262	1,178
アルバータ州	24,980	1,740	13,591	10,007	624	74,087	16,425	230	4,511
ブリティッシュコロンビア州	31,383	2,996	13,300	14,652	2,969	87,272	16,290	665	5,357
ユーコン準州	430	37	212	154	40	1,767	40,251	1,936	44
ノースウェスト準州	772	63	327	383	101	2,625	58,812	3,338	45
ヌナヴト準州	718	61	300	385	258	2,530	62,536	6,773	40
州・準州／地方政府の割合 ②/① (%)	95.7	71.7	92.0	40.9	94.4	68.1	68.1	84.6	

資料：Statistics Canada, “Canadian Classification of Functions of Government (CCOFG), by consolidated government component.” (Table: 10-10-0005-01)

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1010000501> [2024年10月18日アクセス]

Statistics Canada, “Population Estimates, quarterly.” (Table: 17-10-0009-01)

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901> [2024年10月18日アクセス]

(2) 住宅政策における政府間機能配分 (Treff and Ort 2012: pp.14:6-14:11 参照)

表3 住宅政策における政府間機能配分

連邦	州・準州	地方
連邦税制 金融規制 (住宅ローン等) 国家的建築基準 移民受入れ計画 資金提供・定率補助 (共同住宅, ホームレス向け支援等) 連邦所有地の管理・売却 統計・調査 (住宅需要等)	州・準州税制 金融監督・消費者保護 州・準州の建築基準 家主・借家人の権利と義務 (家賃規制等) 計画・開発 共同住宅の建築・供給 州・準州所有地の管理・売却	不動産税 州・準州に委ねられた事務 (例)用途別区画 (zoning) 開発許可・費用徴収 条例(住居の規格・修理等) 共同住宅の建築・供給 施策の提供・実施(ホーム レス向け支援等)
政府間連携・共同事務 (例)共同住宅 (←連邦／州・準州／地方), 先住民住宅 (←連邦／州・準州／先住民自治体)		

資料: Housing, Infrastructure and Communities Canada, *Solving the Housing Crisis: Canada's Housing Plan* (April 12, 2024) p.25.

(3) 連邦と州・準州の協議 (Federal, Provincial and Territorial Forum on Housing)

○2017 年, 連邦 J.トルドー政権 (自由党 [Liberal Party of Canada]) → “National Housing Strategy”

- ・住宅新築・増改築への長期・低利融資と補助 (Affordable Housing Fund, etc.)
- ・州・準州が主導するプログラムへの拠出
- ・その他 (低家賃・低所得者向け住宅支援, ホームレス減少, 市町村への補助金など)

○2018 年, “Housing Partnership Framework (Partnership)” → 連邦と全州・準州の方針表明

○Bilateral Agreements → 連邦とそれぞれの州・準州の個別協定

- ・Canada-XXXX (州名) Housing Benefit (家賃補助・住宅手当)
- ・Canada Community Housing Initiative (低家賃・低所得者向け住宅への支援)
- ・Provincial/Territorial Priority Funding (州・準州の重点施策への支援)

(4) 連邦

○Housing, Infrastructure and Communities Canada (住宅・インフラ・コミュニティ省)

○Canada Mortgage and Housing Corporation [CMHC (Crown Corporation=連邦営企業)] (CMHC 2023; 2024)

- ・1946 年設立。当初の目的は復員兵士向け住宅供給。その後, 一般的住宅供給へ転換。
- ・住宅新增改築業者を通じた長期・低利融資, ローン保険, 補助金 (Affordable Housing Fund, etc.)
- ・ただし, 住宅ローン金利はコロナ対策で3%台前半だったが, 2022 年 2 月から急上昇して, 23 年 8 月から 24 年 5 月まで6%台。(その後やや下がり, 24 年 8 月は 5.73%)

○Federal Housing Advocate: 人権保障の視点から, 全国民の住宅確保へ向けて提言する機関

○「租税支出」(Tax Expenditure) [2024 年現在] (Department of Finance Canada 2024b)

*個人所得税

- ・1 件目の住宅を購入する場合の税額控除 (1,500 ドル)
- ・主たる住居 (principal residence) を売却した場合のキャピタルゲイン非課税
- ・1 件目の住宅を購入するための貯蓄に対する非課税措置 (Tax-Free “First Home Saving Account” [FHSA] を開設すると, ①年間 8,000 ドルまで, 生涯通算 4 万ドルまで, 拠出額を課税所得から控除できる。②FHSA の運用による利益に所得税は賦課されない。③国内で 1 件目の住宅を購入するために取り崩すときも課税されない。) [2023 年導入]

＊財・サービス税（Goods and Services Tax [GST]）＝ 消費型附加価値税

- ・中古住宅・個人用不動産（空地など）売却に対する GST 非課税
- ・主たる住居の新築費に対する GST 還付（住宅価格 35 万カナダドル[以下ドル]未満であれば 36% [上限 6,300 ドル]。住宅価格が 35 万ドル以上になると通減し、45 万ドル以上の場合は還付額ゼロ。）
- ・新築賃貸専用住宅に対する GST の定率還付（最初の賃借人が最低 1 年以上、主たる住居にすると想定される場合に限る。住宅価格 35 万ドル未満であれば 36% [上限 6,300 ドル]。35 万ドル以上の場合通減し、45 万ドル以上になると還付額ゼロ。）
- ・上記の新築賃貸専用住宅に対する GST 還付率の 36%から 100%への引上げ(時限付き [2023 年 9 月から 2030 年末までに建築開始])
- ・家賃（1 か月以上の賃貸契約によるもの）に対する GST 非課税
- ・低額（1 泊 20 ドル以下）の短期宿泊費に対する GST 非課税

（５）州・準州／地方

→ 租税支出，住宅建築関連インフラ整備，家賃規制，建築補助・低利融資，家賃補助・住宅手当，住宅供給など [連邦との協定に基づいて CMHC と連携する事務もある。]

（例）オンタリオ州の場合（Government of Ontario 2024）

○Ontario Ministry of Municipal Affairs and Housing

＊Ontario Housing Affordability Task Force（2022）の提言に基づいて施策充実

→ 住宅密度上昇，市町村の住宅建築規制緩和と手続き簡素化，住宅建築促進への支援

○租税支出（減税措置）

- （例）
- ・市町村住宅計画による施設への不動産税非課税
 - ・中低所得高齢者への不動産税軽減
 - ・新築住宅に対する州附加価値税の還付

○住宅建築関連インフラ整備

＊州から地方への資金援助

- ・Building Faster Fund（州の住宅増大目標に貢献した度合に応じて，住宅インフラ整備支援）
- ・Housing-Enabling Water Systems Fund（上下水道投資補助）
- ・Ontario Community Infrastructure Fund（小規模・北方・農村部の市町村インフラ整備支援）

＊連邦（CMHC）から地方への資金援助

・Housing Accelerator Fund（住宅関連インフラ投資補助）

○家賃上昇率規制（Rent Increase Guideline）→ 年 2.5%を上限とする

○中低所得者向け施策 ＝ 「手頃な住宅」（Affordable Housing [住居費用が世帯所得(税引前)の 30%以下であること]) が目標

＊建築補助・低利融資 [CMHC と連携]

＊家賃補助・住宅手当

- ・Canada-Ontario Housing Benefit（＝地域家賃相場－世帯所得の 30%）[CMHC と連携]
（社会扶助受給者への給付は「実際の家賃－住宅扶助額」[上限あり]）
- ・Rent Assistance／Housing Allowances（州・地方の独自プログラム）

＊住宅供給（Social Housing, Community Housing）→ 公営住宅，非営利型住宅，住宅生協

（例）City of Toronto → Toronto Community Housing Corporation（City of Toronto 2019）

3. 住宅政策の焦点

(1) 住宅関連インフラ・住宅供給・住居費用をめぐる重点施策

◎住宅政策は、連邦と州・準州（市町村を含む）が展開。具体的施策は州・準州主導。

○住宅関連インフラ

＊住宅用地（公有地など）、交通機関とのアクセス、道路、上下水道

○住宅取得促進・賃貸住宅提供（中低所得者向け）

＊連邦は CMHC を通じて「手頃な住宅」建築の長期・低利融資を拡大

＊公営住宅、非営利型住宅、住宅生協

○住居費用軽減

＊家賃補助・住宅手当（中低所得者向け）

＊租税支出＝減税措置（附加価値税，個人所得税，不動産税など）

(2) 連邦レベルの政策対立

○自由党政権

＊*Solving the Housing Crisis: Canada's Housing Plan* [2024 年 4 月 12 日発表]

(Housing, Infrastructure and Communities Canada 2024)

- ・住宅建築の増大（建築業者に対する支援，地域との連携，建築の技術革新，労働者訓練）
- ・住宅取得・賃借の支援（借家人保護，1 件目の住宅取得支援，持家住人支援，住宅ストック保護）
- ・「手頃な住宅」を持っていない人への支援（「手頃な住宅」の供給増大，ホームレス・ゼロ化）

＊*Budget 2024* [2024 年 4 月 16 日発表] (Department of Finance Canada 2024c)

→ Chapter 1: More Affordable Homes — Solving the Housing Crisis

- ・住宅建築の増大（公有地の宅地化，空地への課税，アパート建築促進・家賃引下げ，州・準州との連携，地方政府への住宅関連インフラ投資補助増大 [交通機関を含む]，建築技術革新・データ整備，単身者・学生向け住宅増大，建築労働者育成，国外建築企業への資格付与，労働者移動促進など）
- ・住宅取得・賃借の支援（移民・留学生の調整，家賃支払い関連減税，借家人の権利保護，1 件目の住宅取得支援 [住宅ローン条件改善等]，外国在住者・企業の住宅取得禁止，短期賃貸・不動産詐欺の取締り，洪水保険奨励，住宅金融規制等）
- ・「手頃な住宅」を持っていない人への支援（Affordable Housing Fund の拡充，「手頃な住宅」の増大，「手頃な非営利・生協住宅」の確保，賃借人・持家住人の燃料費軽減，ホームレス対策，先住民地域の住宅建築，難民申請者の住宅確保）

○保守党 (Conservative Party of Canada. 野党第一党) (Conservative Party of Canada 2023a; 2023b; 2023c)

→ “Building Homes Not Bureaucracy Act” (2023 年 9 月 20 日提案。廃案)

- ・都市に住宅を毎年 15% ずつ増大させることを義務づける。(関連補助金につき、目標を超えれば超過率に応じて増額、未達成であれば不足率に応じて減額。)
- ・駅周辺の住宅密度向上目標を達成できない都市への交通・インフラ補助金停止。
- ・連邦政府が所有する土地・建物の 15% を売却して「手頃な住宅」に転用する。
- ・新規賃貸住宅の家賃について、市場価格を下回る場合に GST を課さない。
- ・CMHC への新規住宅建築許可申請に対する決定を 60 日以内に行う。

[地方政府への目標提示とインセンティブ (ペナルティを伴う) 及び 規制緩和]

(3) 州レベルの政策対立

(例) ブリティッシュコロンビア州 (British Columbia [B.C.]) 総選挙 (2024 年 10 月 19 日投票) における有力 2 政党の住宅関連選挙公約 (B.C. NDP 2024; Rustad 2024; Culbert et al. 2024; Hunter 2024)

○新民主党 (B.C. New Democratic Party [NDP]) = 選挙前の与党。社会民主主義政党。

→ 家購入代金の一部支払繰延べ、不動産早期転売益税の増税、駅周辺の住宅密度上昇容認、公有地への住宅建築、賃貸住宅建築促進、非営利賃貸住宅への土地提供、建築業育成、建築労働者訓練、賃貸住宅のペット容認など

○保守党 (Conservative Party of B.C.) = 保守勢力を結集して党勢拡大中。

→ 規制緩和、建築許可手続き期間短縮、家賃・ローン返済向け所得減税、不動産税軽減、住宅保険料引下げ促進、都市インフラ再生基金

○選挙結果 (総議席 93) : 新民主党 47 議席 (得票率 44.9%), 保守党 44 議席 (同 43.3%), 緑の党 2 議席 (同 8.2%)。

・新民主党は過半数を確保して政権を維持したが、前回総選挙 (2020 年 10 月 24 日) の 57 議席 (得票率 47.7%) より議席が減少した。住宅危機は都市部で深刻であり、都市部を主な地盤とする新民主党にとって厳しい状況だったといえる。

(4) 移民受入れ抑制につながるのか

○連邦の自由党政権は、年間 50 万人の永住移民受入れ政策を推進してきた (池上 2023)。

- ・その構成は、経済移民 30 万人、家族 12 万人、難民・人道的受入れ 8 万人
- ・州・準州 (保守党政権を含む) は、労働力不足のなかで、連邦と協調してきた。

○しかし、住宅不足対策として、移民・外国人の受入れ・活動を抑制する政策が始まった。

①2024 年 1 月、カナダに入国する留学生ビザの発行に上限を設定した (Walsh and Woolf 2024; Woolf 2024)。

- ・留学生ビザ保有者は <2015 年 35 万人⇒2019 年 64 万人⇒2024 年 103 万人>。
(うちオンタリオ州 53 万人、ブリティッシュコロンビア州 20 万人、ケベック州 12 万人)
- ・留学生ビザ保有者のうち、大学基準認証を受けた高等教育機関の在籍者は約 3 分の 1。
- ・それに対して、留学生からの授業料が増えなくなる高等教育機関は反発した。

②2024 年 2 月, 外国企業もしくはカナダの市民権も永住権も持たない者の国内(人口 1 万人以上の市町村)における住宅・空地購入禁止措置 (Prohibition on the Purchase of Residential Property by Non-Canadians Act. 2023 年 1 月 1 日～2025 年 1 月 1 日) を 2 年間延長した。
(Department of Finance Canada 2024a; Anderssen and Hager 2024)

- ・ 措置延長の理由は, 家庭のための住宅確保と投機防止。
- ・ しかし, 国内オーナー重視が「手頃な住宅」(低家賃)を保証するわけではない。

③2024 年 11 月, 短期滞在外国人労働者の最低賃金を「各州の中位時給」から「各州の中位時給の 1.2 倍」に引き上げて, カナダ市民権・永住権保有者の雇用を増やす計画 (Baxter 2024)。

(例) オンタリオ州の場合, 時給は「28.39 ドル(約 3,100 円) ⇒ 34.07 ドル(約 3,700 円)」

④移民受け入れ目標を引き下げる動きが始まった。→ 永住移民受入れは年間 30 万人台へ

表 4 移民受け入れ計画の変更 (2024 年 10 月 24 日)

○永住移民 → 2025 年度の受入れ予定を 50 万人から 39.5 万人に削減する。

	2024 年度 (変更前の計画)	2025 年度		2026 年度	2027 年度
		変更前	変更後		
経済移民	281,100	301,200	232,150	229,750	225,350
家族	114,000	118,000	94,500	88,000	81,000
難民・人道	89,900	80,800	68,350	62,250	58,650
合 計	485,000	500,000	395,000	380,000	365,000

○非永住移民 (=入国者－出国者) → 2025 年度から 2 年間で 90 万人程度減少させる。

	2024 年度(見込)	2025 年度	2026 年度	2027 年度
全 体	299,216	-445,901	-445,622	17,439

資料 : Immigration, Refugees and Citizenship Canada, 2024 Annual Report to Parliament on Immigration, Catalogue No. Ci1E-PDF, October 24, 2024 により作成。

* 世論調査では, 「移民受け入れが過大」とする意見が強まっている

・ Environics Institute for Survey Research の調査

「移民受け入れが過大」と回答した人の割合は, 2022 年 27%⇒23 年 44%⇒24 年 58%

* しかし, 移民の増大は, 住宅危機の「原因」ではなく, 労働力不足の「結果」という面が大きい。むしろ課題は移民の住宅確保である (Rapley 2023; 2024)。

参考文献・資料

- 池上岳彦 (2023) 「カナダの移民政策と財政 —『多文化主義』の政策展開」 沼尾波子・池上岳彦・池谷秀登・倉地真太郎・小島祥美・関聡介・関根未来『多文化共生社会を支える自治体 — 外国人住民のニーズに向き合う行政体制と財源保障』 旬報社, 233～261 ページ。
- Anderssen, Erin, and Mike Hager (2024) “Ottawa to extend foreign homebuyers’ ban for two more years,” *The Globe and Mail* (On-line), February 6 (Updated). <https://www.theglobeandmail.com/canada/article-ottawa-extends-foreign-homebuyers-ban-for-two-more-years/> [2024 年 10 月 22 日アクセス]
- Baxter, David (2024) “Ottawa expected to boost minimum hourly wage to hire higher-paid temporary foreign workers,” *The Globe and Mail* (On-line), October 21. <https://www.theglobeandmail.com/politics/article-ottawa-expected-to-boost-minimum-hourly-wage-to-hire-higher-paid/> [2024 年 10 月 24 日アクセス]
- British Columbia New Democratic Party [B.C. NDP] (2024) *An Action Plan for You*, September 20.
- Canada Mortgage and Housing Corporation [CMHC] (2023) *2023 Annual Report*.
- Canada Mortgage and Housing Corporation (2024) *Housing Supply Report: Canadian Metropolitan Areas, Fall 2024*.
- City of Toronto (2019) *Housing TO 2020-2030 Action Plan*, December.
- Conservative Party of Canada (2023a) *Policy Declaration*, September 9.
- Conservative Party of Canada (2023b) “Building Homes, Not Bureaucracy,” *News*, September 14. <https://www.conservative.ca/building-homes-not-bureaucracy/> [2024 年 10 月 22 日アクセス]
- Conservative Party of Canada (2023c) “Conservatives Build Homes, Liberals Create Bureaucracy,” *News*, September 20. <https://www.conservative.ca/conservatives-build-homes-liberals-create-bureaucracy/> [2024 年 10 月 22 日アクセス]
- Culbert, Lori, Glenda Luymes, Gordon Hoekstra, Alec Lazenby, Derrick Penner and Tiffany Crawford (2024) “B.C. Election 2024: 12 hot topics and where each party stands,” *Vancouver Sun* (On-line), October 11. <https://vancouversun.com/news/bc-election-2024-12-hot-topics-party-platforms> [2024 年 10 月 20 日アクセス]
- Department of Finance Canada (2024a) “Government announces two-year extension to ban on foreign ownership of Canadian housing,” *News Release*, February 4. <https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2024/02/government-announces-two-year-extension-to-ban-on-foreign-ownership-of-canadian-housing.html> [2024 年 10 月 22 日アクセス]
- Department of Finance Canada (2024b) *Report on Federal Tax Expenditures: Concepts, Estimates and Evaluations 2024*, Catalogue No. F1-47E-PDF, February 29.
- Department of Finance Canada (2024c) *Budget 2024: Fairness for Every Generation*, Catalogue No. 1719-7740; F1-24/3E-PDF, April 16.
- Government of Ontario (2024) “Ontario Investing Over \$1.8 Billion to Build More Homes,” *News Release*, Office of the Premier, March 21. <https://news.ontario.ca/en/release/1004332/ontario-investing-over-18-billion-to-build-more-homes> [2024 年 10 月 21 日アクセス]
- EnviroNics Institute for Survey Research (2024) *Canadian public opinion about immigration and refugees*, FOCUS CANADA, 2024 SERIES.

- Housing, Infrastructure and Communities Canada (2024) *Solving the Housing Crisis: Canada's Housing Plan*, Catalogue No. T94-62/2024E-PDF, April 12.
- Hunter, Justine (2024) "B.C. election too close to call with NDP up by one seat over Conservatives," *The Globe and Mail* (On-line), October 20 (Updated). <https://www.theglobeandmail.com/canada/article-bc-election-ndp-conservatives/> [2024 年 10 月 20 日アクセス]
- Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2024a) "Strengthening temporary residence programs for sustainable volumes," *News Release*, September 18. <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2024/09/strengthening-temporary-residence-programs-for-sustainable-volumes.html> [2024 年 10 月 27 日アクセス]
- Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2024b) "Government of Canada reduces immigration," *News Release*, October 24. <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2024/10/government-of-canada-reduces-immigration.html> [2024 年 10 月 27 日アクセス]
- Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2024c) *2024 Annual Report to Parliament on Immigration*, Catalogue No. Ci1E-PDF, October 24.
- Lehto, Rebecca (2023) *Shelter in the Canadian CPI: An overview, 2023 update*, Statistics Canada, Catalogue No. 62F0014M, December 19.
- Lehto, Rebecca (2024) *An Analysis of the 2024 Consumer Price Index Basket Update, Based on 2023 Expenditures*, Statistics Canada, Catalogue No. 62F0014M, June 18.
- Ontario Housing Affordability Task Force (2022) *Report of the Ontario Housing Affordability Task Force*, February 8.
- Rapley, John (2023) "Canada's approach to housing is bad for the economy," *The Globe and Mail* (On-line), Opinion, July 16 (Updated). <https://www.theglobeandmail.com/business/commentary/article-canadas-approach-to-housing-is-bad-for-the-economy/> [2024 年 10 月 22 日アクセス]
- Rapley, John (2024) "Capping foreign students won't solve Canada's immigration problem," *The Globe and Mail* (On-line), Opinion, January 23. <https://www.theglobeandmail.com/business/commentary/article-capping-foreign-students-wont-solve-canadas-immigration-problem/> [2024 年 10 月 22 日アクセス]
- Rustad, John (2024) *Get BC Building*, Conservative Party of British Columbia, September 27.
- Treff, Karin, and Deborah Ort (2012) *Finances of the Nation 2012: A review of expenditures and revenues of the federal, provincial, and local governments of Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Walsh, Marieke, and Marie Woolf (2024) "Ottawa announces two-year cap on international student visas," *The Globe and Mail* (On-line), January 23 (Updated). <https://www.theglobeandmail.com/politics/article-international-student-visa-cap-miller-immigration/>
- Woolf, Marie (2024) "Number of international students now exceeds one million, official figures show," *The Globe and Mail* (On-line), February 2 (Updated). <https://www.theglobeandmail.com/politics/article-number-of-international-students-now-exceeds-one-million-official/> [2024 年 10 月 22 日アクセス]

以 上

第3回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（神野座長）

議事概要

【日時】 令和6年10月25日（金）18:00～20:00

【場所】 中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

及び Skype for Business によるオンライン会議

【出席者（学識委員）】

神野座長、池上委員、宇野委員、佐藤委員、関口委員、沼尾委員、古市委員、
星野委員、諸富委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「カナダの住宅政策と財政」

「令和5年度普通会計決算の状況等」

3 閉会

【議事概要】

1. 「カナダの住宅政策と財政」

（1）説明

発表資料に基づき、池上委員より説明。

（2）質疑応答

○ 住宅政策に対する政党間のスタンスの相違について。イギリスでは、保守党が持家政策、労働党が公営住宅の充実を推進しているという違いがあるが、カナダにおける保守党と自由党のスタンスはどのようなものか。

→ 持家か賃貸かという二分法での議論というよりは、まず、持家・賃貸とも、民間が提供する住宅の供給の推進については、どの政党も重視しているといえる。その上で、保守党は、規制緩和や減税といった政策手段によるアプローチを重視している一方、自由党や新民主党は、住宅建築のための補

助金やインフラの整備といった施策を重視しているという相違がある。

○ 研究の問題意識として、カナダにおける昨今の住宅問題は、環境の変化によって急遽起きた危機と捉えているのか、それとも中長期的な住宅政策の影響があるものと考えているのか。

→ 研究の動機としては、移民問題についての研究を進めていく中で、住宅政策が移民の受け入れと密接に結びついている点に関心がある。すなわち、新型コロナウイルス禍以降、物価の高騰に国民が苦しむ中で、住宅価格の上昇と住宅不足が移民の受け入れが過大であるためとする声が大きくなっていることから、これまで政治的に支持されていた移民受け入れの推進が急速に支持を失っている状況にあり、移民政策において大きな転換が起きている。

また、あまり研究がなされていないようであるカナダの住宅政策について、なぜこれまでは大きな問題になってこなかったのかということも含め、過去に遡って研究する価値があるとも考えている。

○ 資料6ページにおいて、Federal Housing Advocate という連邦の機関があるとの説明があったが、当該機関は、住宅政策の過程でどのような役割を果たしているのか。

→ 「人権保障の観点」という資料の説明にもあるとおり、カナダ連邦政府はこれまで「ヒューマンライツ」をキーワードの一つに掲げた住宅政策を推進してきており、その観点から、住宅に関わる企業のみならず、ホームレスを支援している団体や、マイノリティ、住宅政策の研究者など、多様なステークホルダーが集まって意見を出すアドボカシーの場であると理解している。

○ 資料9ページにおいて、非カナダ人、あるいは非カナダ企業による住宅・空き地購入禁止措置についての説明があり、かなりドラステックな政策のように思われるが、これはカナダならではの政策ということになるのか。

→ 諸外国に例が見られない訳ではないと思うが、抑制的に2年間限りの措置

として立法されたところ、その期限を迎える早々に２年間延長することとしたことは、驚きを持って受け止められたようである。

２．「令和５年度普通会計決算の状況等」

発表資料に基づき総務省より説明の後、質疑応答。

第 2 章

参 考 資 料

骨太2024と地方財政



令和6年7月12日
総務省自治財政局財政課

1. 地方一般財源総額関係

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地方一般財源総額）

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 中期的な経済財政の枠組み

（財政健全化目標と予算編成の基本的考え方）（抄）

予算編成においては、**2025年度から2027年度までの3年間について、上記の基本的考え方の下、これまでの歳出改革努力を継続¹⁸¹する。その具体的な内容については、日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する。**ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引上げに取り組む。

※181 2013年度以降歳出改革を継続しており、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づく2022年度から2024年度までの3年間の歳出改革努力を継続。

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（5）地方行政財政基盤の強化（抄）

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である。このため、（中略）、**交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における資金と物価の好循環の実現を支える地方行政財政基盤の持続性を確保・強化する。**

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第3章 7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

（財政健全化目標と歳出の目安）（抄）

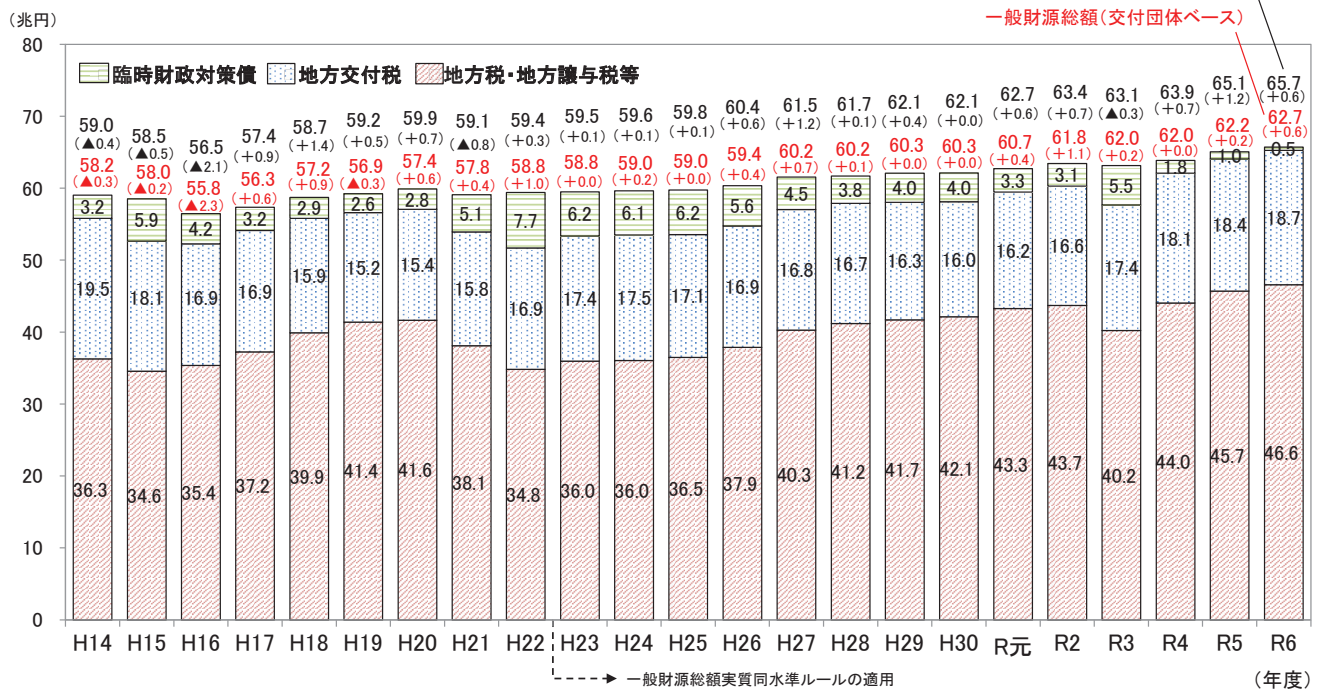
2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ **地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

2

地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額（地財計画ベース）の推移〕



※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

3

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地方一般財源総額関係）

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

（経済・財政・社会保障の持続可能性の確保）

高齢化率は継続的に上昇し、医療費や介護費への影響が大きい75歳以上や85歳以上の人口は長期にわたって段階的に増加する一方、生産年齢人口は減少が見込まれる。こうした中で、経済・財政・社会保障を一体として相互に連携させながら改革を進め、経済社会の持続可能性を確保していく。

上述した持続的な経済成長や成長と分配の好循環の実現は、財政や社会保障の給付と負担のバランスの改善に寄与する。社会保障もまた、健康で生涯活躍できる社会の実現、セーフティネット機能による暮らしの安心確保を通じた消費の押し上げ、保険料負担の上昇の抑制による可処分所得の拡大への寄与など、成長と分配の好循環を支える重要な役割を担い、給付と負担のバランスの確保は財政健全化にも欠かせない要素である。財政についても、EBPMによるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底しつつ、官民連携による投資促進等の成長力強化を図るとともに、財政の信認を確保していくことは、民需主導の経済成長を支える重要な基盤となる。

以上の方向性に沿った改革を進め、**人口減少が深刻化する2030年代以降も、実質1%を上回る経済成長を実現**するとともに、これまでと同様に医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、**一定幅でのPBの黒字基調を維持していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保**される。こうした長期のあるべき姿からバックキャストして、今後の中期的な経済財政運営を進めていく。

（地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成）

2050年にかけて、都市部では高齢人口が増加する一方、地方部では人口減少が深刻化するなど、人口動態の変化の現れ方は自治体や地域ごとに異なる。また、老朽化により更新時期を迎えるインフラ・公共施設が一斉に増加するとともに、人口減少の更なる進展に伴って、担い手不足や一人当たりでみた公共サービス維持のコスト増が顕在化し、個々の自治体だけでは持続可能性を確保できない地域も出現する可能性がある。こうした中で、**国全体の急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策と地域の人口減少や東京一極集中に対応する地方創生の取組を政府一丸となって強力に推進**して、人口の自然減・社会減に対応し、地域の特性や魅力をいかした自律的な地域社会を創出していく。**公共サービスやインフラ維持管理の広域化・共同化を進めるとともに、DXや新技術の社会実装により地域機能やサービスの高度化**を図り、新しい生活スタイルへ移行させていく。

4

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地方一般財源総額関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

1. 新たなステージに向けた経済財政政策

（これまでの経済・財政一体改革の進捗）

政府はこれまで、骨太方針2018で示された新経済・財政再生計画の下で、財政健全化目標や主要分野の改革方針等を定め、経済と財政の一体的な再生に向けた取組を進めてきた。

毎年度の当初予算では、財源を伴った防衛力強化やこども・子育て政策の拡充、経済・物価動向等を踏まえた対応を行いつつ、歳出の目安に沿った予算編成を継続し、歳出効率化に取り組むとともに、コロナや物価高に対して機動的な政策対応を行い、経済の下支えに万全を期すこと等により、経済再生に取り組んできた。

その結果、**国・地方のPBIは、コロナ対応により2020年度に大幅に悪化した後、基調として改善傾向**にあり、緊急経済対策の執行による振れを伴いつつも、中長期の経済財政に関する試算で示された成長実現ケースの下、**歳出改革努力の継続を前提として、2025年度の黒字化が視野に入る**状況にある。

債務残高対GDP比は、2020年度にPBの大幅な悪化から大きく上昇した。その後、2023年度にはPBの改善と名目成長率の上昇に伴い前年から低下する見込みとなっている。

（新たなステージに向けた経済財政政策の方向性）

こうした取組の下、我が国経済は、コロナ禍による落ち込みから回復し、第1章第1節で述べたとおり、**33年ぶりの高水準の賃上げ、史上最高水準の企業の設備投資**など、現在、**デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンス**を迎えている。

今後は、足下の賃金上昇を構造的な賃上げに結び付けるとともに、官民連携による前向きな投資を喚起することで「**成長と分配の好循環**」につなげ、我が国経済を、デフレからの完全脱却、そして、これまでの延長線上にない新たなステージへの移行へと導くことにより、経済の規模を拡大させつつ、**経済再生と財政健全化を両立させる**歩みを更に大きく前へと進める必要がある。

このため、**経済財政政策**については、**物価・賃金・金利といった価格の上昇に対応しながら、これまでの危機対応から潜在成長率の引上げに軸足を置いた資源配分へと質を変化**させていくことが重要である。同時に、変化する金融環境の下、**金利のある世界への移行**による利払費増加の懸念や大規模な政策対応を必要とする世界的な経済危機や大規模災害、感染症等への備えが求められる中で、財政に対する市場の信認を確保するため、**平時において債務残高対GDP比の安定的引下げを実現する持続可能な財政構造**の確保を進めていく必要がある。

5

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地方一般財源総額関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

2. 中期的な経済財政の枠組み

（新たな枠組みと基本的考え方）

本計画の対象期間は、人口減少が本格化する**2030年度までの6年間**とし、引き続き経済・財政一体改革を推進する。

経済あつての財政との考え方の下、**生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高める**。需給両面での成長を支えるため、官民挙げて積極果敢な国内投資を行い、**企業部門の投資超過へのシフトを促す**。また、意欲のある誰もが自由で柔軟に活躍できる社会を構築する中で、**2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現**の下、家計の可処分所得が継続的に増加し、潜在的な支出ニーズが顕在化する「成長と分配の好循環」と、希望あふれるWell-beingの高い社会の実現を図る。経済・財政・社会保障を一体として相互に連携させながら改革を進め、経済社会の持続可能性を確保していく。

経済再生と財政健全化の両立を図るため、以下の基本的考え方に沿って、潜在成長率の引上げと社会課題の解決に重点を置き、中長期的な視点を重視した経済財政運営に取り組む。

- ・賃金や調達価格の上昇を適切に反映しつつ、新技術の社会実装やDXによる生産性向上、公的サービスの広域化・共同化や産業化による公的部門の効率化、インセンティブ改革や見える化、先進事例の横展開による行動変容の促進等を進める。その下で、**歳出構造を平時に戻す**とともに、成長と分配の好循環を拡大させる。
- ・官民連携の下で、民間の予見可能性を高める中長期の計画的な投資を推進する政策運営を行い、積極果敢な民間投資を喚起する。その際、財源も一体的に検討し歳出と歳入を多年度でバランスさせる。同時に、経常的歳出が毎年の税収等で着実に賄われるよう取り組む。
- ・予算の単年度主義の弊害は正に取り組む。税制の将来にわたる効果を見据えた動的思考を活用する。
- ・以上の取組について、本章第4節の方針に沿って、EBPMを更に強化し、ワズスペンディングを徹底する。

6

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地方一般財源総額関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

2. 中期的な経済財政の枠組み

（財政健全化目標と予算編成の基本的考え方）

財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、今後の金利のある世界において、国際金融市場の動向にも留意しつつ、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性確保へとつながるようその基調を確かなものとしていく。そのため、**2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す**とともに、**計画期間を通じ**、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、**債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し**、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

経済あつての財政であり、現行の目標年度を含むこれらの目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じて必要な検証を行っていく。

予算編成においては、**2025年度から2027年度までの3年間**について、上記の基本的考え方の下、**これまでの歳出改革努力を継続**する。その具体的な内容については、日本経済が新たなステージに入りつつある中で、**経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討**する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引上げに取り組む。

7

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地方一般財源総額関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（5）地方行財政基盤の強化

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である。このため、**地域における人への投資、DX・GXの推進や地方への人の流れの強化**等による地域経済の活性化及び**新たな雇用の場の創出**に取り組むとともに、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の**防災・減災の取組**等の強化、及び地方公共団体の枠を越えた**広域的な行政サービスの提供**やAI・RPA等の**デジタル技術の徹底実装による自治体DXの推進**等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現し、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。

（広域連携及び多様な主体との連携・協働によるサービスの提供）

地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組を推進するとともに、関係省庁や地方公共団体が連携し、広域での取組が有効と考えられる**事務の共同実施等に取り組む**。特に**複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用等を更に進める**ための取組を強化する。また、**地域の多様な主体が連携・協働**し、生活サービスを提供しやすい環境整備を進める。

（自治体DXによる行財政の効率化等）

自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」等の**フロントヤード改革**と、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付へのeLTAX活用等の**バックヤード改革**に一体的に取り組む。**都道府県と市町村が連携した推進体制を構築**し、その中で**人材プール機能を確保**する。また、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ確保のための方針策定を推進するとともに、国・地方共通相談チャットボット（ガボット）の利用者目線での改善を進める。

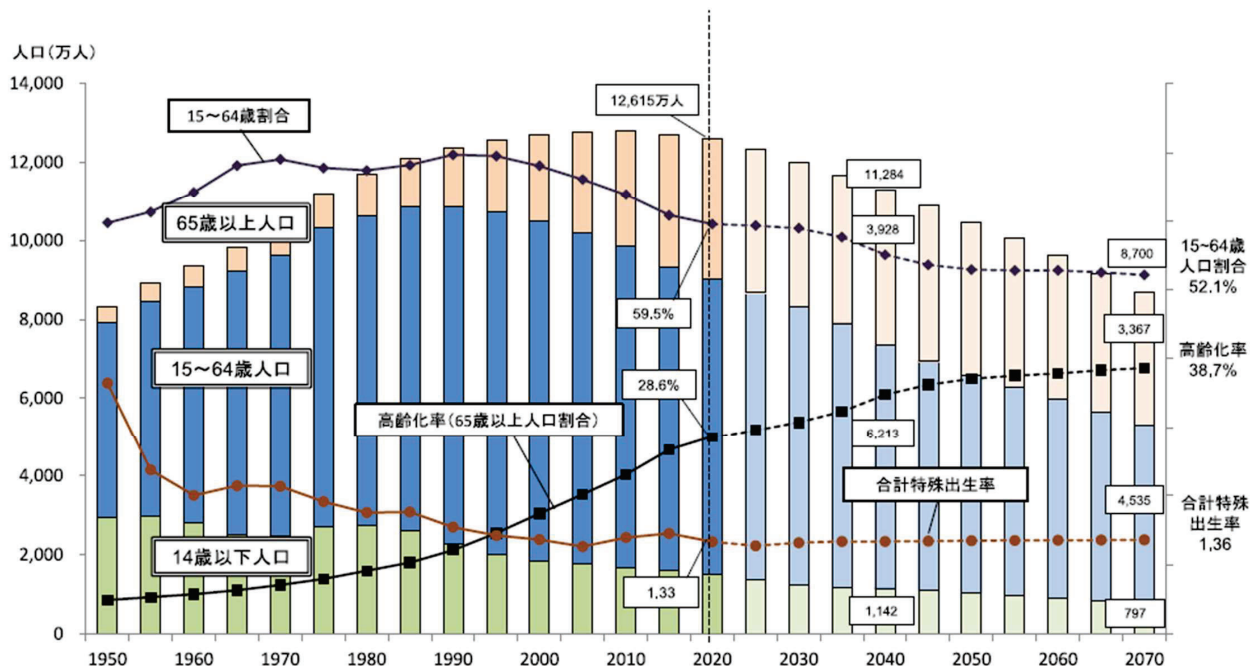
東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

各府省庁は、地方に係る制度の形式を計画にせざるを得ない場合、早期に地方六団体に説明を行う。既存計画について、地方公共団体の事務負担の軽減等を行い、毎年見直し状況を公表する。内閣府は、各府省庁からの事前相談に応じ必要な支援を行う。

8

将来の人口推計

- 人口減少を見据え、公共施設の集約化・共同利用等における複数自治体による広域連携を強化
- 行政資源が制約されていく中で効率的な行政運営を実施するため、自治体DXを通じたフロントヤード改革・バックヤード改革等を推進
- 上下水道や病院など公営企業の経営改革等について、更なる取組を推進



9

都道府県別将来推計人口について

項目	2020年(令和2年)		2040年(令和22年)		2050年(令和32年)	
	全人口	高齢化率(%)	全人口	増減率(%) (2020～2040)	全人口	増減率(%) (2020～2050)
北海道	522	32.1	432	▲17.3	382	▲26.9
青森県	124	33.7	91	▲26.1	75	▲39.0
岩手県	121	33.6	92	▲23.7	78	▲35.3
宮城県	230	28.1	201	▲12.5	183	▲20.5
秋田県	96	37.5	69	▲28.5	56	▲41.6
山形県	107	33.8	83	▲22.5	71	▲33.4
福島県	183	31.7	145	▲21.0	125	▲32.0
茨城県	287	29.7	247	▲13.7	225	▲21.7
栃木県	193	29.1	166	▲14.2	150	▲22.3
群馬県	194	30.2	167	▲13.7	152	▲21.6
埼玉県	734	27.0	695	▲5.3	663	▲9.7
千葉県	628	27.6	596	▲5.2	569	▲9.5
東京都	1,405	22.7	1,451	3.3	1,440	2.5
神奈川県	924	25.6	887	▲4.0	852	▲7.7
新潟県	220	32.8	175	▲20.5	153	▲30.7
富山県	103	32.6	85	▲17.7	76	▲26.4
石川県	113	29.8	98	▲13.6	90	▲20.8
福井県	77	30.6	64	▲16.6	57	▲25.3
山梨県	81	30.8	68	▲15.9	61	▲24.5
長野県	205	32.0	174	▲14.9	158	▲22.8
岐阜県	198	30.4	165	▲16.8	147	▲25.8
静岡県	363	30.1	312	▲14.2	283	▲22.1
愛知県	754	25.3	705	▲6.5	668	▲11.5
三重県	177	29.9	150	▲15.5	135	▲23.9

※ 上表のうち、2020年(令和2年)は、国勢調査結果、2040年(令和22年)、2050年(令和32年)は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)推計)」のデータ(R2国勢調査結果を基にした推計(出生中位(死亡中位))に基づく
 ※ 増減率は、表示単位未満の数値(単位:人)を元に算出している
 ※ 高齢化率とは、全人口に占める65歳以上人口の比率であり、上表では表示単位未満の数値(単位:人)を元に算出している

10

地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現に向けて

令和6年4月19日経済財政諮問会議
松本総務大臣提出資料(抜粋)

- 地域における**人への投資**を進め、**DX・GXを始めとする地域経済の活性化**に取り組むことにより、「成長と分配」や「賃金と物価」の**好循環を、地域のすみずみまで行き渡らせることが必要**。
- また、激甚化・頻発化する災害への対応を強化し、**安全・安心な暮らしを実現**するとともに、**少子化や人口減少を見据えた取組**を進めることにより、**持続可能な地域社会**をつくりあげなければならない。

地域経済の好循環の実現

人への投資

- 民間の賃上げ等を踏まえた**地方公務員の給与改定**や民間への**委託料等の増の財源確保**
(R6:地方公務員の給与改定等 0.5兆円
委託料の増 300億円)
- 自治体の**デジタル人材や技術職員等の専門人材**の確保
- 地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の**地域の担い手となる人材確保**に資する取組の推進
- 複雑化・多様化する行政課題を踏まえた**自治体職員の人材育成**の推進
- **中小企業等のリスティング推進**

地域経済の活性化

- **自治体DX・地域社会DX**により効果的・効率的な行政事務、地域の課題解決等の取組を推進
(R6:地域デジタル社会推進費 2,500億円等)
- 地域内経済循環につながる**GX**の取組を推進
(R6:脱炭素化推進事業費 1,000億円等)
- ローカルスタートアップ等の**地域活性化**の取組を推進
(R6:地方創生推進事業費 1.0兆円等)

持続可能な地域社会の実現

安全・安心な暮らしの実現

- 自治体が独自に行うインフラ等の**防災・減災対策**の推進
(R6:緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急急災推進事業費 約1.0兆円)
- **消防防災力**の強化
- R6能登半島地震の教訓を踏まえた**携帯電話基地局やケーブルテレビ等の整備・強靱化**
- R6能登半島地震等、**災害に対する地方財政措置**
(R5:災害関連経費の特別交付税算定額 920億円等)

少子化・人口減少を見据えた対応

- **こども・子育て政策**について、加速化プランと地域の実情に応じた独自の事業を一体的に推進
(R6:加速化プラン実施増分 2,250億円
地方単独事業分 1,500億円)
- 人口減少等を見据え、公共施設の集約化・共同利用等における**複数自治体による広域連携を強化**
(R6:公共施設適正管理推進事業費 4,800億円)
- 上下水道や病院など**公営企業の経営改革等**について、KPIの設定等を通じた進捗管理により、更なる取組を推進

※数値は地方財政計画ベース

一般財源総額の確保

- 今後、上記の重要課題に対応するとともに、こども・子育て政策強化も含め、引き続き増加する社会保障関係費や民間の賃上げ等に併せて増加する人件費、金利上昇の影響を踏まえた公債費等の財源確保が必要であり、**令和7年度以降も、住民に身近な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税を含め必要となる一般財源総額を確保することが不可欠**。

＜主な地方歳出(一般財源ベース)の推移＞(対前年度増減額)

	過去(H23～R5)	R6
社会保障関係費(補助) ^{※1}	+0.3兆円程度/年	+0.4兆円
人件費	▲0.1兆円程度/年	+0.3兆円
公債費	▲0.2兆円程度/年	▲0.4兆円
その他の歳出	+0.1兆円程度/年	+0.4兆円 ^{※2}

※1 消費税率引上げによる増(社会保障の充実、人づの革命等に係る公的経費負担)を除く
 ※2 会計年度任用職員人件費、こども・子育て政策(単独)を含む

11

1. 地域経済の好循環の実現

自治体DX

フロントヤード改革

- 人口規模別のモデル構築、ノウハウ・効果を横展開
例1: 来庁予約システム導入により、繁忙期の待ち時間が60分→15分に短縮（静岡県裾野市）
例2: 書かない窓口や申請書の事前入力システム導入により、作業時間を年間1,950時間（48%）削減（三重県志摩市）



データ連携 (システム標準化により連携・利活用強化)

バックヤード改革等

- 自治体情報システムの標準化・共通化
(原則、令和7年度末まで)
✓約7,000億円のデジタル基盤改革支援補助金を活用し、円滑かつ安全な移行に向けた支援を実施
- サイバーセキュリティ確保のための方針策定を自治体に義務づけ
- 地方税以外の公金納付にeLTAXを幅広く活用可能に
(令和8年9月までの開始を目指す)
✓地方自治法改正法案を今国会に提出

国・地方共通相談チャットボット（ガボット）

- R6.3に提供開始した「ガボット」について
利用者目線での機能改善や対象分野の拡充を推進

マイナンバーカードの利便性向上

- 証明書コンビニ交付、引越し手続きオンラインサービス等を推進
- マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について
67消防本部660隊による実証の結果を踏まえ、全国展開を推進

自治体DXの推進により、住民の利便性向上・人的資源の最適配分など、質の高い行政経営を実現
✓利活用しやすいe-Statのデータ等の整備、データ利活用のノウハウ提供支援により、データドリブンな行政経営を実現

EBPMの推進

地域社会DX

DXによる地域課題解決

- ✓通信インフラとAI・自動運転をはじめとした先進的ソリューションの一体的な実装・活用と地域情報化アドバイザー派遣制度の抜本的見直し
- 自動運転技術等の次世代インフラを活用した地域機能の向上
✓先端技術実装を支える光ファイバや非居住地域も含めた5G等のインフラ整備の加速化
✓ミリ波帯5Gにおけるオーケストレーション導入や整備目標設定による電波有効利用促進を通じた多様なサービスの創出

GX

- 水素等のGX新技術に関連する危険物規制について、安全確保を前提に、必要な見直しを検討
- オール光ネットワーク等の次世代情報通信基盤（Beyond 5G）の実現に向け、研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開を一体的に推進し、AI等の普及と増大するデータセンター等のエネルギー需要の分散等を通じてGXに貢献

地域活性化

- 地域おこし協力隊（令和5年度の隊員数は7,200人となり過去最高）
✓令和8年度までに現役隊員を10,000人とする目標に向けて、情報発信や隊員・受入自治体双方へのサポート等を強化
- ローカルスタートアップの推進
✓「ローカル10,000プロジェクト」について、地方独自の取組への支援を強化
✓起業や事業拡大を目指す個人やスタートアップに対し、芽出しの研究開発から事業化まで一気通貫での伴走支援を提供することにより、地方も含めたICTスタートアップの創出・育成を促進
- 特定地域づくり事業協同組合
✓地域の仕事を組み合わせる雇用を創出し、移住者も含め地域内外から地域づくり人材を確保
- 地域活性化起業人（令和5年度の活用人数は779人となり過去最高）
✓令和6年度から企業に所属する個人の副業についても制度の対象とするほか、三大都市圏への周知広報などの制度の更なる活用に向けた取組を強化
- テレワークの一層の推進（導入率 H25:9.3% ⇒ R4:51.7%）
✓導入支援等により、地域企業の取組を促進し、多様で柔軟な働き方が実現できる地域を拡大



社会増をもたらす小規模過疎市町村の取組

- ※3,000人未満の自治体のうち4割が社会増
- 例1 鹿児島県十島村（R2国調人口 740人）
✓社会増の状況（H22→R2）+335人
✓他の地域に先駆けて小中学校で山海留学生を受け入れ。学生寮も各島に整備し、H3～R4で延べ465人受入れ。
・協力隊も積極的に活用（10年で20人）
- 例2 北海道鶴居村（R2国調人口 2,558人）
✓社会増の状況（H22→R2）+338人
✓移住体験住宅の設置など移住・定住施策の充実
✓民間企業を誘致し、廃校の体育館内にブルワリーを整備（ローカル10,000）



12

人への投資

- 生産年齢人口の減少等、社会状況が大きく変化する中、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が高まっていることを踏まえ、リスキングやスキルアップによる計画的・体系的な人材の育成や、多様な人材の採用等を戦略的に進めるため、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定

- 自治体が複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するための研修経費について交付税措置を拡充・創設

デジタル人材

- 自治体が数値目標を定め、計画的に育成・確保するために指針を提示
- 都道府県等による市町村の支援のための広域的な人材の確保・育成を支援
✓人材シェアリング等の都道府県と市町村が連携した推進体制の更なる構築・拡充に向け、優良事例の周知と伴走支援を実施

自治体におけるデジタル人材の確保・育成に係る特別交付税措置

- ・DX推進リーダーの育成に係る経費
- ・市町村のCIO補佐官等の任用に係る経費
- ・都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る経費



- DXとサイバーセキュリティを両立できる人材・コミュニティの育成
✓自治体等に対する実践的サイバー防衛演習「CYDER」を継続・拡充
✓また、地域のセキュリティ・コミュニティを活性化させ、セキュリティ対策を定着

専門人材等

- 都道府県等が、市町村に専門人材を派遣する際の人件費等について交付税措置を創設
例)保健師・保育士・地域活性化のための人材等
- 都道府県等が、大規模災害に備えるとともに、平時は市町村を支援する技術職員を確保する際の人件費について交付税措置

地域活性化人材

- 地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の取組の推進

2. 持続可能な地域社会の実現

安全・安心な暮らしの実現

- 災害対応力向上に向けた緊急消防援助隊の充実強化
✓小型軽量化された車両・資機材の整備や、関係機関と連携した実践的な輸送・進出訓練等により、部隊の機動性を高め、陸路では進出が困難な被災地への迅速な進出を推進
- ✓積雪寒冷地等の過酷な環境に対応可能な資機材等の整備等により効果的な活動に向けた環境整備を推進
- 消防防災力の強化に向けた新技術等の活用
✓衛星コンステレーションシステムや地域衛星通信ネットワーク（第3世代）の活用等による災害時の通信体制の強化
✓大規模な火災現場におけるドローンの更なる活用などについて、新技術の導入や、競争的研究費の活用等を通じた研究開発を推進
- 地域防災力の強化に向けた消防団の充実
✓地域に密着した消防団の重要性を踏まえ、大規模災害に備えた車両・資機材・拠点施設等の充実強化や、デジタル技術の活用による災害情報等の共有や業務効率化を推進
✓消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるとともに、企業等との連携による入団を促進
- 能登半島地震の教訓を踏まえた通信・放送インフラの整備・強靱化
✓携帯電話基地局の自律化、新たな衛星通信サービスやHAPS（高高度プラットフォーム）の推進、ケーブルテレビ光化等による耐災害性強化
- 信頼できる健全な情報空間の実現
✓インターネット上の偽・誤情報対策や違法・有害情報への対策、国内外のAIルール整備、デジタル時代の放送制度整備、放送コンテンツのプラットフォームの推進



令和6年能登半島地震における小型軽量化された消防車の輸送の状況



衛星コンステレーションシステムの例



資機材の例 デジタル技術の活用の例



被災した基地局 HAPS



偽情報

少子化・人口減少を見据えた対応

- 人口減少等を見据え、住民サービスを将来にわたって持続可能なものとするため、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化・複合化や立地適正化事業を推進
- 複数自治体による広域的な公共施設の集約化等を更に進めるための取組を強化
- 郵便局をコミュニティ・ハブとした人材・拠点等の活用を進め、行政窓口サービスの拡充や、オンライン診療・買い物支援といった生活支援サービスなどを拡大



13

2. 防災・減災・国土強靱化関係

14

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（防災・減災・国土強靱化関係）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

(1) 防災・減災及び国土強靱化

気候変動による災害リスクや大規模地震の切迫性が高まっている中、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

引き続き、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「**国土強靱化実施中期計画**」に向けた検討を最大限加速化し、**2024年度の早期に策定に取り掛かる**。

国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化、インフラ老朽化対策・耐震化の加速化、TEC-FORCE等の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、盛土の安全対策、森林整備・治山対策、学校を始め避難所等の防災機能の強化等を推進する。

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、ミッシングリンク解消、港湾の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。

デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・洪水の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。

災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、家計向け地震保険への加入促進等に取り組む。

地域における防災力の一層の強化のため、災害ケースマネジメント、災害中間支援組織を含む被災者支援の担い手確保・育成、洪水・土砂災害・高潮の情報提供、要配慮避難者対策、地域の貴重な文化財を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、**消防団を含む消防防災力等の充実強化**に取り組む。

活火山法に基づく火山災害対策や火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進する。

15

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（防災・減災・国土強靱化関係）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

(2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興

（能登半島地震からの復旧・復興等）

令和6年能登半島地震により、石川県を始め北陸地方を中心に甚大な被害が発生し、救命救助、道路啓開、プッシュ型の物資支援、二次避難の支援等を行ってきた。

引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、災害関連死の防止、インフラ等の復旧、公費解体や職権滅失登記の推進、地域特性をいかした復興まちづくり計画の策定支援、農林水産業や文化芸術の創造的復興等を全力で進めるとともに、石川県の復興基金における取組等を支援する。奥能登版デジタルライフライン整備への支援や新技術の活用等により、奥能登の復興が人口減少地域における地方創生のモデルとなることを目指す。復興状況に応じた能登地域の手厚い旅行需要喚起策等による観光復興に取り組む。

また、今般の災害対応で得た知見をいかし、災害対応に係る取組を更に充実強化する。警察・消防・自衛隊等による最初期の対応、被災自治体への国等の支援や、災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療福祉関係者、民間事業者、専門ボランティア団体等との連携強化による初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など災害応急対策の取組強化、災害時のデジタル人材支援、災害に備える意識醸成や実践的訓練、必要な制度見直し等を行う。

今般の災害では半島という地理的制約のある困難な状況下での対応であったことを踏まえ、令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートに基づき、初動対応・応急対策に資する新技術や方策として、**ドローン等の活用による被災状況等の把握、特殊車両の活用等による被災地進入策の強化、無人ロボット等の活用による被災地域での活動の円滑化、支援者の活動環境の充実、水循環型シャワー等の活用による水・電力・通信の確保**や保健・医療・福祉の充実、**災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用**、地域の防犯対策の充実、**情報・通信システム活用による情報の共有・一元化等に取り組む**とともに、これらを災害時に有効に活用できるよう、平時からの利活用を推進する。

さらに、**上下水道などインフラの耐震化、地下水など代替水源の確保**、液状化対策、道路・鉄道・港湾・空港といった半島部のネットワーク強化、道の駅の拠点機能強化、**通信・放送ネットワークの強靱化**等に取り組む。また、災害からの復旧・復興に全力を尽くす。

16

防災・減災関連の地方債

○ 災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が**防災・減災、国土強靱化対策**に取り組めるよう、地方財政措置。

補助／単独	地方債の名称	対象事業	地方財政措置	事業期間	令和6年度事業費
国庫補助事業	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした 国直轄・補助事業	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率： 50%	令和3年度～令和7年度	8,142億円※
地方単独事業	緊急防災・減災事業債	地方単独事業として実施する緊急性が高く、即効性のある 防災・減災対策のための施設整備等	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率： 70%	令和3年度～令和7年度	5,000億円
	緊急自然災害防止対策事業債	地方単独事業として緊急的に自然災害の防止のために実施する 防災インフラの整備 （道路防災、治山、砂防、河川等）	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率： 70%	令和3年度～令和7年度	4,000億円
	緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある 河川等の浚渫 （堆積土砂の撤去等）	充当率： 100% 元利償還金に対する交付税措置率： 70%	令和2年度～令和6年度	1,100億円

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のうち、令和6年度分は令和5年度補正予算で措置

17

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく国直轄・補助事業による防災インフラ整備（事業期間は令和7年度まで）

対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

【事業イメージ】



河川の護岸改修

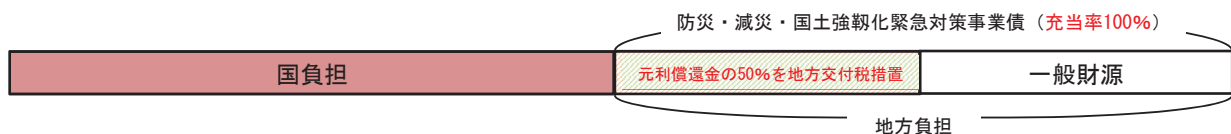


砂防堰堤整備



海岸の護岸整備

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 5か年加速化対策の4年目である令和6年度分においては、直轄事業負担金及び補助事業費が令和5年度補正予算（第1号）に計上されているため、その地方負担については、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）により措置することとしている。

18

消防・防災力の一層の強化

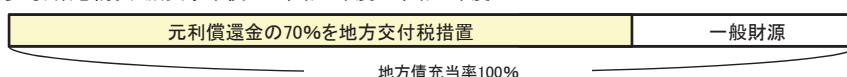
- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

- ・広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること
- ・連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（トイレカー）の整備

（参考）緊急防災・減災事業債 ＜令和3年度～令和7年度＞



2. 特別交付税措置の拡充

（1）消防の広域化、連携・協力の更なる推進（現行の特別交付税措置率0.5）

- ・広域化の準備経費：「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
- ・連携・協力の準備経費：共同部隊が使用する装備品等を対象とする

（2）消防団員の報酬に対する措置

- ・「班長」階級以上の報酬に要する経費（基準財政需要額を上回る額）を対象とする（措置率0.5）

19

緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業(事業期間は令和7年度まで)

対象事業 ※事業費 4,000億円(令和6年度)

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業(流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象)

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(安全対策(用水路・ため池の防護柵等))、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災(法面・盛土対策、冠水対策等)、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

20

緊急浚渫推進事業

- 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業(事業期間は令和6年度まで)

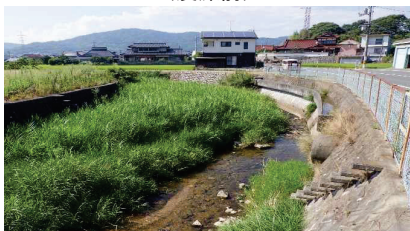
対象事業 ※事業費 1,100億円(令和6年度)

- 地方団体が、各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫(地方単独事業)

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
- ※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク及び農業用ダム等)を指す

【事業イメージ(河川の浚渫)】

(浚渫前)



(浚渫後)



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

21

3. 少子化対策・こども政策関係

22

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（少子化対策・こども政策関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策

こども未来戦略、こども大綱やこどもまんなか実行計画2024に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができ「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく。こうした施策の実施に当たっては、数値目標を含めた指標を活用してPDCAを推進するなどEBPMを確実に実行し、ワイズスpendingにつなげる。

（加速化プランの着実な実施）

若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援の観点から、改正子ども・子育て支援法等を始めとして、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実施する。具体的には、経済的支援の強化（児童手当の本年10月分からの抜本的な拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減、住宅支援の強化等）、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（伴走型相談支援、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、保育士配置基準の改善、こども誰でも通園制度、放課後児童対策、多様な支援ニーズへの対応等）、共働き・共育での推進（2025年度からの出生後休業支援給付や育児時短就業給付の創設等）に取り組む。これらの財源として、改革工程に基づく徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに**2026年度から子ども・子育て支援金制度を導入**することとし、必要な環境整備等を進める。あわせて、官民が連携して、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成する取組を「車の両輪」として進める。

23

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（少子化対策・こども政策関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（こども大綱の推進）

全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支えていく。このため、こども・若者を権利の主体としてその意見表明と参画を促進しながら、若者が主体となって活動する団体等の継続的な活動を促進する環境整備に向けて取り組むとともに、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく地方自治体や民間団体への支援とともに、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含め「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示す。相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。こども性暴力防止法や「生命（いのち）の安全教育」、加害者更生に向けた取組、性嗜好障害に対する治療を含めたこども性暴力防止に向けた総合的な対策を始め、こどもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診を推進する。入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実、不妊症、不育症に関する相談支援、流産、死産を経験された方への相談支援を進める。地域少子化対策重点推進交付金による結婚支援等について、効果を検証しつつ、若い世代のニーズも踏まえた更なる方策を検討する。あわせて、官民が連携してライフデザイン支援を推進する。また、当事者目線でこどものための近隣地域の生活空間を形成することもまなまかまづくりを推進する。

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。こども家庭センターの体制強化、家庭支援事業の充実や利用促進、里親やファミリーホームによる支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、若年妊婦の支援、一時保護所の環境改善、認定資格の取得促進など改正児童福祉法に基づく施策を推進する。こども・若者シェルターや虐待等により困難に直面する若者支援の充実、児童福祉司等の児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等における養育機能の向上及び環境改善を進めるとともに、ヤングケアラー支援を進める。発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備やインクルージョンの推進等を図るとともに、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。就業支援や児童扶養手当、離婚前後親支援事業などによる養育費の支払確保や安全・安心な親子の交流の推進等、ひとり親支援を進めるとともに、改正民法の周知や、司法府と連携して環境整備に取り組む。こどもの自殺対策の強化を図るとともに、予防のためのこどもの死亡検診（CDR）を推進する。いじめ防止・不登校対策を強化する。質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。教育振興基本計画に基づき、青少年の健全育成に取り組む。**学校給食無償化の課題整理等を行う。**

24

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（少子化対策・こども政策関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（3）公教育の再生・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生）

持続可能な社会づくりを見据え、多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえつつ、全てのこどもたちの可能性を最大限引き出す個別最適・協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現するため、柔軟な教育課程の実現に向けた取組を進めるとともに、**GIGAスクール構想をデータに基づく効果検証をしっかりと行った上で着実に推進**しながら、義務教育段階にとどまらず、高校教育の質の向上を含め、令和型の質の高い公教育の再生に取り組み、我が国の学校教育の更なる高みを目指す。

質の高い教師の確保・育成に向け、2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進めるとともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、PDCAサイクルを強化し、教師の時間外在校等時間の削減を徹底して進める。教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、**教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言**を踏まえるとともに、**新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善**等の各種手当の改善など職務の負荷に応じた**メリハリある給与体系への改善**も含めた検討を進め、**財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出する**など、**教師の処遇を抜本的に改善**する。小学校教科担任制の拡大や、生徒指導担当教師の中学校への配置拡充等の教職員定数や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの充実を図るとともに、**35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築**していく。地域枠の活用や多様な専門性を高める教員養成、管理職のマネジメント力強化を含む研修の充実、大学院段階の奨学金返還支援の実行と学部段階を含めた更なる検討等に取り組む。

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を加速するとともに、ICTの活用や教育と福祉の連携も強化しつつ、SC・SSW等や警察にいつでも相談できる環境の整備、学びの多様化学校や学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化等の不登校対策や重大ないじめ・自殺への徹底した対応やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備、養護教諭の支援体制等の推進、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進等により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。また、非認知能力の育成に向けた幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上や豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進するとともに、体力や視力低下に歯止めをかける対策の強化、歯科保健教育や栄養教諭を中核とした食育を推進する。

少子化の進行を見据え、**高等教育の機能強化に向け、質・アクセス・規模の在り方について2024年度中に一定の結論を得る**とともに、高等教育費の負担軽減に向け、修学支援新制度等の制度改正の着実な実施や運営体制の充実とともに、実施状況の効果検証を通じた機会均等及び少子化対策の両面からの適切な見直しを図りつつ、**授業料後払い制度の本格導入について各般の議論を踏まえて速やかに結論を得る**ことを含め、必要な支援の検討を進める。**高校段階についても、質の向上を図りつつ、教育費の負担軽減を推進**する。

25

こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

3つの基本理念（若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援）に基づき、こども・子育て政策を抜本的に強化

- ・児童手当の抜本的拡充、「こども誰でも通園制度」など、各施策の実施時期や法律の要件などを具体化
- ・高等教育費の支援の拡充や、貧困、虐待防止など多様なニーズへの支援の強化など、新たな施策を導入

加速化プラン完了する2028年度までに、総額 **3.6兆円程度** の予算を投入

我が国のこども一人当たり家族関係支出は、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準に（対GDP比11%→16%）

①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、若い世代の所得向上に向けた取組み

1.7兆円

- ・児童手当の拡充
- ・出産・子育て応援交付金の制度化など

②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

1.3兆円

- ・伴走型支援、産後ケアの拡充
- ・こども誰でも通園制度の創設など

③共働き・共育での推進

0.6兆円

- ・出生後の一定期間、育休給付を手取り10割に引上げ
- ・育児時短就業給付の創設など

※「加速化プラン」の実施により、国のこども家庭庁予算は約5割増加し、4.7兆円（2022年）から7兆円強（注）（2028年）に増加

（注）現時点での機械的試算

26

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

令和6年1月17日 こども家庭庁
全国こども政策関係部局長会議 資料

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **正規・非正規問題への取組**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

✓ 所得制限を撤廃

高校生年代まで延長

すべてのこどもの育ちを支える

基礎的な経済支援としての位置づけを明確化

✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	※多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度強化）

✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

①妊娠届出時（5万円相当）

②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

✓ 伴走型相談支援

様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計 30万戸

出産費用の軽減

実施中

STEP 1

出産育児一時金の引き上げ

42万円 → 50万円に大幅引き上げ

「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2

出産費用の保険適用

※2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育の負担軽減を拡大

・世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充

※2024年度から

・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする

※2025年度から

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入

✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援
✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設 ・月一定時間までの利用可能枠の中で、 時間単位等で柔軟に通園が可能 な仕組み ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能） ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ ・ 76年ぶりの配置改善 ：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1 ・民間給与動向等を踏まえた 保育士等の更なる処遇改善 ・「 小1の壁 」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 ✓ 多様な支援ニーズへの対応 ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等 への支援強化 ・ 児童扶養手当 の拡充、 補装具費 支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育での推進

育休を取りやすい職場に
男性の育休取得率目標 85% へ大幅引き上げ（2030年） → 男性育休を当たり前 ※2022年度：17.13% ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化 ・業務を代替する周囲の社員への 応援手当 の支給への助成拡充
育休制度の拡充
✓ 産後の一定期間に 男女で育休を取得 することを促進するため 給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設 ・時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に ✓ 時短勤務時の新たな給付 → 支援策の内容は世界トップレベル

27

「こども・子育て支援加速化プラン」に係る令和6年度の地方負担の増

○「こども・子育て支援加速化プラン」の令和6年度の地方負担の増(2,251億円※)について、全額を地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

※「こども・子育て支援金制度」(仮称)見合い財源(1,160億円程度)充当後の数値

【令和6年度に新たに講ずる施策】

施策項目	概要	地方負担額
①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組		
児童手当の抜本的拡充	所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円	294億円
出産・子育て応援交付金	妊娠届出・出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援(計10万円相当)の平年度化	134億円
高等教育費の負担軽減	多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)への対象拡大	45億円
②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充		
出産・子育て応援交付金	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の平年度化	5億円
産前・産後ケアの拡充	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援等	14億円
幼児教育・保育の質の向上	4・5歳児の職員配置基準の改善、保育士・幼稚園教諭の処遇改善	656億円
病児保育の安定的な運営	病児保育事業の基本単価分の引上げ	17億円
放課後児童クラブの拡充	常勤職員の配置改善、受け皿の拡大	396億円
多様な支援ニーズへの対応	児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の見直し) 児童相談所の児童福祉司等の増員等	621億円
③共働き・子育ての推進		
育児休業給付を支える財政基盤の強化	地方公務員分の公費負担について現行の1/80から1/8に引上げ	69億円
計		2,251億円

28

こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

○地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額し、普通交付税で措置

○普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例) ※主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

放課後児童クラブに対する独自の支援

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

ひとり親家庭等への支援

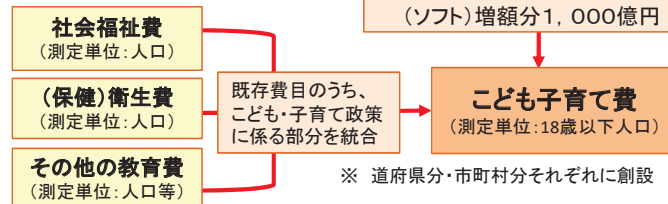
こどもの居場所づくりへの支援

結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設

※人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じる



※道府県分・市町村分それぞれに創設

※このほか、包括算定経費からも一部移管

29

こども・子育て支援事業債の創設

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例) ・ 子育て相談室 ・ あそびの広場
- ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例) ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
- ・ バリアフリー改修 ・ 園庭の整備（芝生化）
 - ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率：90%

交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

30

学校給食の概要

- 学校給食法等に基づき、小中学校等、特別支援学校、夜間定時制高校の設置者に努力義務。
- 食材費は保護者負担。人件費、施設・設備費等は学校設置者の負担。
- 生活保護や就学援助により、経済的困窮者の家庭の学校給食費については基本的に無償。

努力義務

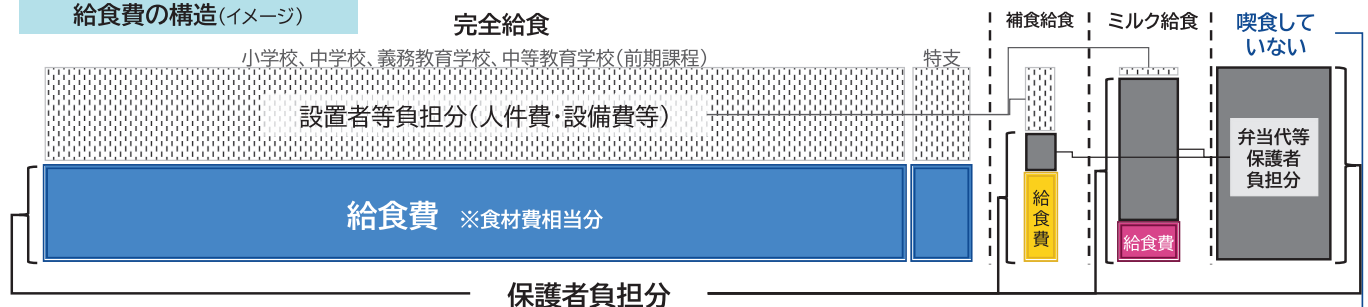
学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（幼稚部～高等部）、定時制高校（夜間課程のみ）の学校設置者に、給食実施の努力義務が課せられている。

※幼稚園等、高等学校（夜間定時制を除く）は、法律の対象外

学校給食に係る経費の負担（学校給食法等の定め）

- ・ 学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び人件費は、学校設置者の負担（県費負担教職員である栄養教諭・学校栄養職員については都道府県の負担）
- ・ 食材費は保護者負担 ※ただし、自治体等による補助を妨げるものではない

給食費の構造（イメージ）



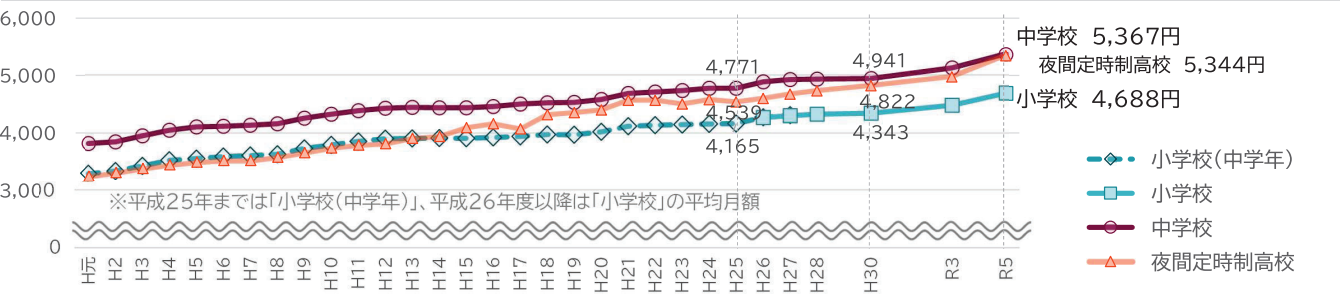
- ・ 給食未実施校に在籍 ・ 選択制給食において給食を希望しない 給食実施校において、重度のアレルギー、不登校等で喫食せず 等

31

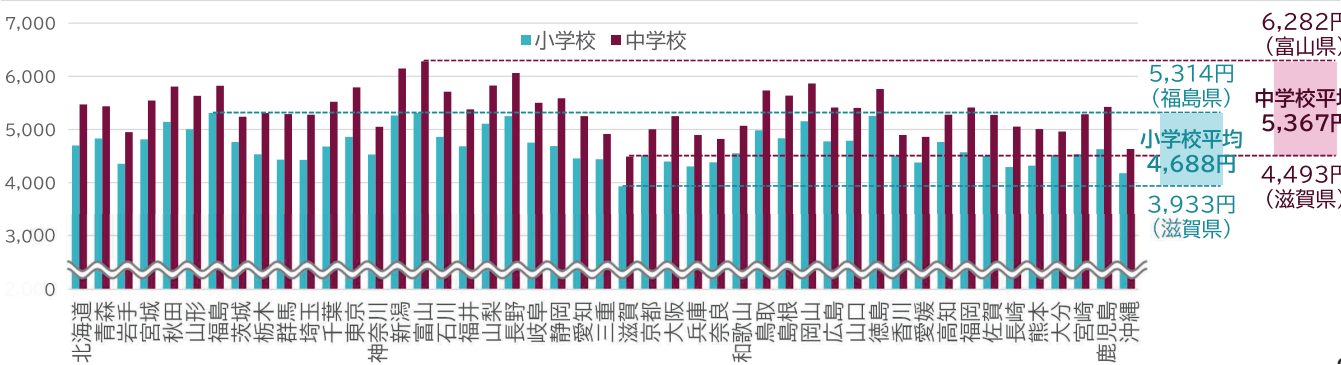
学校給食費の状況(公立のみ)

- 完全給食の給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、**食材費に相当する金額**)の月額平均は、小学校4,688円、中学校5,367円、夜間定時制高校5,344円であり、小学校・中学校については直近5年間で約8%、10年間で約12%上昇。
- 都道府県間では、小学校が3,933円～5,314円、中学校が4,493円～6,282円と、1.4倍弱の開きがある。

1ヶ月当たり給食費の経年比較(小・中・夜間定時制高校)



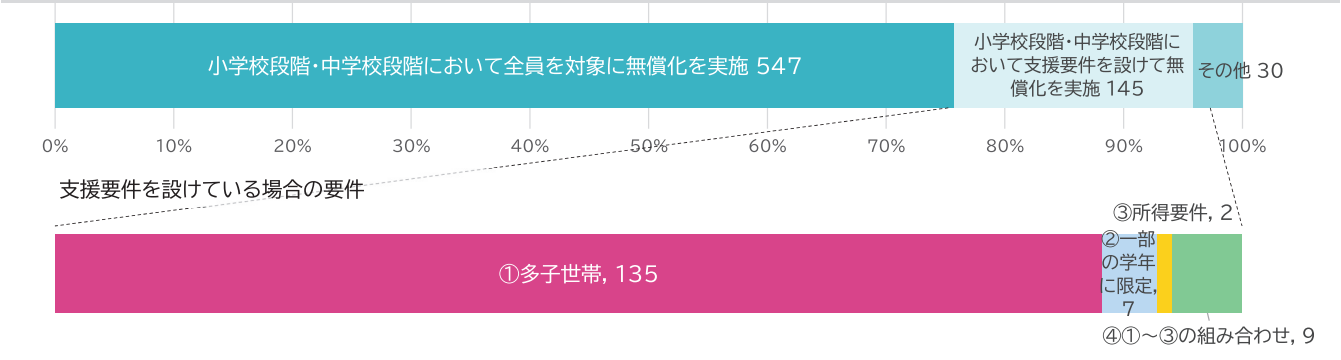
都道府県間の比較



自治体独自の学校給食費無償化の実施状況

- 1,794自治体中、775自治体において何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施している(予定を含む)。※
※令和5年9月1日時点での意向であり、実際には無償化を実施した自治体数とは必ずしも一致しない。
- 令和5年9月1日時点で無償化を実施している722自治体のうち、547自治体で小中学生の全員を対象にし、145自治体で小中学校段階で支援要件を設けている。支援要件がある場合、多子世帯を要件にしている場合が多い。
- 財源は、自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)が最も多く、次いで地方創生臨時交付金を活用している自治体が多い。

無償化の実施状況 (令和5年9月1日時点で、無償化を実施している722自治体を対象)



無償化の財源(複数回答有)

	自治体数		自治体数
①自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他(交付金、基金、地方債等)	86

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～

文部科学省資料を一部加工

令和5年度補正予算額

2,661億円



現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備を進める。**

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備 予算額 2,643億円

- 都道府県に**基金（5年間）を造成し、当面、令和7年度までの更新分（約7割）に必要な経費を計上。**
- 都道府県を中心とした共同調達等など、**計画的・効率的な端末整備を推進。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

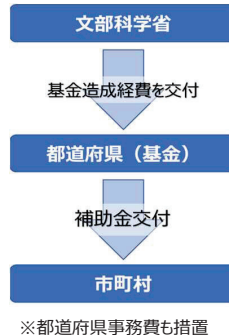
※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10

（基金のイメージ）



国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 18億円

- 前回整備時と同様に**補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費を計上。**
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備を進める。**

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

34

4. DX関係

35

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

（デジタル・ガバメント）

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画等に基づき、行政のデジタル化を推進する。政策を企画・立案する際には、制度・業務・システムの整合性を確保して三位一体で取組を推進するとともに、国民の利便性向上や行政の効率化等の効果を定量的に把握するなど、需要側・供給側の双方がデジタル化のメリットを実感できるように取り組む。その際、新たにアナログ規制を生まないようデジタル法制審査の強化も行う。

誰一人取り残されないデジタル社会に向けた環境整備やデジタル人材の確保・育成を含め、デジタル完結の社会を構築していく上で、前提となるデジタル共通基盤の構築を強化・加速する。その際、「デジタル化」に係る様々な状況をモニタリングし、政府の取組の際に参照するとともに、公表し、継続的改善を実施する。

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、円滑に取得できる環境整備を図りつつ、カード機能のスマートフォン搭載により、確定申告、引っ越し手続、銀行口座開設などのオンライン手続の簡易化に取り組む。また、運転免許証との一体化など利便性・機能向上を更に促進するとともに、カード活用による救急業務の迅速化・円滑化について全国展開を推進するなど、官民様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。

また、マイナポータルの活用等により、税務・社会保障を始めとする各種手続に必要なデータの連携を拡充するなど、国民の利便性向上と行政の効率化を推進する。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化、準公共分野におけるデータ連携基盤の構築など、公共部門のシステムの共通化とモダン化やSaaSの徹底活用を推進し、デジタル・ガバメントの強化に取り組む。

36

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（1）デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開

急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る。デジタルの力を活用して地方創生を加速させるとともに、行政区域にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成や地方と東京の相互利益となる分散型国づくり等を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。

地域社会のニーズに合わせ、先端技術の社会実装等に取り組むモデル地域を創出するため、スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等を活用しながら、制度・規制改革や施策間・地域間連携、デジタル田園都市国家構想交付金による効果的な取組への支援の重点化をパッケージ化して支援する。5G利活用等の優良事例を支えるサービス・システムの効果的・効率的な横展開、光ファイバ、5G、データセンター等のデジタル基盤の全国での整備、デジタル人材育成等を推進する。

37

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(2) デジタル行財政改革

急激な人口減少等を見据え、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化等を実現すべく、「デジタル行財政改革取りまとめ2024」に基づき取組を実行する。

教育、交通、医療・介護、子育て、福祉相談、防災等の各分野において、自動運転の社会実装等サービスの持続可能性と利便性向上に向けた規制・制度の見直しやシステムの整備を推進する。デジタルを活用して、全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。

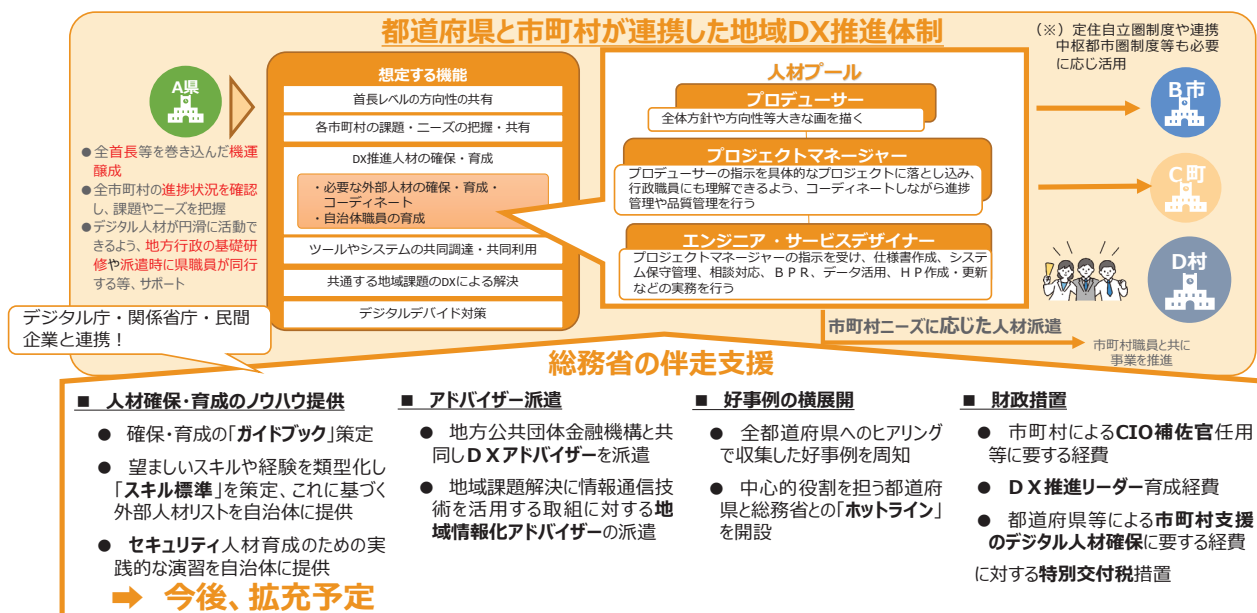
「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方が共通デジタルサービスを利用できるよう、**今夏から国・地方公共団体間の連絡協議体制を整備し、縦割りの弊害を排して政府横断的な推進体制の下で各府省庁がデジタル庁・総務省と連携し、主体的に業務見直しとシステム構築を行うとともに**、デジタル庁を中心に必要な専門人材を確保しつつ、初期開発や移行・普及支援、ベース・レジストリなどのデジタル公共インフラの整備、地方への普及支援等を推進する。同時に**都道府県に公共サービスDX推進のハブ機能を形成し、都道府県は域内基礎自治体を支援**するとともに、**国は、専門人材の採用支援**を行う。また、各府省庁の情報システム経費の「見える化」による効率化を行う。そして、重要分野の改革推進のため、中長期的KPIの設定とロジックモデルの構築等により政策の進捗モニタリングと改善を行う。また、基金の点検・見直しの横断的な方針とその結果に基づいて、基金全体の見直しを引き続き進め、資金の有効活用の観点から余剰金の国庫返納や成果目標の改善を含めEBPMの手法を前提としたPDCAの取組を推進する。あわせて、予算事業全体について、行政事業レビューと予算の連携を強化し、システム化・オープン化を進める。

38

地域DX推進体制の構築やデジタル人材の確保・育成

令和6年6月18日 総務大臣提出資料
第6回デジタル行財政改革会議

- 全国的に官民問わず、デジタル人材が不足する中、**特に小規模市町村においては、DXを進める人材の確保に苦慮**。
- 市町村のDX人材のニーズとしては、**行政事務やマネジメントについて知見のあることが求められており**、また、高度専門人材だけでなく、各部局の職員と連携し、自治体業務を**継続的かつ直接的に実施できる人材**など、**多様な人材が求められている**。
- 1月19日に**都道府県知事・市町村長宛に大臣書簡及び通知を发出**。都道府県と市町村が連携した地域DX推進体制の構築・拡充を要請。
- **令和7年度中にすべての都道府県で推進体制を構築し**、その中で**市町村の求めるDX支援のための人材プール機能を確保**できるよう、総務省として支援強化を図る。



39

5. 医療・介護サービス関係

40

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（医療・介護サービス関係）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

（医療・介護サービスの提供体制等）

高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するとともに、医療・介護DXの政府を挙げての強力な推進、ロボット・デジタル技術やICT・オンライン診療の活用、タスクシフト／シェア、医療の機能分化と連携など地域の実情に応じ、多様な政策を連携させる必要がある。

国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の活用、救急医療体制の確保、持続可能なドクターヘリ運航の推進や、居住地によらず安全に分べんできる周産期医療の確保、都道府県のカバナンスの強化を図る。**地域医療構想について、2025年に向けて国がアウトリーチの伴走支援に取り組む。また、2040年頃を見据えて、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大**や現役世代の減少等に対応できるよう、**地域医療構想の対象範囲について、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体に拡大**するとともに、**病床機能の分化・連携に加えて、医療機関機能の明確化、都道府県の責務・権限や市町村の役割、財政支援の在り方等について、法制上の措置を含めて検討を行い、2024年末までに結論**を得る。

医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、**医師確保計画を深化**させるとともに、医師養成過程での**地域枠の活用、大学病院からの医師の派遣、総合的な診療能力を有する医師の育成、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組、経済的インセンティブによる偏在の是正、医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の大幅な拡大等の規制的手法を組み合わせた取組**の実施など、**総合的な対策のパッケージを2024年末までに策定**する。あわせて、2026年度の医学部定員の上限については2024年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う。

人口減少による介護従事者不足が見込まれる中で、医療機関との連携強化、介護サービス事業者のテクノロジーの活用や協働化・大規模化、医療機関を含め保有資産を含む財務情報や職種別の給与に係る情報などの経営状況の見える化を推進した上で、処遇の改善や業務負担軽減・職場環境改善が適切に図られるよう取り組む。また、必要な介護サービスを確保するため、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進めるとともに、地域軸、時間軸も踏まえつつ、中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方について検討する。

このほか、がん対策、循環器病対策、難聴対策、難病対策、移植医療対策、慢性腎臓病対策、アレルギー対策、依存症対策、栄養対策、睡眠対策、COPD対策等の推進や、予防接種法に基づくワクチン接種を始めとした肺炎等の感染症対策の推進を図るとともに、更年期障害や骨粗しょう症等に対する女性の健康支援の総合対策の推進を図る。また、全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携を始めとする多職種間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用の推進、各分野等における歯科医師の適切な配置の推進により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進する。また、ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護や看護師確保対策の促進、在宅サービスの多機能化等による在宅医療介護の推進に取り組む。また、自立支援・社会復帰に資するリハビリテーションを推進する。

41

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

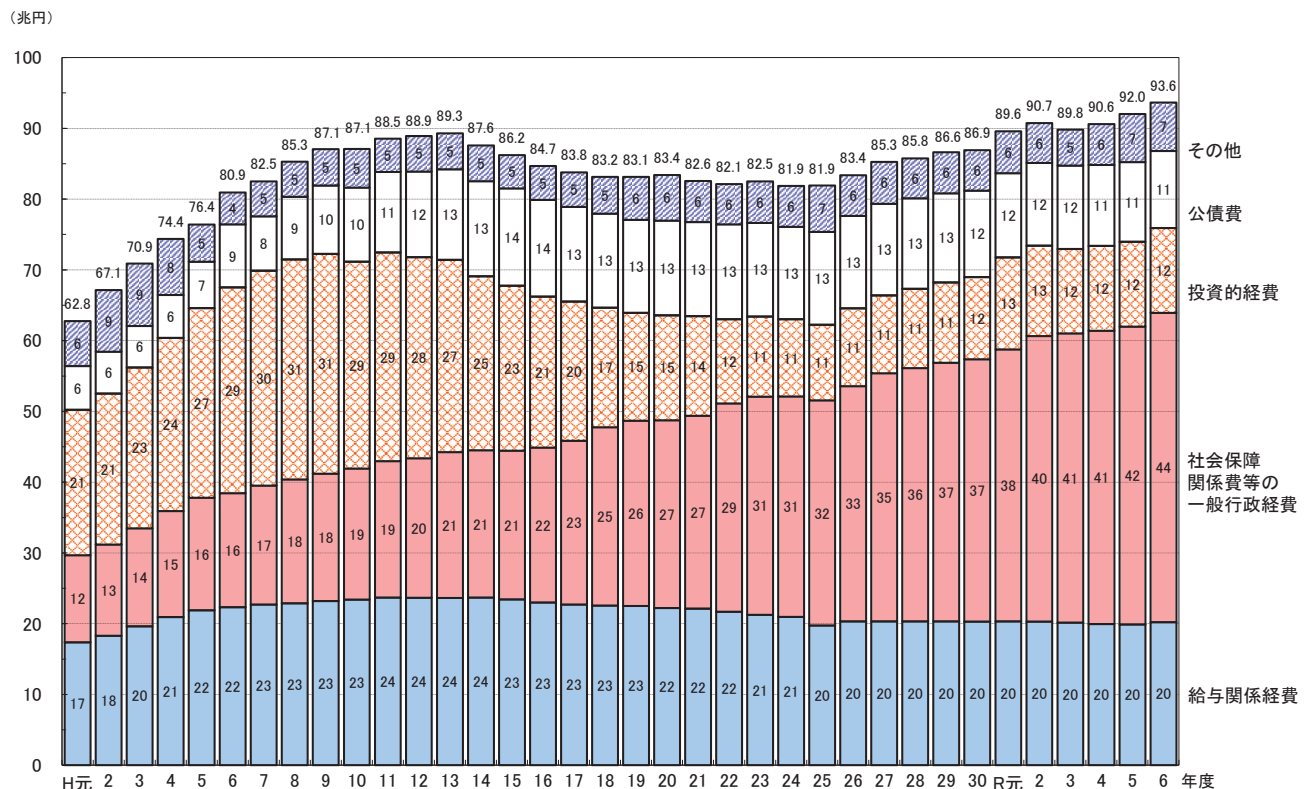
（医療・介護保険等の改革）

給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、関連法案の提出も含め、各種医療保険制度における総合的な検討を進める。こうした改革を進めるに当たっては、審査支払機関による医療費適正化の取組強化、多剤重複投薬や重複検査等の適正化に向けた実効性ある仕組みの整備を図り、**国民健康保険制度については、都道府県内の保険料水準の統一を徹底**するとともに、保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のカバレッジ強化等にも資するよう、**調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討**を行う。また、国際比較可能な保健医療支出統計の整備を推進する。

介護保険制度について、**利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方**については、第10期介護保険事業計画期間の開始の前までに検討を行い、結論を得る。あわせて、高齢者向け住宅の入居者に対する過剰な介護サービス提供（いわゆる「囲い込み」）の問題や、医療・介護の人材確保に関し、就職・離職を繰り返す等の不適切な人材紹介に対する紹介手数料の負担の問題などについて、報酬体系の見直しや規制強化、公的な職業紹介の機能の強化の更なる検討を含め、実効性ある対策を講ずる。また、深刻化するビジネスケアラーへの対応も念頭に、介護保険外サービスの利用促進のため、自治体における柔軟な運用、適切なサービス選択や信頼性向上に向けた環境整備を図る。

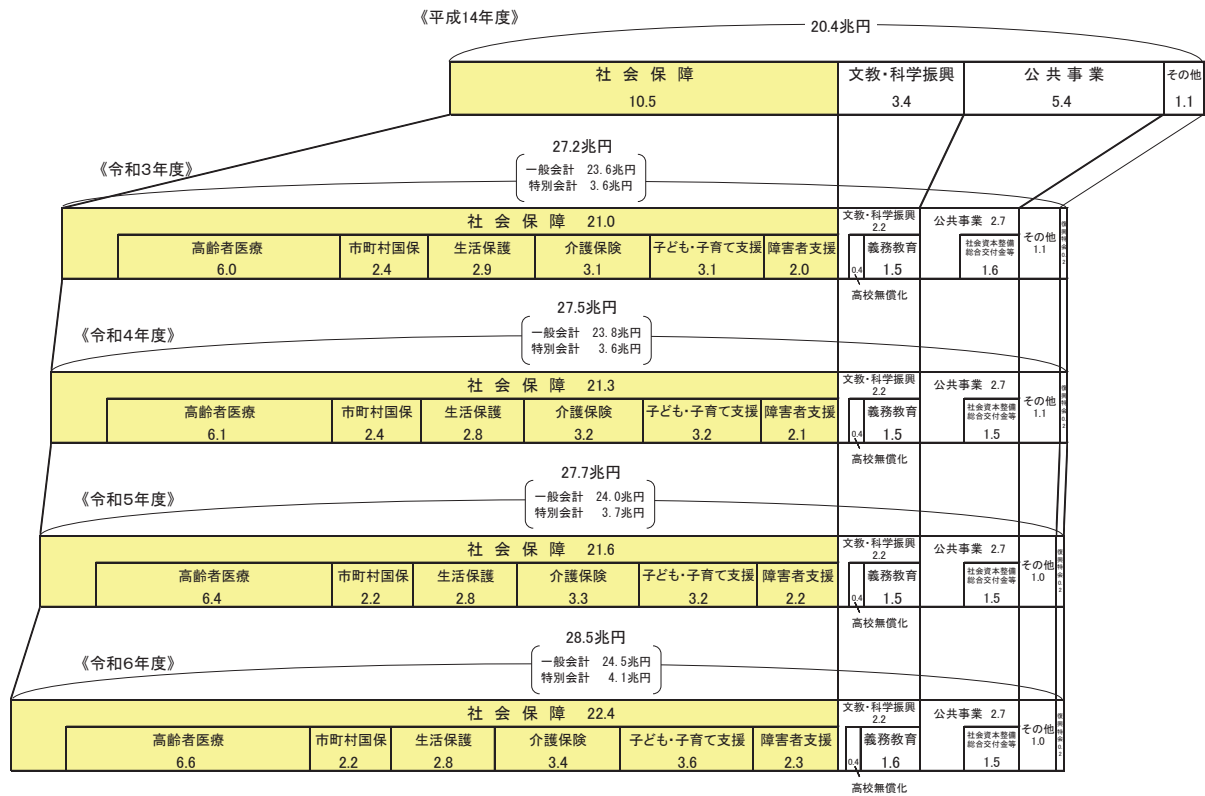
42

地方財政計画の歳出の推移



43

地方向け補助金等の全体像



44

公立病院経営強化の推進

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。

- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
- ・医師・看護師等の不足
- ・医師の時間外労働規制(R6.4～)への対応
- ・新興感染症への備え 等

総務省

<令和4年3月>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

地方団体

<令和4年度又は5年度中>

「公立病院経営強化プラン」の策定

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

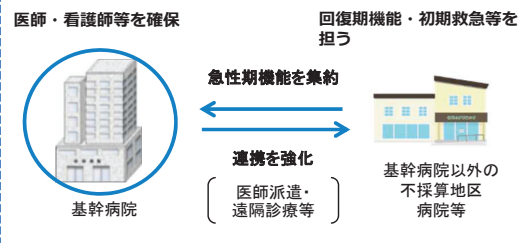
(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

機能分化・連携強化のイメージ(例)



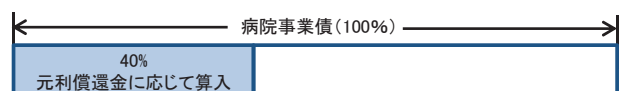
【病院事業債】

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》



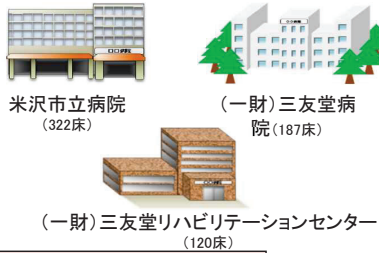
※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

45

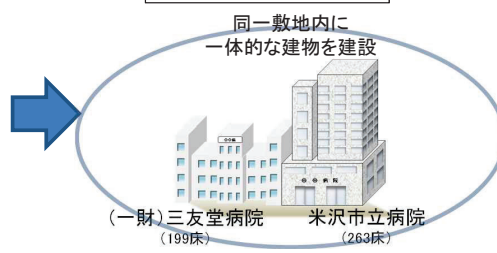
県立病院等における機能分化・連携強化の事例

山形県米沢市の取組

取組前



取組後 (R5.11～)

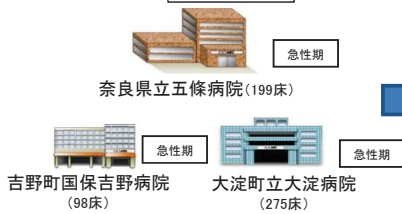


<取組による主な効果>

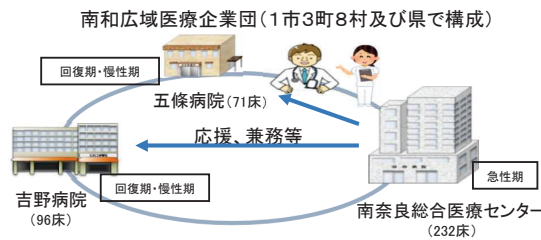
- 機能分化・医療連携を行い、急性期を担う米沢市立病院と回復期・慢性期を担う(一財)三友堂病院を同一敷地内に一体的な建物として両病院を建設し、安心して生活できる医療環境を提供。
※ 令和5年度に、同時開院予定。
- 米沢市と(一財)三友堂病院とで地域医療連携推進法人を設立。その中で両病院の連携を進める予定。
- (一財)三友堂リハビリテーションセンターは、(一財)三友堂病院に集約化予定。

奈良県南和地域の取組

取組前



取組後 (H28.4～)

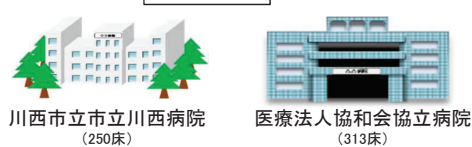


<取組による主な効果>

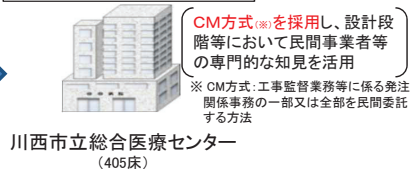
- 新設した南奈良総合医療センターに急性期機能を集約し、他の2病院の急性期機能を回復期・慢性期に転換することで、切れ目のない医療提供体制を構築。
- 病院再編に伴い、県内医大の協力の下、基幹病院への指導医をはじめ専門医の派遣を確保。
※ 医師数: 45人(H27) → 66人(R3)
- 南奈良総合医療センターから不採算地区病院やへき地診療所への医師の応援・派遣を強化。

兵庫県川西市の取組

取組前



取組後 (R4.9～)



<取組による主な効果>

- 市立川西病院と医療法人協和会協立病院について、地域の医療機能分化・連携を進めるため、令和4年度の新病院への統合に合わせ、急性期病床を削減し、不足している高度急性期病床及び回復期病床の充実化を実施。
- 高度急性期機能を新たに担ったことにより、救急車の市内搬送率の向上など医療機能の充実が図られた。また、機能の充実に合わせて医師を確保。
※ 医師数: 74人(統合前)→83人(R5)
- 新病院は医療法人協和会を指定管理者として運営

6. 地域公共交通関係

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（地域公共交通関係）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(3) 地方活性化及び交流の拡大

（持続可能で活力ある国土の形成と交通の「リ・デザイン」）

持続可能な国土形成に向け、各種サービス機能の集約拠点や地域生活圏の形成と国土全体の連結強化等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

持続可能な地域づくりに向け、都市の再生・国際競争力強化や人中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり等に取り組むとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた地域活動、グリーンインフラ等を推進する。地域公共交通について、交通DX・GX、多様な関係者との連携・協働、**ローカル鉄道の再構築**、路線バスの活性化、自家用有償旅客運送を含む地域の自家用車や一般ドライバーの活用など「リ・デザイン」の取組を加速化し、省力化の促進、担い手の確保等に取り組む。デジタル田園都市国家構想の実現にも資する幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化に関し、更なる取組を進める。また、地域の持続性にも直結する課題である買物環境の確保について、地域の実情に応じた買物拠点施設の整備を含め、地方公共団体の主体的な取組を支援するとともに、優良事例の周知・横展開を行う。

我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、**整備新幹線**、**リニア中央新幹線**、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モーダルコネク트의強化、航空・海運ネットワークの維持・活性化、造船業の競争力強化等を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。くわえて、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う。リニア中央新幹線については、財政投融资による支援を踏まえ、全線開業に係る現行の想定時期の下、適切に整備が進むよう、環境・水資源の状況や建設主体の財務状況を厳格にモニタリングし、必要な指導及び技術的支援を行うとともに、名古屋以西について、駅の整備に関する検討の深度化など、整備効果が最大限発揮されるよう、沿線自治体と連携して駅周辺を含めたまちづくりを進める。同時に、東海道新幹線の輸送余力を活用した東海地域の利便性向上を図り、地域にもたらす経済効果の最大化を目指す。

物流の持続的成長を図るため、物流拠点・ネットワークの機能強化、モーダルシフトや物流DX・標準化等による効率化、商慣行の是正、荷主・消費者の行動変容、改正物流法等の執行体制の構築等の抜本的・総合的な対策を一体的に進める。

48

地域公共交通（赤字ローカル線）への財政措置

- 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築（上下分離等による鉄道輸送の高度化又はバスへの転換）を図るための経費について、国交省が新たに創設する「**地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）**」等の地方負担に對して地方財政措置を講ずる。

1. 地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）

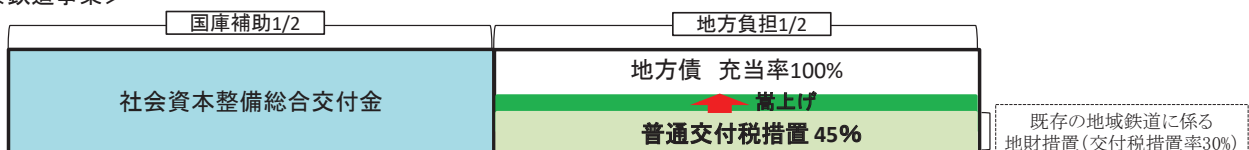
	鉄道事業	バス事業
補助対象施設	鉄道施設（駅、路盤、架線、信号・保安施設等）	バス施設（停留所、車庫、営業所等）
補助率	1／2	1／2

鉄道車両・バス車両については「効果促進事業」の対象。合わせて、個別の補助金による支援も実施。

本州三社及び大手民鉄事業者に係る線区の場合は、事業費の1/3を当該鉄道事業者が負担し、残りの事業費を国及び地方で折半

2. 地方財政措置

<鉄道事業>



<バス事業>



49

6. 関係人口関係

50

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（関係人口関係）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（3）地方活性化及び交流の拡大

（個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大）

個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。「北海道総合開発計画」に基づき、食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の振興を更に地域一体で進める取組等を推進する。ウポポイの充実等アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

人の流れを創出・拡大するため、若者の地方移住を促す取組を強化するとともに、**地方拠点強化税制の活用による企業の地方移転**、産学官金連携による地域密着型企業の立ち上げ、**地域おこし協力隊等の地域の人材確保**の取組等を促進する。**関係人口の拡大**や**二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進**に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う。

51

関係人口について

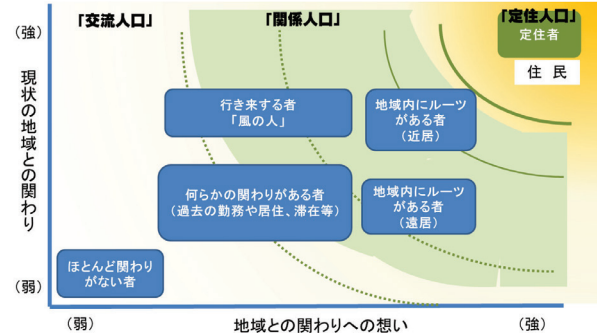
- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「**関係人口**」と呼ばれる**地域外の人材が地域づくりの担い手となる**ことが期待できる。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決や魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。

（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋）

関係人口のイメージ



関係人口の取組例



＜宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）＞
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



＜鳥取県鳥取市（R元モデル事業）＞
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕



＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAJO フォークラブ」を活用した地場産品のPR



＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKA-イルミ」の実施

52

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R6当初予算額：6百万円

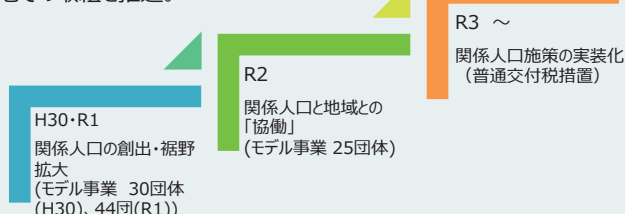
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
- また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○ 地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、**関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献**



『関係人口』ポータルサイト URL <https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/> 53

令和6年7月23日

令和6年度 普通交付税の算定結果等

総務省は、7月23日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、「令和6年度普通交付税大綱」について閣議報告しました。

○令和6年度 普通交付税大綱……………	別紙
○令和6年度 普通交付税の決定について ……	1
○令和6年度 普通交付税算定のポイント ……	2

- ・ こども子育て費の創設
- ・ 給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る対応
- ・ 物価高への対応
- ・ 能登半島地震の影響を踏まえた特例
- ・ 定額減税に伴う地方特例交付金の創設
- ・ 基準財政収入額の増加

○令和6年度 不交付団体の状況 ……	5
○令和6年度 臨時財政対策債発行可能額について ……	7
○令和6年度 地方特例交付金の決定について ……	9

令和6年度 普通交付税の決定について

決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	伸 率
道府県分	92, 325	92, 089	0. 3
市町村分	83, 145	80, 506	3. 3
合 計	175, 470	172, 594	1. 7

算 定 結 果

(財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分	
	令和6年度	対前年度伸率	令和6年度	対前年度伸率
基準財政需要額	(223, 981)	(0. 6)	(243, 389)	(1. 3)
	221, 582	2. 0	241, 244	2. 4
基準財政収入額	129, 104	3. 2	157, 933	1. 9
交 付 基 準 額	92, 478	0. 3	83, 311	3. 3
普通交付税額	(94, 725)	(△2. 7)	(85, 290)	(0. 2)
	92, 325	0. 3	83, 145	3. 3

(注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。

2 令和6年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。

なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。

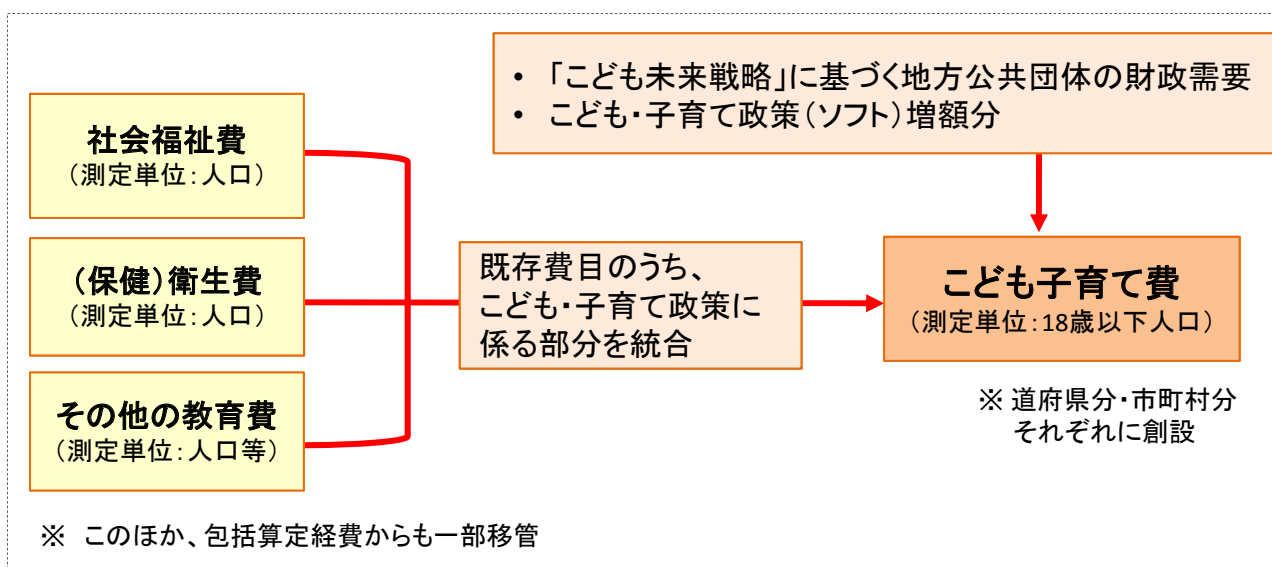
3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

2 令和6年度 普通交付税算定のポイント

1 こども子育て費の創設

こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設。

同費目において、「こども未来戦略」等に基づく地方公共団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、一括して算定。



人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を実施。

2 給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る対応

令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費を算定。

3 物価高への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ地方財政計画において計上された700億円を算定。

4 能登半島地震の影響を踏まえた特例

能登半島地震の影響を踏まえ、以下の特例措置を講じる。

- ・児童・生徒数の減少を踏まえた特例
- ・市町村民税法人税割に係る特例
- ・ゴルフ場利用税及びゴルフ場利用税交付金に係る特例

5 定額減税に伴う地方特例交付金の創設

定額減税による地方公共団体の減収を補填するため、定額減税減収補填特例交付金を創設するとともに、交付額の75%を基準財政収入額に算入。

6 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和5年度算定から増加。

道府県分	市町村分
・法人事業税 ・特別法人事業譲与税 ・定額減税減収補填特例交付金	・固定資産税 ・定額減税減収補填特例交付金

令和6年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,202,190	573,545	628,644	627,816	1,603,547	757,907	845,640	844,534
青 森	343,107	129,538	213,569	213,333	339,986	144,832	195,154	194,919
岩 手	353,779	131,366	222,413	222,169	346,490	162,818	183,672	183,433
宮 城	413,012	254,746	158,266	157,981	540,064	361,645	178,418	178,046
秋 田	295,882	99,859	196,023	195,819	294,550	117,991	176,560	176,357
山 形	300,072	115,682	184,390	184,183	286,068	133,875	152,193	151,996
福 島	438,920	233,173	205,748	205,445	454,977	262,254	192,723	192,410
茨 城	572,632	375,904	196,729	196,334	527,384	358,801	168,583	168,219
栃 木	391,083	246,034	145,049	144,779	383,524	296,123	87,401	87,137
群 馬	395,066	249,321	145,745	145,472	410,355	293,277	117,078	116,795
埼 玉	1,082,082	808,426	273,656	272,910	1,219,679	1,018,577	201,102	200,262
千 葉	961,144	725,971	235,173	234,510	935,850	740,101	195,749	195,104
東 京	2,111,697	2,693,732	-	-	424,161	352,823	71,338	71,046
神奈川	1,127,327	997,435	129,891	129,114	1,337,117	1,216,491	120,627	119,705
新 潟	486,260	236,595	249,665	249,330	604,261	320,328	283,932	283,516
富 山	274,527	131,184	143,343	143,154	243,941	158,433	85,508	85,340
石 川	277,039	143,229	133,810	133,619	270,107	165,252	104,855	104,669
福 井	236,991	105,335	131,656	131,493	176,508	109,632	66,876	66,755
山 梨	242,776	103,727	139,049	138,882	205,532	111,873	93,659	93,517
長 野	460,732	249,085	211,647	211,330	551,155	288,364	262,790	262,410
岐 阜	429,915	236,677	193,239	192,942	452,268	287,234	165,034	164,722
静 岡	614,009	425,201	188,809	188,385	696,865	549,440	147,425	146,945
愛 知	1,150,895	1,026,494	124,401	123,608	580,213	479,238	100,976	100,576
三 重	388,874	229,698	159,177	158,909	339,263	209,936	129,327	129,094
滋 賀	310,505	176,657	133,848	133,634	305,396	212,010	93,386	93,175
京 都	465,047	275,901	189,146	188,826	597,943	420,497	177,446	177,034
大 阪	1,405,106	1,073,220	331,887	330,918	1,885,227	1,534,187	351,040	349,741
兵 庫	963,015	613,811	349,204	348,540	1,185,009	846,184	338,826	338,009
奈 良	308,481	132,269	176,212	175,999	300,686	163,108	137,578	137,371
和歌山	280,540	95,241	185,299	185,106	245,810	120,626	125,185	125,015
鳥 取	200,561	58,942	141,619	141,480	156,827	67,769	89,058	88,950
島 根	254,706	75,169	179,536	179,361	218,629	88,278	130,351	130,200
岡 山	375,317	202,920	172,397	172,138	492,416	296,320	196,096	195,757
広 島	501,669	311,226	190,444	190,098	685,620	453,902	231,718	231,246
山 口	335,098	155,925	179,173	178,942	320,160	187,021	133,140	132,919
徳 島	233,688	82,634	151,055	150,893	191,907	100,152	91,755	91,622
香 川	239,945	113,423	126,522	126,357	222,038	132,829	89,209	89,056
愛 媛	325,397	153,684	171,713	171,488	330,469	184,960	145,509	145,281
高 知	249,405	70,412	178,993	178,821	216,191	86,872	129,318	129,169
福 岡	853,393	551,740	301,653	301,065	1,176,479	800,061	376,418	375,607
佐 賀	244,520	92,870	151,650	151,481	198,629	104,616	94,012	93,875
長 崎	358,101	126,878	231,223	230,976	343,558	159,788	183,770	183,533
熊 本	393,695	173,974	219,721	219,449	489,465	245,473	243,992	243,654
大 分	303,925	123,081	180,844	180,635	281,367	154,778	126,589	126,395
宮 崎	303,467	111,947	191,520	191,311	266,898	137,183	129,715	129,531
鹿児島	440,736	161,740	278,996	278,692	451,648	202,673	248,975	248,664
沖 縄	373,572	148,507	225,066	224,808	338,184	196,772	141,412	141,179
合 計	24,269,901	15,604,126	9,247,810	9,232,538	24,124,421	15,793,305	8,331,116	8,314,489

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

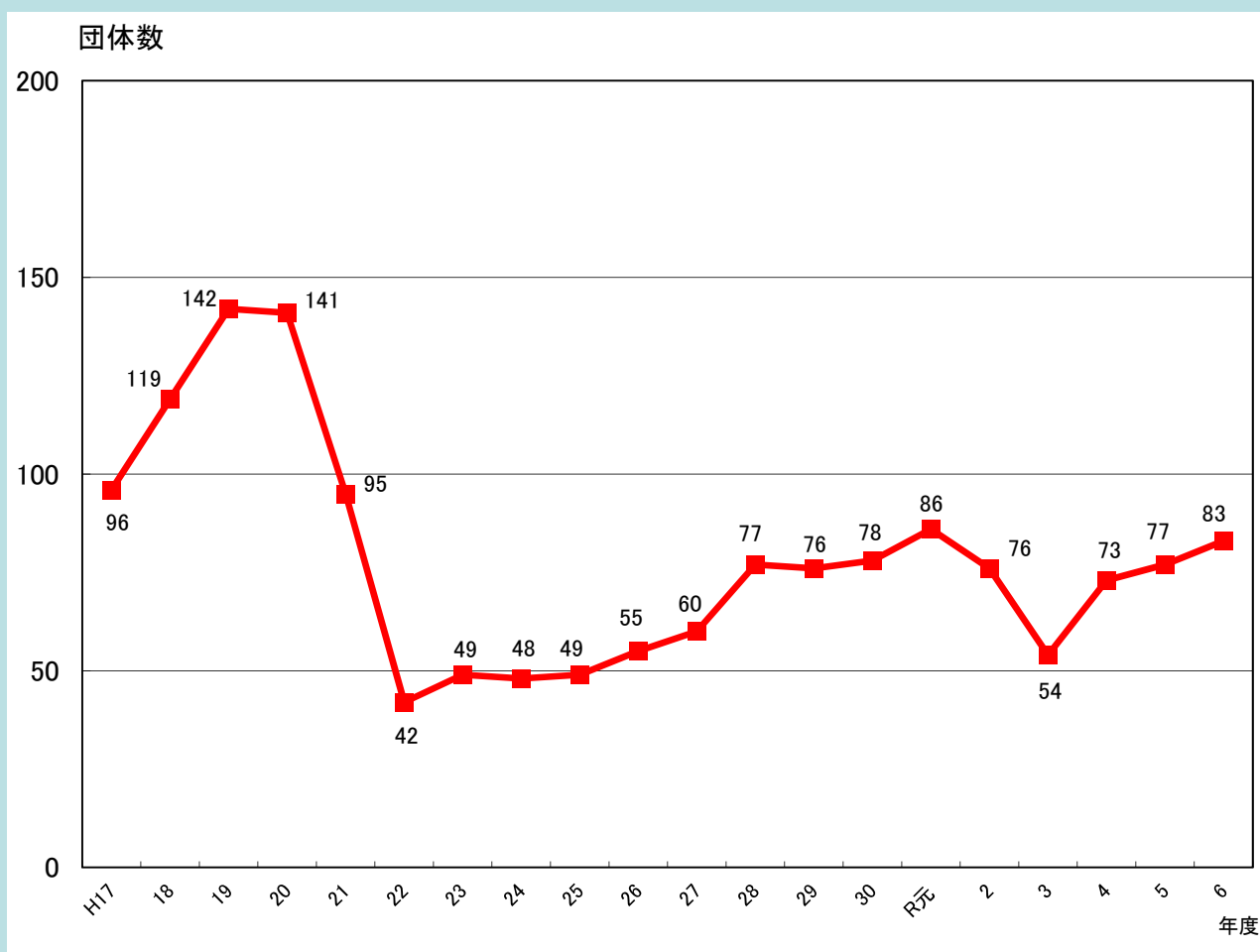
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

令和6年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	82	76	72
合 計	83	77	73

不交付団体数の推移(都道府県＋市町村)



(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

令和6年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不 交 付 団 体 名					
北海道	泊村					
青森県	六ヶ所村					
宮城県	大和町					
福島県	西郷村	広野町	大熊町	新地町		
茨城県	つくば市	神栖市	東海村			
群馬県	明和町					
埼玉県	戸田市	朝霞市	和光市	八潮市	三芳町	
千葉県	市川市	成田市	市原市	君津市	浦安市	袖ヶ浦市
	印西市	芝山町				
東京都	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	昭島市	調布市
	小金井市	小平市	国分寺市	国立市	多摩市	瑞穂町
神奈川県	川崎市	鎌倉市	藤沢市	厚木市	海老名市	寒川町
	箱根町					
新潟県	聖籠町	刈羽村				
福井県	美浜町	高浜町	おおい町			
山梨県	昭和町	忍野村	山中湖村			
長野県	軽井沢町					
静岡県	富士市	御殿場市	湖西市	長泉町		
愛知県	名古屋市	岡崎市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市
	小牧市	東海市	大府市	高浜市	日進市	田原市
	みよし市	長久手市	豊山町	大口町	飛島村	武豊町
	幸田町					
三重県	四日市市	川越町				
京都府	久御山町					
大阪府	田尻町					
兵庫県	芦屋市					
福岡県	荏田町					
佐賀県	玄海町					

市町村合計 82 団体（令和5年度76団体）

3 合 計 83 団体

（注）1 下線は令和6年度に交付団体から不交付団体になった団体である。

2 令和6年度に不交付団体から交付団体になった団体はない。

令和6年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の算定

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	伸 率
道 府 県	2, 3 9 9	5, 3 1 1	△54. 8
市 町 村	2, 1 4 5	4, 6 3 5	△53. 7
合 計	4, 5 4 4	9, 9 4 6	△54. 3

(注) 表示単位未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない場合がある。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、令和5年度から令和7年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から令和4年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。

(財政力に応じて逡増)

令和6年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	5,806	16,392
青森	970	1,945
岩手	1,049	1,705
宮城	4,624	5,743
秋田	821	1,428
山形	902	1,429
福島	3,357	3,526
茨城	7,136	2,914
栃木	4,916	1,638
群馬	4,588	3,263
埼玉	23,042	8,880
千葉	20,757	7,876
東京	-	2,213
神奈川	23,770	12,346
新潟	2,306	7,666
富山	1,492	1,920
石川	1,708	1,917
福井	735	1,287
山梨	728	1,132
長野	3,192	3,266
岐阜	3,390	2,742
静岡	9,983	10,302
愛知	27,489	3,438
三重	4,269	1,583
滋賀	2,645	2,051
京都	4,631	8,604
大阪	29,700	19,151
兵庫	11,835	15,694
奈良	985	1,963
和歌山	777	1,626
鳥取	487	820
島根	590	1,019
岡山	2,608	6,400
広島	5,545	10,405
山口	1,446	1,783
徳島	633	781
香川	1,169	1,784
愛媛	1,185	2,126
高知	615	1,213
福岡	10,939	15,823
佐賀	688	1,097
長崎	1,050	2,221
熊本	1,228	5,625
大分	916	1,637
宮崎	869	1,687
鹿児島	1,270	2,635
沖縄	1,095	1,794
合 計	239,936	214,488

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

令和6年度 地方特例交付金の決定について

1. 地方特例交付金の算定結果

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	伸 率
都道府県	3,991	729	447.2
うち住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金	705	729	△3.3
うち定額減税減収補填特例交付金	3,286	—	皆増
市町村	7,217	1,316	448.6
うち住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金	1,269	1,316	△3.6
うち定額減税減収補填特例交付金	5,948	—	皆増
合 計	11,208	2,045	448.1
うち住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金	1,974	2,045	△3.5
うち定額減税減収補填特例交付金	9,234	—	皆増

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

2. 地方特例交付金の概要

(1) 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

(2) 定額減税減収補填特例交付金

個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の定額減税見込額を基礎として算定するもの。

地方特例交付金は、いずれも普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。

令和6年度 地方特例交付金交付額(都道府県分)

(単位:百万円)

都道府県	地方特例交付金	住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金	定額減税減収補填 特例交付金
北海道	13,643	2,210	11,433
青森	3,909	712	3,197
岩手	3,957	701	3,256
宮城	6,312	1,324	4,988
秋田	2,964	494	2,469
山形	3,598	657	2,941
福島	6,358	1,196	5,161
茨城	10,494	1,892	8,601
栃木	7,039	1,292	5,748
群馬	7,056	1,391	5,665
埼玉	25,684	4,924	20,760
千葉	21,805	3,791	18,014
東京	49,040	6,444	42,596
神奈川	23,746	4,048	19,697
新潟	6,168	1,106	5,062
富山	3,715	605	3,110
石川	4,115	773	3,341
福井	2,786	480	2,306
山梨	2,847	489	2,357
長野	7,295	1,276	6,018
岐阜	7,346	1,404	5,942
静岡	10,915	2,108	8,806
愛知	25,378	5,114	20,264
三重	6,473	1,187	5,286
滋賀	5,446	1,075	4,371
京都	6,218	1,078	5,140
大阪	24,260	4,248	20,012
兵庫	16,653	2,941	13,712
奈良	4,564	799	3,765
和歌山	3,009	553	2,457
鳥取	1,855	331	1,523
島根	2,246	375	1,871
岡山	5,432	1,105	4,328
広島	7,904	1,514	6,390
山口	4,586	868	3,718
徳島	2,272	330	1,943
香川	3,318	573	2,746
愛媛	4,373	810	3,562
高知	2,076	321	1,755
福岡	13,478	2,609	10,870
佐賀	2,846	551	2,295
長崎	4,146	663	3,483
熊本	4,630	976	3,653
大分	3,804	750	3,055
宮崎	3,478	660	2,817
鹿児島	5,258	1,084	4,175
沖縄	4,586	684	3,903
合 計	399,080	70,516	328,564

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

令和6年度 地方特例交付金交付額(市町村分)

(単位:百万円)

都道府県	地方特例交付金	住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金	定額減税減収補填 特例交付金
北海道	28,945	4,781	24,164
青森	5,864	1,068	4,796
岩手	5,935	1,051	4,884
宮城	14,597	3,010	11,587
秋田	4,445	741	3,705
山形	5,398	986	4,412
福島	9,538	1,795	7,743
茨城	15,742	2,838	12,904
栃木	10,560	1,937	8,623
群馬	10,587	2,088	8,498
埼玉	45,217	8,664	36,554
千葉	37,245	6,415	30,830
東京	73,600	9,666	63,934
神奈川	63,416	10,641	52,775
新潟	12,801	2,371	10,431
富山	5,574	908	4,666
石川	6,173	1,160	5,013
福井	4,179	720	3,459
山梨	4,271	734	3,537
長野	10,944	1,914	9,030
岐阜	11,022	2,107	8,915
静岡	23,334	4,489	18,845
愛知	48,385	9,518	38,867
三重	9,711	1,780	7,931
滋賀	8,171	1,613	6,558
京都	14,868	2,382	12,486
大阪	51,066	8,666	42,399
兵庫	31,295	5,328	25,967
奈良	6,848	1,198	5,650
和歌山	4,515	829	3,686
鳥取	2,782	497	2,285
島根	3,369	562	2,808
岡山	11,396	2,300	9,095
広島	17,466	3,312	14,154
山口	6,880	1,302	5,578
徳島	3,401	486	2,915
香川	4,978	859	4,119
愛媛	6,560	1,215	5,344
高知	3,115	481	2,634
福岡	31,060	5,682	25,378
佐賀	4,270	826	3,443
長崎	6,219	994	5,225
熊本	10,324	2,203	8,121
大分	5,707	1,124	4,583
宮崎	5,217	991	4,227
鹿児島	7,888	1,626	6,263
沖縄	6,841	1,025	5,816
合 計	721,720	126,884	594,836

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

令和6年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和6年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区 分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度
総 額	17兆5,470億円	17兆2,594億円
道府県分	9兆2,325億円	9兆2,089億円
市町村分	8兆3,145億円	8兆 506億円

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,636	82	1,718	1,642	76	1,718
計	1,682	83	1,765	1,688	77	1,765

3 主な算定事項

- (1) こども・子育て政策に係る基準財政需要額をよりの確に算定するため、測定単位を18歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、こども・子育て政策に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (6) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費の財源を措置すること。
- (7) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実すること。
- (8) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (9) 令和6年能登半島地震の被災団体に対し、教育費や法人関係税等の算定において特例的な措置を講じること。
- (10) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (11) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

令和6年7月23日（火）

[参 考]

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	627,816	844,534
青森	213,333	194,919
岩手	222,169	183,433
宮城	157,981	178,046
秋田	195,819	176,357
山形	184,183	151,996
福島	205,445	192,410
茨城	196,334	168,219
栃木	144,779	87,137
群馬	145,472	116,795
埼玉	272,910	200,262
千葉	234,510	195,104
東京	—	71,046
神奈川	129,114	119,705
新潟	249,330	283,516
富山	143,154	85,340
石川	133,619	104,669
福井	131,493	66,755
山梨	138,882	93,517
長野	211,330	262,410
岐阜	192,942	164,722
静岡	188,385	146,945
愛知	123,608	100,576
三重	158,909	129,094
滋賀	133,634	93,175
京都	188,826	177,034
大阪	330,918	349,741
兵庫	348,540	338,009
奈良	175,999	137,371
和歌山	185,106	125,015
鳥取	141,480	88,950
島根	179,361	130,200
岡山	172,138	195,757
広島	190,098	231,246
山口	178,942	132,919
徳島	150,893	91,622
香川	126,357	89,056
愛媛	171,488	145,281
高知	178,821	129,169
福岡	301,065	375,607
佐賀	151,481	93,875
長崎	230,976	183,533
熊本	219,449	243,654
大分	180,635	126,395
宮崎	191,311	129,531
鹿児島	278,692	248,664
沖縄	224,808	141,179
合 計	9,232,538	8,314,489

（注） 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

【ご参考】

道府県分 普通交付税等の状況

(単位：億円、%)

普通交付税				臨時財政対策債			普通交付税＋臨時財政対策債		
団体名	R 6	対前年度 増減額	増減率	R 6	対前年度 増減額	増減率	R 6	対前年度 増減額	増減率
1 北海道	6,278	-91	-1.4	58	-59	-50.6	6,336	-150	-2.3
2 青森	2,133	-50	-2.3	10	-13	-57.0	2,143	-63	-2.9
3 岩手	2,222	-11	-0.5	10	-13	-56.2	2,232	-24	-1.1
4 宮城	1,580	43	2.8	46	-59	-55.9	1,626	-15	-0.9
5 秋田	1,958	-12	-0.6	8	-10	-54.2	1,966	-22	-1.1
6 山形	1,842	-7	-0.4	9	-12	-56.1	1,851	-19	-1.0
7 福島	2,054	-15	-0.7	34	-38	-53.3	2,088	-53	-2.5
8 茨城	1,963	-20	-1.0	71	-87	-54.9	2,035	-107	-5.0
9 栃木	1,448	30	2.1	49	-56	-53.1	1,497	-26	-1.7
10 群馬	1,455	-32	-2.2	46	-56	-54.8	1,501	-88	-5.5
11 埼玉	2,729	195	7.7	230	-303	-56.8	2,960	-108	-3.5
12 千葉	2,345	158	7.2	208	-253	-54.9	2,553	-95	-3.6
13 東京	0	0	-	0	0	-	0	0	-
14 神奈川	1,291	-69	-5.1	238	-351	-59.6	1,529	-420	-21.6
15 新潟	2,493	-61	-2.4	23	-31	-57.4	2,516	-92	-3.5
16 富山	1,432	10	0.7	15	-15	-50.4	1,446	-5	-0.4
17 石川	1,336	-22	-1.6	17	-22	-56.7	1,353	-44	-3.2
18 福井	1,315	-41	-3.0	7	-9	-56.0	1,322	-50	-3.7
19 山梨	1,389	-22	-1.5	7	-9	-55.2	1,396	-31	-2.2
20 長野	2,113	21	1.0	32	-35	-52.4	2,145	-14	-0.6
21 岐阜	1,929	16	0.8	34	-43	-56.1	1,963	-27	-1.4
22 静岡	1,884	68	3.7	100	-131	-56.8	1,984	-64	-3.1
23 愛知	1,236	160	14.9	275	-271	-49.7	1,511	-111	-6.9
24 三重	1,589	-10	-0.6	43	-48	-53.1	1,632	-58	-3.4
25 滋賀	1,336	9	0.7	26	-27	-50.7	1,363	-18	-1.3
26 京都	1,888	27	1.5	46	-49	-51.6	1,935	-22	-1.1
27 大阪	3,309	106	3.3	297	-370	-55.5	3,606	-264	-6.8
28 兵庫	3,485	13	0.4	118	-138	-53.9	3,604	-125	-3.4
29 奈良	1,760	-1	-0.1	10	-13	-56.0	1,770	-14	-0.8
30 和歌山	1,851	2	0.1	8	-10	-55.9	1,859	-8	-0.4
31 鳥取	1,415	-16	-1.1	5	-6	-56.1	1,420	-23	-1.6
32 島根	1,794	-53	-2.9	6	-7	-54.6	1,800	-60	-3.2
33 岡山	1,721	11	0.7	26	-33	-56.2	1,747	-22	-1.3
34 広島	1,901	6	0.3	55	-63	-53.1	1,956	-56	-2.8
35 山口	1,789	7	0.4	14	-14	-48.6	1,804	-7	-0.4
36 徳島	1,509	-32	-2.1	6	-8	-55.0	1,515	-40	-2.6
37 香川	1,264	-7	-0.5	12	-15	-56.5	1,275	-22	-1.7
38 愛媛	1,715	-60	-3.4	12	-11	-49.1	1,727	-72	-4.0
39 高知	1,788	-4	-0.2	6	-7	-53.5	1,794	-11	-0.6
40 福岡	3,011	46	1.5	109	-127	-53.7	3,120	-81	-2.5
41 佐賀	1,515	-15	-1.0	7	-8	-54.6	1,522	-23	-1.5
42 長崎	2,310	10	0.4	10	-12	-54.0	2,320	-2	-0.1
43 熊本	2,194	-30	-1.3	12	-15	-55.4	2,207	-45	-2.0
44 大分	1,806	-7	-0.4	9	-12	-56.1	1,816	-18	-1.0
45 宮崎	1,913	16	0.8	9	-11	-55.7	1,922	5	0.2
46 鹿児島	2,787	-23	-0.8	13	-15	-54.5	2,800	-38	-1.4
47 沖縄	2,248	-7	-0.3	11	-13	-54.6	2,259	-20	-0.9
合 計	92,325	237	0.3	2,399	-2,912	-54.8	94,725	-2,675	-2.7

【ご参考】

大都市分 普通交付税等の状況

(単位：億円、%)

普通交付税				臨時財政対策債			普通交付税＋臨時財政対策債		
団 体 名	R 6	対前年度 増減額	増減率	R 6	対前年度 増減額	増減率	R 6	対前年度 増減額	増減率
1 札幌市	1,405	137	10.8	120	-134	-52.8	1,525	3	0.2
2 仙台市	309	39	14.3	46	-52	-53.3	355	-14	-3.7
3 さいたま市	119	20	20.4	23	-29	-56.0	142	-9	-6.0
4 千葉市	248	22	9.6	38	-50	-57.1	286	-28	-9.0
5 横浜市	328	-21	-6.1	61	-105	-63.0	390	-126	-24.4
6 川崎市	0	0	-	0	0	-	0	0	-
7 相模原市	253	13	5.5	34	-42	-55.1	287	-28	-8.9
8 新潟市	759	65	9.3	54	-60	-52.9	813	5	0.6
9 静岡市	302	33	12.4	38	-46	-54.6	340	-13	-3.6
10 浜松市	363	48	15.3	45	-47	-51.2	408	1	0.3
11 名古屋市	0	-49	-100.0	0	-30	-100.0	0	-79	-100.0
12 京都市	647	44	7.2	74	-82	-52.5	722	-39	-5.1
13 大阪市	332	-58	-14.8	57	-113	-66.6	388	-171	-30.5
14 堺市	518	70	15.6	52	-56	-52.1	570	14	2.5
15 神戸市	901	67	8.1	91	-101	-52.7	992	-34	-3.3
16 岡山市	464	38	8.9	43	-50	-53.6	507	-12	-2.4
17 広島市	695	92	15.3	74	-82	-52.3	769	10	1.4
18 北九州市	760	58	8.2	60	-70	-53.6	820	-12	-1.5
19 福岡市	478	49	11.3	69	-81	-54.1	546	-32	-5.6
20 熊本市	587	67	12.9	47	-46	-49.4	633	22	3.5
合 計	9,469	733	8.4	1,025	-1,275	-55.4	10,494	-543	-4.9

【通常収支分】

1. 地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、人への投資、地方への人の流れの強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保等

- (1) 社会保障関係費や人件費等の増加が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「経済・財政新生計画」等を踏まえ、経済・物価動向等に配慮しながら、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) こども・子育て政策については、国と地方が車の両輪となって取り組むことができるよう、「こども未来戦略」等を踏まえ、引き続き地方財源を適切に確保。
- (3) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制。
- (4) 地方分権推進の基盤となる地方税の充実確保とともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組。

3. 地域DXの推進と財政マネジメントの強化

- (1) フロントヤード改革やマイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、自治体情報システムの標準化・共通化、情報セキュリティの強化、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などにより、地域DXを更に推進。
- (2) 複数団体での取組を含めた公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化・耐震化、公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

1

令和7年度 地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(通常収支分)

区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
地方税等	45.5	47.1	1.6	3.5	「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年7月29日内閣府)による各種指標等を用いて試算
地方税	42.7	44.2	1.5	3.5	
地方譲与税	2.7	2.9	0.1	4.5	
地方特例交付金等	1.1	0.2	△0.9	△83.0	
地方交付税	18.7	19.0	0.3	1.7	「令和7年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求の詳細」参照
国庫支出金	15.8	16.8	1.0	6.6	社会保障関係費等の増
地方債	6.3	6.6	0.3	5.1	R6年度同額
うち臨時財政対策債	0.5	0.8	0.3	70.4	
その他	6.3	6.3	0.0	0.0	
計	93.6	96.0	2.3	2.5	
うち一般財源	65.7	67.0	1.3	2.0	注)2参照
うち(水準超経費除き)一般財源	62.7	63.9	1.2	1.9	(交付団体ベース)

(単位:兆円)

区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
給与関係経費	20.2	20.8	0.6	2.9	R6人事院勧告(令和6年8月8日)等を反映
退職手当以外	19.2	19.7	0.6	3.1	
退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0	
一般行政経費	43.7	45.3	1.6	3.7	「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策に要する経費等の社会保障関係費の増、R6人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の報酬等の増
補助	25.1	26.4	1.3	5.1	
単独	15.4	15.7	0.3	2.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	1.9	
デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0	R6年度同額
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.0	R6年度同額
直轄・補助	5.6	5.6	0.0	0.0	
単独	6.4	6.4	0.0	0.0	
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0	
公営企業繰出金	2.3	2.3	△0.0	△0.1	R6年度同額
公債費	10.9	10.9	0.0	0.4	
水準超経費	3.0	3.1	0.1	2.3	
計	93.6	96.0	2.3	2.5	
うち一般歳出	78.5	80.7	2.2	2.8	

注)1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和7年度 地方交付税の概算要求の概要」とおりである。

2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。

3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数であり、地域デジタル社会推進費(マイナンバーカード利活用特別分)及び緊急決速推進事業費の取扱いも含め、「令和7年度の地方財政の課題」、経済・物価動向、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

2

令和7年度 地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済・財政新生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし19.0兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求。
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

【要求内容】

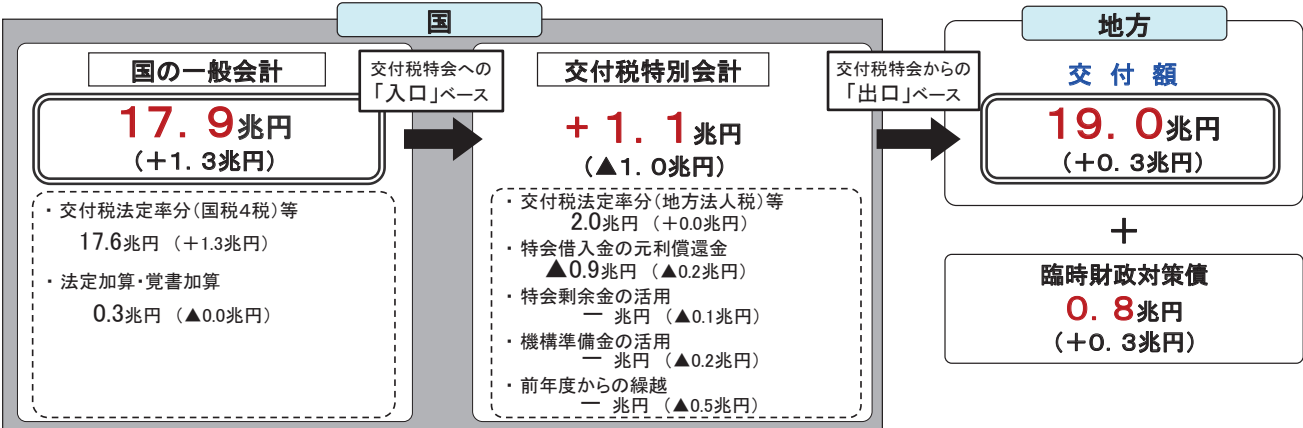
- (1) 令和7年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ(1.9兆円)、平成8年度以来30年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (2) 財源不足の補填については、令和5年度から令和7年度における財源不足を補填するルールに基づき積算している。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済・物価動向、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
18兆9,753億円 + 事項要求 (R6 18兆6,671億円)
(R6比 +3,083億円)

3

令和7年度 地方交付税の姿(概算要求)



【参考】令和7年度地方財政収支(仮試算)

(単位:兆円)

歳出	給与関係経費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
96.0兆円 (+2.3)	20.8 (+0.6)	45.3 (+1.6)	12.0 (0.0)	10.9 (+0.0)	69 (+0.1)

歳入	国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	地方交付税	その他
96.0兆円 (+2.3)	16.8 (+1.0)	11.4 (0.0)	47.3 (+0.7)	19.0 (+0.3)	0.23

一般財源総額 67.0兆円(+1.3兆円)
水準超経費を除く交付団体ベース 63.9兆円(+1.2兆円)

財源不足額 1.9兆円(+0.1兆円)

- ① 地方交付税(うち法定加算等) 0.3
- ② 臨時財政対策債 0.8
- ③ 建設地方債の増発 0.8

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
※2 ()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

4

令和7年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求の詳細（交付税及び譲与税配付金特別会計）

1. 通常収支分

		(単位:億円)			
区分		令和7年度 当初要求額 A	令和6年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般 会計 から の 繰 入 れ	国税4税の法定率分等 ①	175,815	163,055	12,760	7.8%
	所得税×33.1%	68,218	59,266	8,953	15.1%
	法人税×33.1%	56,666	56,422	244	0.4%
	酒税×50%	6,045	6,045	0	0.0%
	消費税×19.5%	47,796	46,455	1,341	2.9%
	(小計)	178,725	168,188	10,537	6.3%
	過年度補正予算精算分 (注1)	△ 2,461	△ 4,684	2,223	△47.5%
	平成28年度国税4税決算精算分	△ 449	△ 449	0	0.0%
	(小計)	△ 2,910	△ 5,133	2,223	△43.3%
	一般会計からの加算分 ②	3,429	3,488	△ 59	△1.7%
特 別 会 計	法定加算等	3,429	3,488	△ 59	△1.7%
	臨時財政対策特例加算額	0	0	0	—
	計(入口へス) ①+②=③	179,244	166,543	12,701	7.6%
	地方法人税の法定率分等 ④	19,836	19,750	86	0.4%
	地方法人税×100%	19,836	19,750	86	0.4%
	平成28年度地方法人税決算精算分	△ 0	△ 0	0	0.0%
	返還金 ⑤	2	0	2	4,259.9%
	特別会計借入金償還額 ⑥	△ 6,000	△ 5,000	△ 1,000	20.0%
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 3,329	△ 1,965	△ 1,364	69.4%
	剰余金の活用 ⑧	0	500	△ 500	皆減
特 別 会 計	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑨	0	2,000	△ 2,000	皆減
	前年度からの繰越金 ⑩	0	4,843	△ 4,843	皆減
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=⑪	10,509	20,127	△ 9,618	△47.8%
	地方交付税総額(出口へス) ③+⑪	189,753	186,671	3,083	1.7%

		(単位:億円)			
区分		令和7年度 当初要求額 A	令和6年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計から の繰入れ	地方特例交付金等 ⑫	1,920	11,320	△ 9,400	△83.0%
	③+⑫	181,164	177,863	3,301	1.9%

2. 東日本大震災分

		(単位:億円)			
区分		令和7年度 当初要求額 A	令和6年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
復興特会からの繰入れ (注2)		事項要求	611	—	—

(注1) 平成20、21、令和元年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の精算分である。なお、令和6年度当初予算額には、令和2年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の精算前倒し分(△2,223億円)を含む。

(注2) 令和6年度当初予算額には、返還金(41億円)を含む。

(注3) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

【地方交付税】

- この概算要求は、「経済・財政新生計画」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「令和7年度 地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 令和7年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ(1.9兆円)、平成8年度以来30年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- 国税及び地方税の税収見送り等については、名目経済成長率等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び要求の修正を行う。

【地方特例交付金等】

この概算要求は、仮置きの数値であり、令和7年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求の修正を行う。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

令和5年度普通会計決算の状況等

令和6年10月25日
総務省自治財政局財務調査課



目 次

- 1 令和5年度普通会計決算の概要(速報) … 2
- 2 健全化法の概要・指標の推移 … 9
- 3 地方公会計・公共施設の適正管理 … 20

1 令和5年度普通会計決算の概要 (速報)

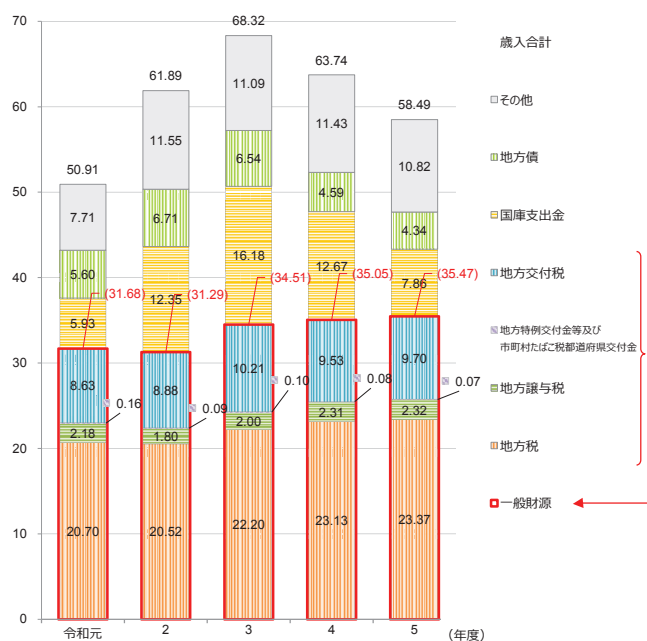
2

令和5年度普通会計決算の概要(速報) 都道府県

- 都道府県の令和5年度の普通会計決算額は、令和3年度、令和4年度、令和2年度に次ぐ、過去4番目の大きさとなった。
- コロナ禍前の令和元年度と比べると、歳入は7.6兆円の増、歳出は7.3兆円の増となっている。

【歳入決算額内訳の推移】

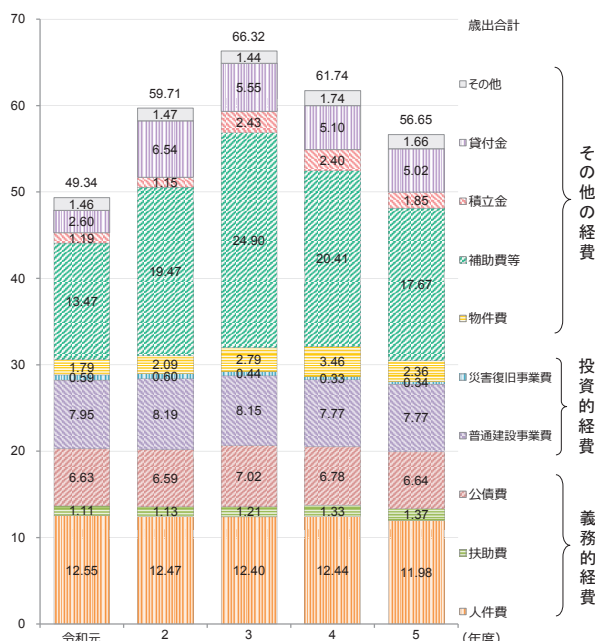
(兆円)



※ () 内の数値は一般財源の額である。

【歳出決算額の性質別内訳の推移】

(兆円)



3

令和5年度普通会計決算の概要(速報) 都道府県

都道府県の令和5年度の普通会計決算額は、歳入が58.5兆円(対前年度比▲5.2兆円)、歳出が56.6兆円(▲5.1兆円)となった。

〔歳入〕

個人道府県民税の増加等により地方税が+0.2兆円^①、

一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により国庫支出金が▲4.8兆円^②となった。

〔歳出〕

地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の減等により人件費が▲0.5兆円^③、

新型コロナウイルス感染症対策関連事業の減少等によりその他の経費が▲4.5兆円^④となった。

〔地方債現在高〕

臨時財政対策債の現在高の減少等により、地方債現在高は▲1.4兆円^⑤となった。

【歳入の状況】

(単位：兆円)

区 分	R5 決算額	対前年度 増減額
一般財源	35.5	0.4
うち地方税	23.4	0.2 ①
うち地方交付税	9.7	0.2
国庫支出金	7.9	▲4.8 ②
うち新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金等	1.6	▲4.8
うち物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	0.1	0.1
地方債	4.3	▲0.2
うち臨時財政対策債	0.5	▲0.4
その他	10.8	▲0.6
歳入合計	58.5	▲5.2

【歳出の状況】

(単位：兆円)

区 分	R5 決算額	対前年度 増減額
義務的経費	20.0	▲0.5
人件費	12.0	▲0.5 ③
扶助費	1.4	0.0
公債費	6.6	▲0.1
投資的経費	8.1	0.0
うち普通建設事業費	7.8	0.0
その他の経費	28.5	▲4.5 ④
うち物件費	2.4	▲1.1
うち補助費等	17.7	▲2.7
歳出合計	56.6	▲5.1

区 分	R5	対前年度 増減額
地方債現在高	84.7	▲1.4 ⑤
臨時財政対策債除き	54.0	0.1

4

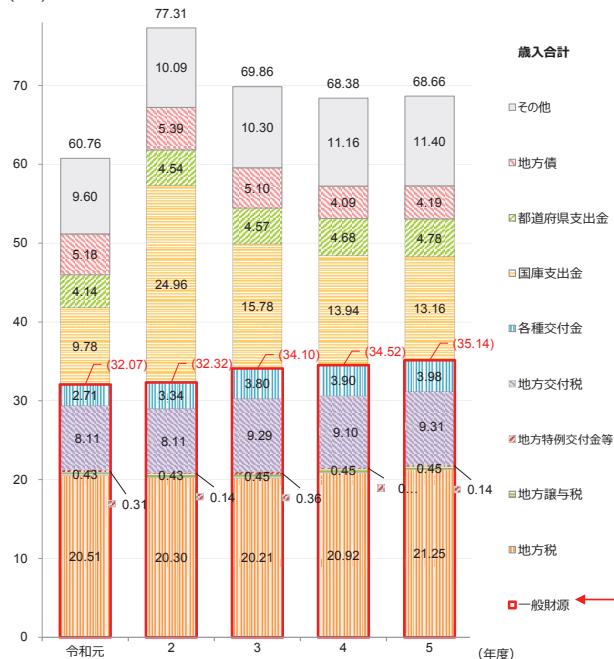
令和5年度普通会計決算の概要(速報) 市町村

○ 市町村の令和5年度の普通会計決算額は、令和2年度、令和3年度に次ぐ、過去3番目の大きさとなった。

○ コロナ禍前の令和元年度と比べると、歳入は7.9兆円の増、歳出は7.5兆円の増となっている。

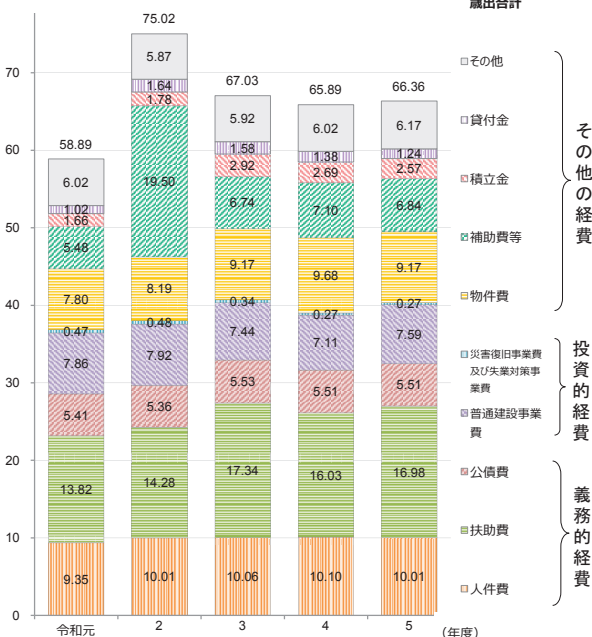
【歳入決算額内訳の推移】

(兆円)



【歳出決算額の性質別内訳の推移】

(兆円)



5

令和5年度普通会計決算の概要(速報) 市町村

市町村の令和5年度の普通会計決算額は、歳入が68.7兆円(対前年度比+0.3兆円)、歳出が66.4兆円(+0.5兆円)となった。

〔歳入〕

固定資産税や個人市町村民税の増加等により地方税が+0.3兆円^①、

一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により国庫支出金が▲0.8兆円^②となった。

〔歳出〕

地方公務員の定年引上げに伴う退職手当の減等により人件費が▲0.1兆円^③、

低所得者世帯給付金の増加等により扶助費が+1.0兆円^④、普通建設事業費が+0.5兆円^⑤、

新型コロナウイルスワクチン接種事業の減少等により物件費が▲0.5兆円^⑥となった。

〔地方債現在高〕

臨時財政対策債の現在高の減少等により、地方債現在高は▲0.8兆円^⑦となった。

【歳入の状況】

(単位: 兆円)

区 分	R5 決算額	対前年度 増減額
一般財源	35.1	0.6
うち地方税	21.3	0.3 ①
うち地方交付税	9.3	0.2
国庫支出金	13.1	▲ 0.8 ②
うち新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金等	1.5	▲ 2.1
うち物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	1.1	1.1
都道府県支出金	4.8	0.1
地方債	4.2	0.1
うち臨時財政対策債	0.4	▲ 0.3
その他	11.4	0.2
歳入合計	68.7	0.3

【歳出状況】

(単位: 兆円)

区 分	R5 決算額	対前年度 増減額
義務的経費	32.5	0.9
人件費	10.0	▲ 0.1 ③
扶助費	17.0	1.0 ④
公債費	5.5	0.0
投資的経費	7.9	0.5
うち普通建設事業費	7.6	0.5 ⑤
その他の経費	26.0	▲ 0.9
うち物件費	9.2	▲ 0.5 ⑥
うち補助費等	6.8	▲ 0.3
歳出合計	66.4	0.5
地方債現在高	53.8	▲ 0.8 ⑦
臨時財政対策債除き	35.5	0.6

6

令和5年度普通会計決算(速報)における積立金現在高について

- 令和5年度の積立金現在高は、対前年度比で1.1兆円増の27.5兆円となっている。
- これは、主として、地方税が当初見込みから増加したことを踏まえた、将来の普通交付税の減額精算のための備え^(※1)として積み立てたもの、令和5年度においては、定年引上げに伴う退職手当支給額の年度間の増減に備えるための交付税措置^(※2)がなされたこと、補正予算により、「臨時財政対策債償還基金費」として普通交付税が増額交付^(※3)されたことにより、制度的に基金残高の増加が想定されているもの等によるものである。

※1 法人関係二税などは、普通交付税の算定に用いた税収を上回る税収となった場合に、その後、交付税を減額する精算制度がある。

※2 定年引上げにより、令和5年度は定年退職者が生じないが、地方財政計画上、退職手当を平準化して計上した。

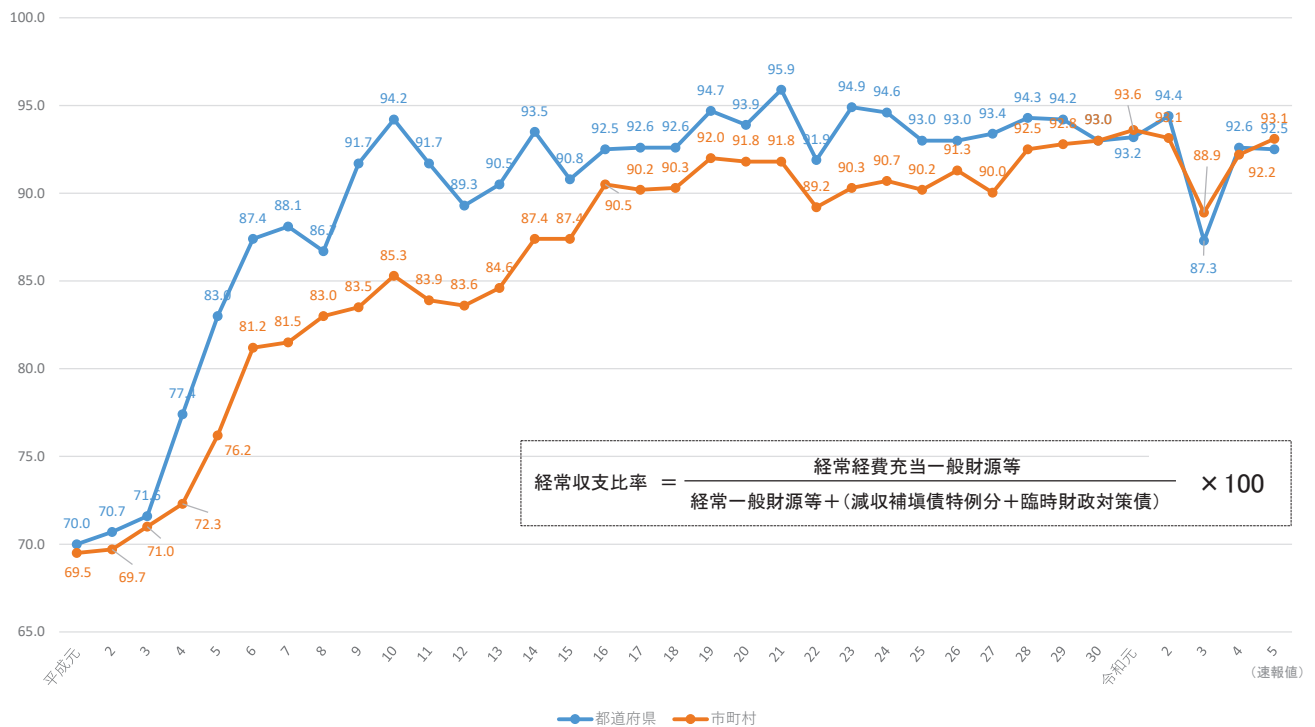
※3 令和5年度は普通交付税の増額再算定により、将来の臨時財政対策債の元利償還金の一部を措置した。

積立金現在高

区分	全国	都道府県分	市町村分
財政調整基金	9.1兆円(+0.1兆円)	2.5兆円(+0.1兆円)	6.6兆円(+0.1兆円)
減債基金	3.0兆円(+0.1兆円)	1.3兆円(+0.0兆円)	1.7兆円(+0.1兆円)
特定目的基金	15.4兆円(+0.9兆円)	5.7兆円(+0.5兆円)	9.7兆円(+0.4兆円)
合計	27.5兆円(+1.1兆円)	9.5兆円(+0.6兆円)	18.0兆円(+0.6兆円)

7

経常収支比率の推移



2 健全化法の概要・指標の推移

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の概要（速報）

I. 健全化判断比率の状況

※速報値であり、今後変動する場合がある。

1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし(4年度決算も同じ)
- 実質赤字額がある団体：なし(4年度決算：1団体)

* 一般会計等の赤字の程度を指標化したもの
* 早期健全化基準 市区町村：財政規模に応じ11.25%～15%、道府県：3.75%
財政再生基準 市区町村：20%、道府県：5%

2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし(4年度決算も同じ)
- 連結実質赤字額がある団体：なし(4年度決算も同じ)

* 一般会計等と公営企業会計等の赤字の程度を連結して指標化したもの
* 早期健全化基準 市区町村：財政規模に応じ16.25%～20%、道府県：8.75%
財政再生基準 市区町村：30%、道府県：15%

3. 実質公債費比率

- 財政再生基準以上の団体：1団体
(北海道夕張市：67.2%)
(4年度決算：1団体(北海道夕張市67.4%))
- 都道府県平均 10.1%、市区町村平均 5.6 %
(4年度決算：都道府県平均 10.1%、市区町村平均 5.5%)

* 交付税算入分以外の公債費等の程度を指標化したもの
* 早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%

4. 将来負担比率

- 早期健全化基準以上の団体：なし
(4年度決算も同じ)
- 都道府県平均 148.7 %、市区町村平均 6.3 %
(4年度決算：都道府県平均 154.4%、市区町村平均 8.8%)

* 地方債現在高、公営企業や第三セクターに対する債務を指標化したもの
* 早期健全化基準 市区町村(政令市を除く)：350%、都道府県及び政令市：400%
なお、財政再生基準の設定はない。

【参考】財政再生団体等の状況

- 財政再生団体：北海道夕張市
- 財政健全化団体：なし

II. 資金不足比率の状況

○ 経営健全化基準以上である公営企業会計・・・8会計（4年度決算：4会計）

8会計の内訳：簡易水道事業3会計、病院事業1会計、下水道事業4会計

(新規 7会計：青森県佐井村 簡易水道事業特別会計、福島県三島町 三島町簡易水道事業特別会計、高知県三原村 簡易水道特別会計、北海道利尻町 利尻町下水道事業特別会計、北海道利尻町 利尻町漁業集落排水施設事業特別会計、三重県南伊勢町 公共浄化槽事業特別会計、徳島県上板町 上板町農業集落排水事業特別会計)

継続 1会計：福岡県小竹町 小竹町立病院事業特別会計)

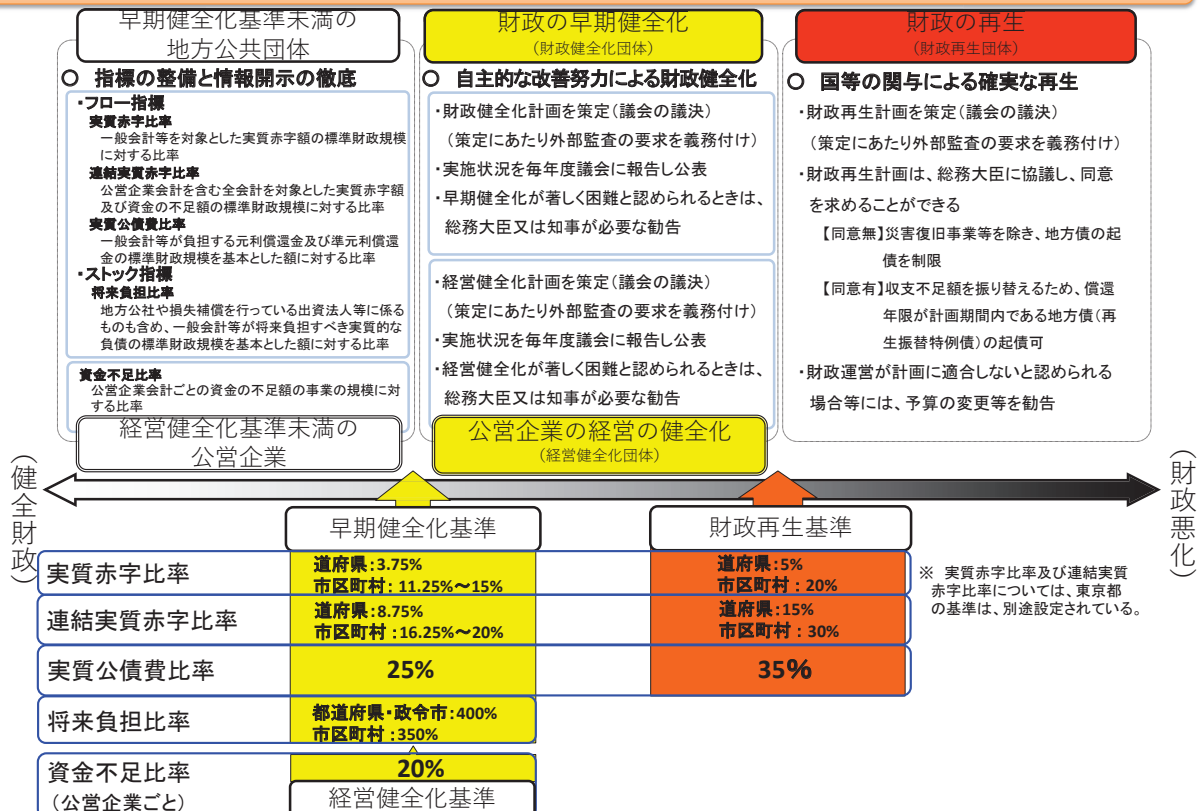
※ 新規に経営健全化基準以上となった7会計は、すべて令和6年度から公営企業会計へ移行した会計

* 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

* 経営健全化基準 20%

10

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について



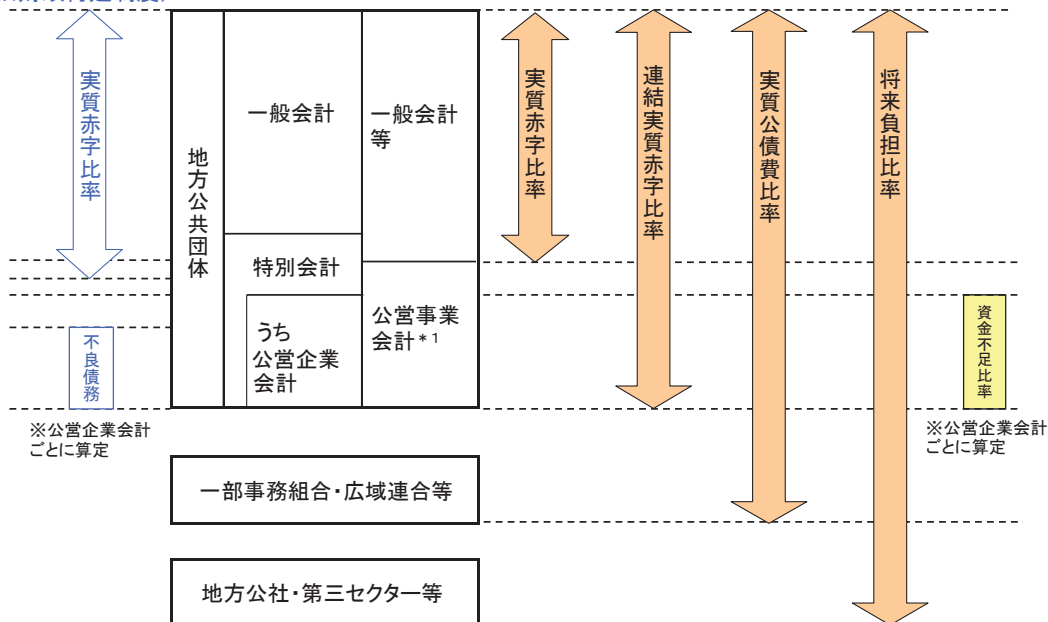
※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

11

健全化判断比率等の算定の対象となる会計

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算定の対象となる会計は下図のとおり。

(旧財政再建制度)



*1 公営事業会計：地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

12

財政再生団体及び財政健全化団体の推移（令和5年度決算）

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	令和5年度 決算
財政再生 団体	北海道 夕張市※①②③④							
財政健全 化団体	青森県 大鰐町※④							
	大阪府 泉佐野市※②④							
	北海道 洞爺湖町※③							
	奈良県 御所市※①③							
	沖縄県 座間味村※③							
	伊是名村※③							
	北海道 江差町※③							
	由仁町※③							
	中頓別町※③							
	福島県 双葉町※③							
	奈良県 上牧町※③							
	鳥取県 日野町※③							
	沖縄県 伊平屋村※③							
	北海道 歌志内市※③							
	浜頓別町※③							
	利尻町※③							
	山形県 新庄市※③							
	群馬県 嬬恋村※③							
	長野県 王滝村※③							
	兵庫県 香美町※③							
	高知県 安芸市※③							
団体数 合計	22団体 (1団体)	14団体 (1団体)	7団体 (1団体)	3団体 (1団体)	3団体 (1団体)	2団体 (1団体)	1団体 (1団体)	1団体 (1団体)

※団体の横の数字は、平成20年度決算における各団体の状況を示す。(夕張市は①～③全て財政再生基準以上)

- ①実質赤字比率が早期健全化基準以上
- ②連結実質赤字比率が早期健全化基準以上
- ③実質公債費比率が早期健全化基準以上
- ④将来負担比率が早期健全化基準以上

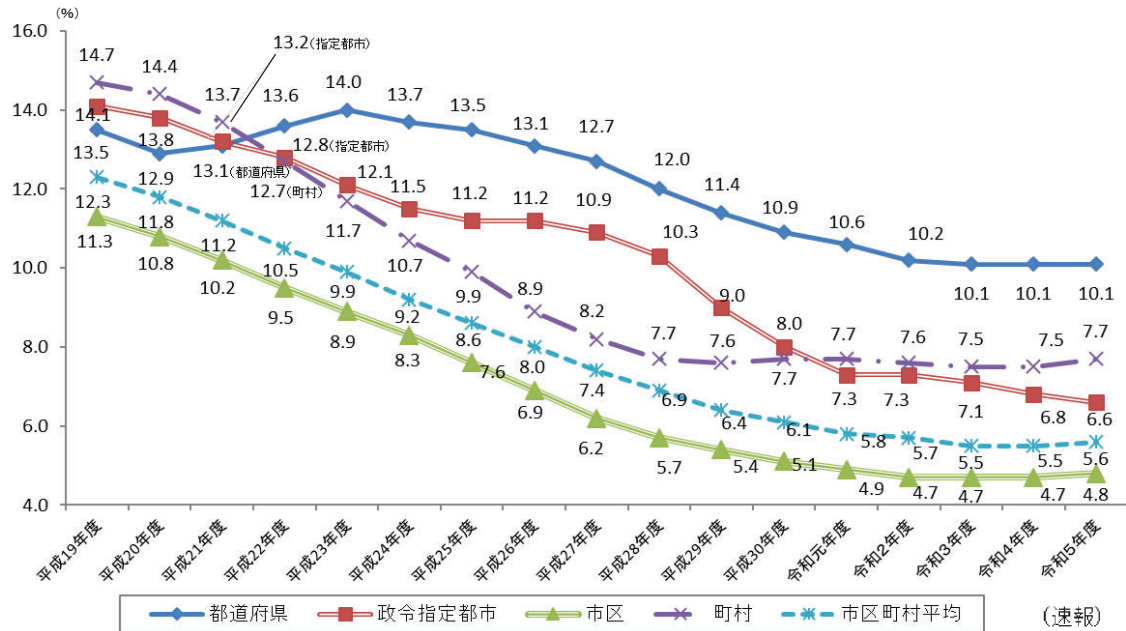
※団体数合計の()内の数値は、うち財政再生団体数。

※矢印は、決算が早期健全化基準を上回る年度まで

13

団体種類別実質公債費比率の推移（令和5年度決算（速報））

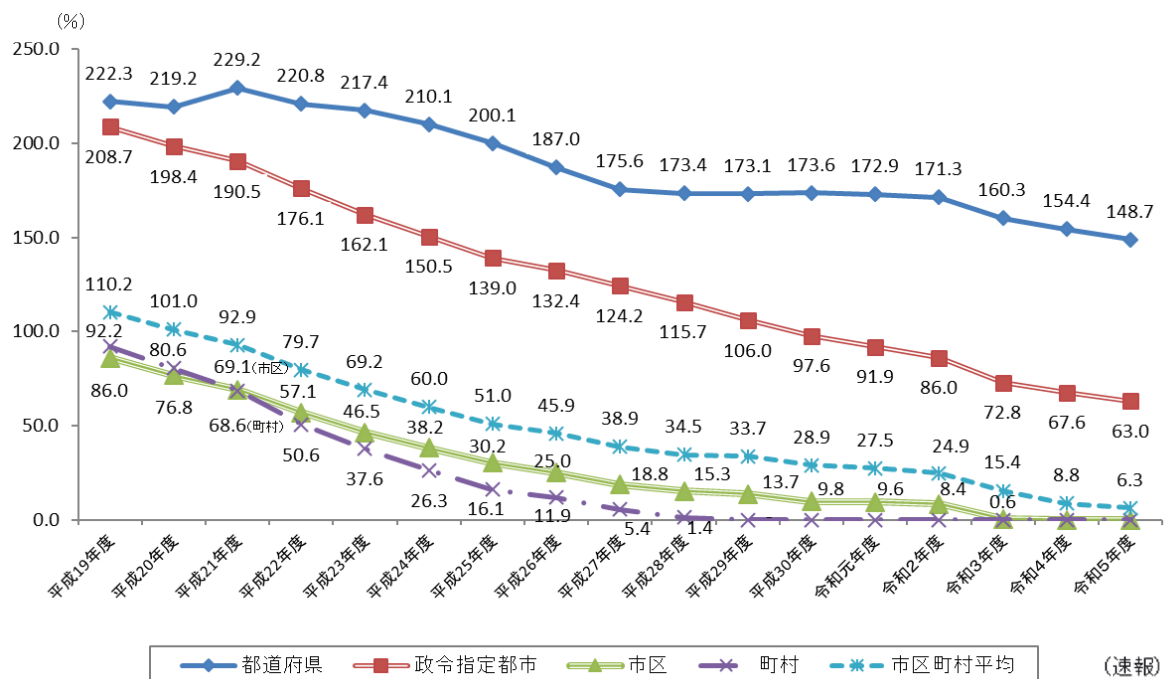
$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$



14

団体種類別将来負担比率の推移（令和5年度決算（速報））

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$



15

健全化判断比率等の算出式 ①

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算出式は次のとおり。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

16

健全化判断比率等の算出式 ②

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3か年平均)} \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※償還期限が到来した満期一括償還地方債について減債基金に積み立てられていない額(減債基金積立不足額)を加算。

・ 準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

- ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
 - 地方債に係る元利償還金・準元利償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

17

健全化判断比率等の算出式 ③

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ※満期一括償還地方債も含む
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

- ・ 地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額：

地方債現在高等に対して、その償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

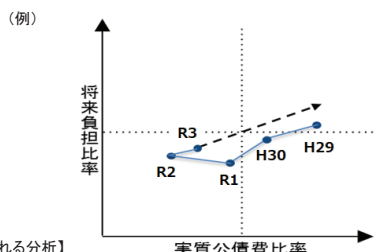
18

健全化判断比率を用いた「見える化」

- 地方公共団体の財政分析については、一つの財政指標だけで判断するのではなく、様々な観点から分析することが重要。
 - **健全化判断比率を、地方公会計の整備により把握される新しい指標などと組み合わせる**ことにより、より総合的な財政分析を行うことが期待される。
- ※ 有形固定資産減価償却率：資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を示すもの

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

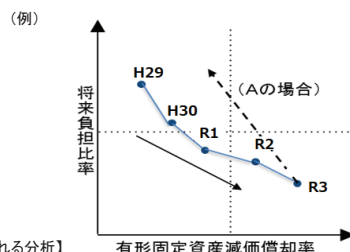
①「将来負担比率」と「実質公債費比率」との組合せ



【考えられる分析】

令和元年度までは将来負担比率及び実質公債費比率が低下していることから、投資が抑制された結果、地方債残高が減少し、令和2年度以降は、将来負担比率が下げ止まり、上昇傾向にあることから、公共施設等の老朽化対策などを行うことにより地方債発行額が増加している可能性が考えられる。
今後も引き続き地方債発行額が増加していくと、将来負担比率、実質公債費比率ともに上昇していくと想定される。

②「将来負担比率」と「有形固定資産減価償却率」との組合せ



【考えられる分析】

将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、A 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、あるいは B 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性が考えられる。
Aの場合は、今後、地方債を発行して老朽化対策を行えば、点線のように、有形固定資産減価償却率が低下し、将来負担比率が上昇していくと想定される。

上記①・②の分析について、**財政状況資料集**において毎年公表

19

3 地方公会計・公共施設の適正管理

20

地方公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完
<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

21

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル（総務省方式）が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び平成18年に施行された行政改革推進法（平成18年法律第47号）において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。

○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。

⇒ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進

○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度

統一的な基準の設定（平成26年）

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。

○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等（マニュアル）を公表。

22

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした
財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度

統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

○平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年1月）。

○平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。

○その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度

要請期間終了後

○平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

○各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度～

○令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。

〔公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直しが進み、資産管理がより重視されている状況も踏まえ、地方公会計情報の行財政運営における継続的かつ具体的な活用手法などについて検討。〕

23

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 新経済・財政再生計画改革工程表2023（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）において、以下のとおりとされており、決算年度の翌年度末までに財務書類等の作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に作成・更新を行うことが必要。

「固定資産台帳の更新状況：毎年度100%」

「決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数
【令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体】」

【令和4年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和5年度末時点)

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
整備(更新)済み	46 (97.9%)	1,677 (96.3%)	20 (100.0%)	1,657 (96.3%)	1,723 (96.4%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【令和4年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和5年度末時点)

(単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
作成済み	46 (97.9%)	1,646 (94.5%)	20 (100.0%)	1,626 (94.5%)	1,692 (94.6%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

「令和4年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

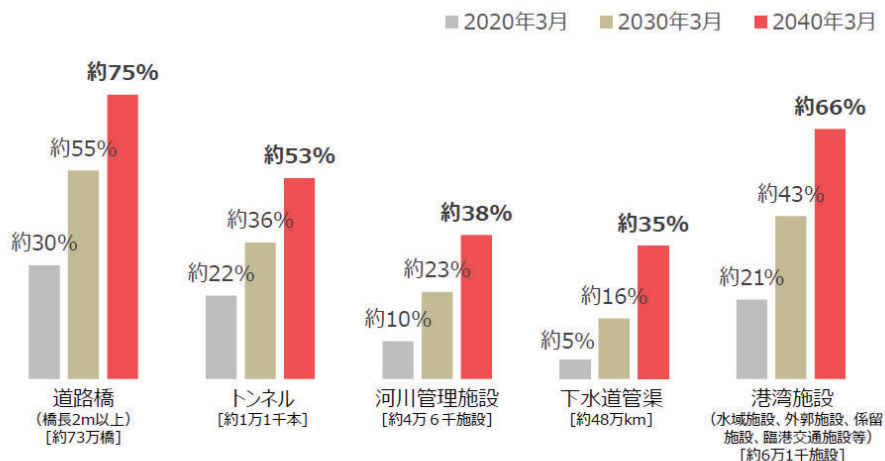
24

公共施設等の老朽化状況

建設後50年以上経過する社会資本の割合

国土交通省

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。
※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。



【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

出典: 国土交通省「社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト インフラメンテナンス情報」掲載資料

25

「予防保全」への転換によるコスト縮減

- 施設の機能や性能に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、不具合が発生する前に対策を行う「予防保全」への転換により、**増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減**を図ることが重要。
- 「予防保全」への転換に加えて、新技術やデータの積極的活用、集約・再編等の取組による効率化を図ることで、持続的・効率的なインフラメンテナンスを実現。

【将来の維持管理・更新費用の推計結果（2018年11月30日公表）】



（参考）用語の定義

事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。
予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

20

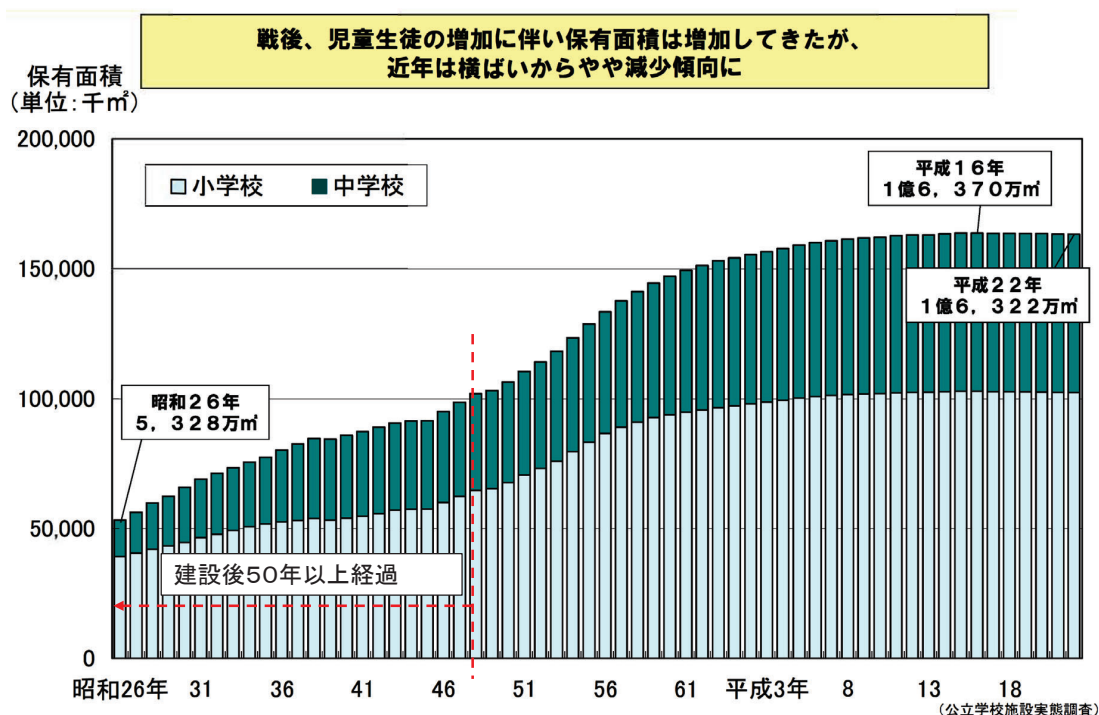
出典：令和5年5月31日「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会（第12回）」資料1ー2, p.20

26

公共施設マネジメントの必要性

文部科学省公表資料

○公立小中学校施設保有面積の推移



27

これまでの公共施設マネジメントに係る経緯等

年度	公共施設マネジメント	公共施設等適正管理事業債等
H25	・国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定	
H26	・「公共施設等総合管理計画」策定要請(大臣通知) ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」策定 (財務調査課長通知) ・公共施設等総合管理計画作成に要する経費に対する 特別交付税措置創設(～H28)	
H27		・公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)を創設
H28	・「公共施設マネジメントの一層の推進について」発出 (財務調査課事務連絡) ※事例集の公表等を周知 《総合管理計画の策定期限(改革工程表)》	
H29	・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」改訂 (財務調査課長通知)	・公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化、長寿命化、 転用、立地適正化、市町村役場機能緊急保全、除却)を創設
H30	・「公共施設等の適正管理の更なる推進について」発出 (財務調査課事務連絡) ※総合管理計画見直しの考え方等を周知	・対象事業を追加(ユニバーサルデザイン化) ・一部事業における交付税措置率のかさ上げ(30%→30～50%) ・長寿命化事業に対象施設を追加(河川管理施設等)
R 元		・長寿命化事業に対象施設を追加(橋梁、都市公園施設、林道等)
R 2	・「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たって の留意事項について」発出 ※総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を周知	・集約化・複合化事業を広域で実施する場合の要件緩和 ・長寿命化事業に対象施設を追加(砂防関係施設) 《市町村役場機能緊急保全事業の措置期限》
R 3		・集約化・複合化事業に対象施設を追加(グラウンド等)
R4	《個別施設計画の策定期限(改革工程表)》	・公共施設等適正管理推進事業債延長 ・対象事業追加(脱炭素化事業) ・長寿命化事業に対象事業を追加(空港施設等)
R5	《公共施設等総合管理計画見直し期限(改革工程表)》	・脱炭素化推進事業債を創設

28

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>

令和5年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

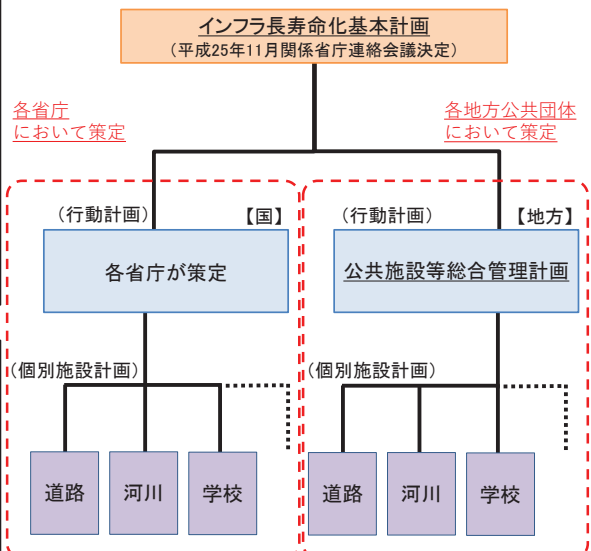
各施設所管省庁所管

<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状況や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策
次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



29

公共施設等総合管理計画への固定資産台帳の活用（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

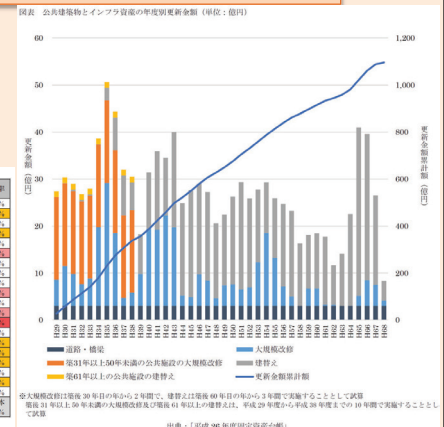
- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、**固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や有形固定資産減価償却率を算出し、現状分析を実施。**
- また、**固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。**
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間に**更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。**計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど**固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。**

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋

図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%以上	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	55.7%
	公民館	6	0	1	4	0	3	0	67.9%
社会教育系施設	図書館	1	0	0	0	1	0	0	55.5%
	その他社会教育系施設	3	0	1	2	0	0	0	55.3%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	17	1	2	6	4	1	3	56.1%
	レクリエーション施設	3	3	1	0	0	0	0	66.7%
産業系施設	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	59.0%
	職業系施設	14	0	0	2	0	3	2	50.7%
学校教育系施設	小学校	10	0	1	4	0	5	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	60.0%
	その他の教育施設	1	0	0	0	0	1	0	50.0%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	55.0%
	児童館	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉系施設	福祉系施設	5	0	1	0	0	2	1	50.0%
	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	50.0%
行政系施設	国庫施設	11	1	2	3	1	1	2	52.7%
	その他行政系施設	11	1	2	3	1	1	2	50.5%
公営住宅等	公営住宅等	19	2	7	5	5	0	1	50.5%
	その他	5	0	1	0	3	0	1	40.0%
その他	その他	4	1	0	0	2	0	1	50.0%
計	計	144	11.8%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	50.5%
合	合	31	0	0	0	0	0	0	0.0%

出典：「平成26年度固定資産台帳」



効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した有形固定資産減価償却率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

30

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中（※）に総合管理計画の見直しを行うこと。※新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

- ① 基本的事項
 - ・計画策定年度及び改訂年度
 - ・計画期間
 - ・施設保有量
 - ・現状や課題に関する基本認識
 - ・過去に行った対策の実績
 - ・施設保有量の推移
 - ・有形固定資産減価償却率の推移
- ② 維持管理・更新等に係る経費（総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること）
 - ・現在の維持管理経費
 - ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
 - ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
 - ・対策の効果額
 - ※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間
- ③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
 - ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
- ④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

31

公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
令和3年度までに個別施設計画等を踏まえた見直しを要請
(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間等
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 統合や廃止の推進方針

- PDCAサイクルの推進方針

⑨数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

- ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
- ⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
- ⑫ 広域連携
- ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
- ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

※将来的なまちづくりの視点から検討

※ PPP /PF1 の活用などの考え方

対策の
内容等
反映

反映

令和4年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

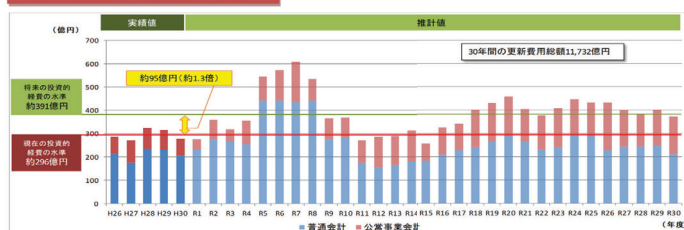
個別施設計画 D

32

公共施設等総合管理計画を個別施設計画を踏まえて見直した例(大分県大分市)

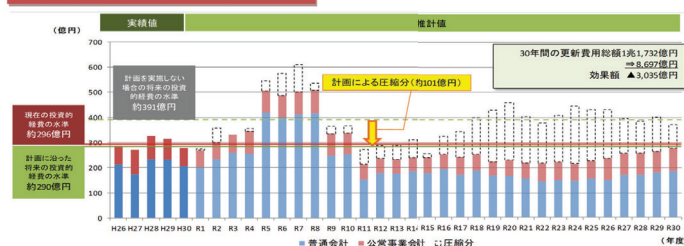
大分市公共施設等総合管理計画の記載事項(抜粋)

投資的経費の推計(従来手法:30年)



総合管理計画に沿って
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計(計画に沿った手法:30年)



2) 今後の方向性

今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福永環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、

- ①費用推計の精緻化
 - ②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
- が可能となっている。

①費用推計の精緻化

見直し前は、上段の「従来手法」(※1)による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」(※2)による推計が可能となった。

また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

※1 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定

※2 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

②今後の方向性の提示

具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

33

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、**公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といたったデータを含む固定資産台帳を整備**する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等)を作成する。

公共施設等総合管理計画等の推進・不断の見直し

公共施設等適正管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、資産管理や予算編成を行うに当たり、固定資産台帳のデータ、個別施設計画に記載した具体的な内容等を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化を進める。

各分野ごとの個別施設計画の策定・推進

公共施設等
適正管理

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

- **施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施**することで、個別具体的な更新・統廃合・長寿命化等の実施につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

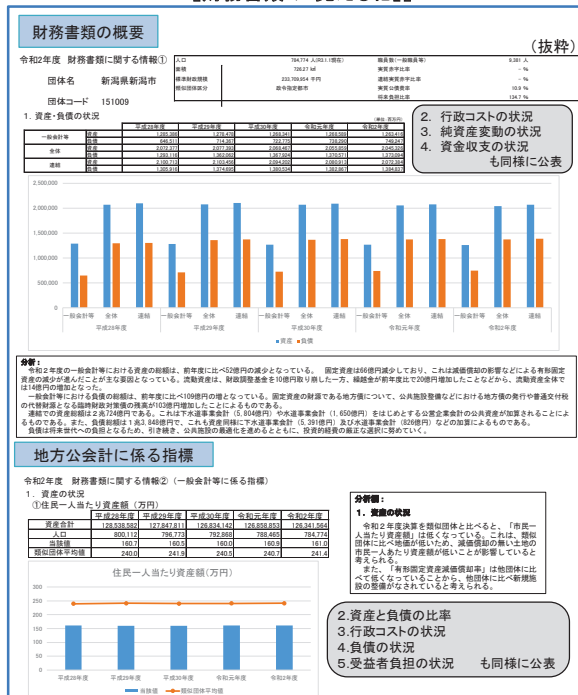
- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、**公共施設等適正管理推進事業債等**を活用することにより、集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

34

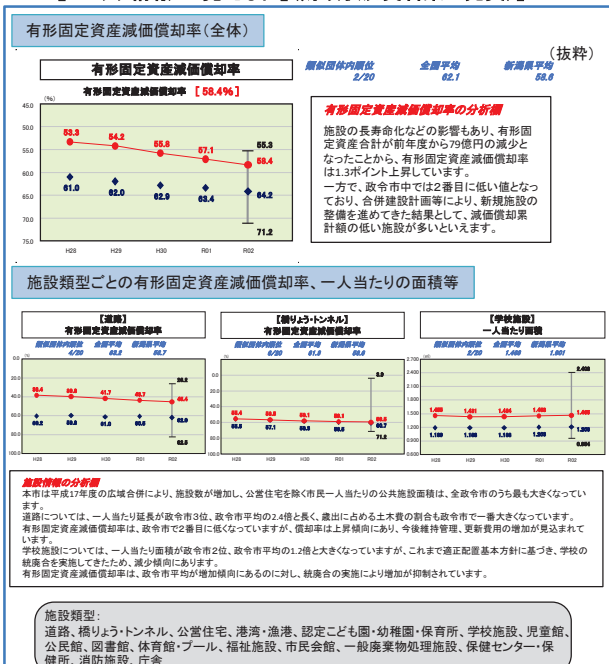
地方公会計の「見える化」・財政指標の活用推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】



【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】



35

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

1. 背景・課題

- 平成26年に設定した「統一的な基準」に基づき、財務書類の作成を推進してきた結果、令和3年度末には、1,638/1,788団体(91.6%)の自治体で毎年度作成がなされるなど、定着してきた。
- 一方で、以下の課題がある。
 - ①資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地(活用に関する課題)
 - ②これまでの統一的な基準の運用等を踏まえ、統一的な基準の精度を検証し、必要に応じて改善が必要。(基準のメンテナンスに関する課題)

2. 検討項目

- ①地方公会計情報の一層の活用方法の検討
 - ・固定資産台帳の活用(公共施設マネジメント等)
 - ・財務書類の活用(セグメント分析)
- ②統一的な基準の検証・改善
 - ・固定資産台帳の精緻化(精度の底上げ、施設との紐付け)
 - ・固定資産台帳と他の台帳(公有財産台帳等)との連携
 - ・財務書類の計上方法の精査
 - ・予算執行との連携による早期作成・精緻化・負担軽減 など

3. スケジュール

令和4年8月1日(月)から2年間

4. 委員

(座長)	関口 智	立教大学経済学部教授	※敬称略
(委員)	天川 竜治	熊本県宇城市総務部長	
	石川 恵子	日本大学経済学部教授	
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	
	遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授	
	川口 克仁	大阪府大東市政策推進部次長兼行政サービス向上室長兼課長	
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー	
	菅原 正明	公認会計士・税理士	
	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士	
	高橋 優治	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長	
	中川 美雪	合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表	
	安武 昌樹	東京都会計管理局新公会計制度担当課長	
(オブザーバー)	小田切 慎一	財務省主計局法規課公会計室長	

36

研究会取りまとめ骨子

1. 現状と課題

- ・地方公会計情報は、現金主義会計情報を補完するものとして、「資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握」や「発生主義による正確な行政コストの把握」を実現するものであり、公共施設マネジメント等への活用も期待されるところ。
- ・また、全自治体における「統一的な基準」に基づく財務書類の毎年度作成を令和7年度末までに求める中、令和5年度末では、94.6%の自治体に対応し、未整備団体に対する働きかけは引き続き実施するとして、整備については一定の進捗が見られるところ。
- ・一方、以下のような課題があるところ
 - ① 一部資産の計上に係る整理や表示情報が限定されていることもあって、地方公会計特有情報の評価に限界があるなど、「統一的な基準」にはこれまでの運用を踏まえた改善が必要
 - ② 地方公会計情報の活用が進む早期作成を促しているところであるが、早期作成までできている団体は非常に一部に限られており、自治体から指摘のある財務書類作成に係る負担感を軽減できる作業効率化策が必要

➡ 「地方公会計情報の活用に向けた改善」、「地方公会計情報の整備及び活用における効率化」という2つの切り口で解決策を整理

37

研究会取りまとめ骨子

2. 地方公会計情報の活用に向けた改善

統一的な基準の改善

- ・ 貸借対照表における資産と負債の計上状態のアンバランスを解消するとともに、所有外管理資産に係る減価償却費を含むフルコスト情報の見える化を進めるため、**影響度の大きい一部※所有外管理資産を資産計上するものとし、それ以外の所有外管理資産も資産計上できるものとする**
※ 指定区間外の国道及び指定区間の一級河川・二級河川
- ・ 貸借対照表における負債情報の粒度の粗さを解消するため、**地方債の内数として臨時財政対策債を表示**



財務書類等における情報開示が充実することで、**地方公会計特有情報の評価可能性が改善**し、地方公会計情報の付加価値向上が期待

固定資産台帳の整理・精緻化

- ・ 台帳の記載項目について、項目ごとの目的を以下の観点で整理した様式を提示
 - ・ **財務書類作成のために必要な項目**（取得価額、法定耐用年数 等）
 - ・ **公共施設マネジメント等の観点で有用な項目**（使用耐用年数 等）
- ・ 台帳への記載単位について、従前から求めている以下の観点を改めて周知徹底
 - ・ 財務書類の補助簿としての「**取替・更新を行う単位**」
 - ・ 施設管理に資する「**現物照合が可能な単位**」



固定資産台帳の有用性が向上し、財務書類の精緻化はもちろんのこと公共施設マネジメント等への活用が広がることが期待

38

研究会取りまとめ骨子

3. 地方公会計情報の整備及び活用における効率化

主な短期的な効率化策

- ・ 記載内容が判然としない一部書類に係る**簡素化・記入要領の作成**
- ・ 全体・連結財務書類整備に係る作業効率化のため、**一部簡便な手法による作成を許容し、附属明細書の一部簡素化**をするとともに、**マネジメント強化事業の推奨対象を拡充**
- ・ 所有権有無といった切り口の廃止を含めた**リース資産等の計上基準の簡素化**



財務書類等整備に係る課題について一定解決することで、**自治体の負担感を軽減し、可能な限りの早期作成につなげる**

中長期的に目指すべき姿

- ・ 予算科目や資産に係るデータが「**活用を意識した粒度のデータ**」になっていることがデータ整備の理想的な姿



ICTを最大限活用することで、こうしたデータ整備を効率的に行えるようにし、財務書類作成にとどまらず、公共施設マネジメントやセグメント分析による事業評価など、**公会計情報を活用したEBPMやPDCAを実現**

39

統一的な基準の改善（所有外管理資産の資産計上）

- 所有外管理資産（自治体において管理権限を有するが所有権を有していない資産。3桁国道など。）については資産計上していない一方、その整備に係る負担（地方債）は負債計上しているため、貸借対照表上で資産と負債の計上状態にアンバランスが生じているところ。

⇒ **所有外管理資産を資産計上することで、所有外管理資産に係る減価償却費を含むフルコスト情報を把握でき、貸借対照表における資産と負債の計上状態のアンバランスを解消し、純資産合計の数値に係る評価可能性を向上**

【現状】

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	1,221,348	地方債	4,660,376
インフラ資産	2,448,662	退職手当引当金	341,696
基金	978,856	その他	78,516
その他	490,603		
		負債合計	5,080,588
		【純資産の部】	
		純資産合計	58,881
資産合計	5,139,469	負債及び純資産合計	5,139,469

地方債には所有外管理資産に係る費用が含まれる一方で、見合いの資産が計上されておらず、アンバランスな状態にあり、純資産合計が過小評価

【改善案】

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	1,221,348	地方債	4,660,376
インフラ資産	2,448,662	退職手当引当金	341,696
所有外管理資産	952,352	その他	78,516
基金	978,856		
その他	490,603	負債合計	5,080,588
		【純資産の部】	
		純資産合計	1,011,233
資産合計	6,091,821	負債及び純資産合計	6,091,821

地方債の見合いの資産として「所有外管理資産」が資産計上されることで、貸借対照表上のアンバランスが解消され、純資産合計の評価可能性が向上
さらに、所有外管理資産に係る減価償却費を含むフルコスト情報の把握にも寄与

40

統一的な基準の改善（貸借対照表の情報充実）

- 資産情報は表示科目が豊富である一方で、負債情報は細かく区分掲記されていない。特に地方債については、金額的にも制度的にも影響の大きい「臨時財政対策債」も含めた総額しか表示していないため、表示上の数値の評価に限界があるところ。

⇒ **「臨時財政対策債」を地方債の内数として表示することで、一層のアカウンタビリティを確保するとともに、純資産合計の数値に係る評価可能性を向上**

【現状】

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	262,221	地方債	881,461
インフラ資産	715,008	退職手当引当金	76,947
基金	141,684	その他	16,332
その他	108,976		
		負債合計	974,740
		【純資産の部】	
		純資産合計	253,149
資産合計	1,227,889	負債及び純資産合計	1,227,889

【改善案】

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	262,221	地方債	881,461
インフラ資産	715,008	地方債（臨時債除く）	565,736
基金	141,684	臨時財政対策債	315,725
その他	108,976	退職手当引当金	76,947
		その他	16,332
		負債合計	974,740
		【純資産の部】	
		純資産合計	253,149
資産合計	1,227,889	負債及び純資産合計	1,227,889

※ ここでは、簡易的な表現をしているが、本来は固定負債・流動負債別に表示が充実することとなる

41

統一的な基準の改善（固定資産台帳の整理・精緻化）

- 記載項目について、自治体の整備状況を参考にしつつ、さらに「公共施設等の情報の一元的管理」といった観点も踏まえ、活用を軸をおいた以下の3つの観点で項目を整理した様式を提示；
 - ① 財務書類作成のために必要な項目
 - ② 公共施設マネジメント等の観点で有用な項目
 - ③ その他の項目
- 記載単位について、従前から求めている以下の2つの観点を引き続き周知徹底；
 - ① 取替や更新を行う単位
 - ② 現物との照合が可能な単位

② 現物との照合が可能な単位

① 取替や更新を行う単位

① 財務書類作成のための項目＜対外的な公表対象＞

② 公共施設マネジメント等に有用な項目

③ その他

台帳番号	資産名称	有形/無形	事業用/インフラ/所有外/物品	建物/土地等の別	取得年度	法定耐用年数	取得価額等	減価償却額	減価償却累計額	期末簿価	数量	所在地	行政目的区分	会計区分	評価基準・評価方法	売却可能区分	売却可能価額	リース区分	所管部署	施設等コード	...
0001	A市役所 本庁舎 本館	有形固定資産	事業用資産	建物	1995	50	2,071,367,235	4,142,7345	1,159,965,632	911,401,603	5000 m ²	本町1丁目1-1	総務	一般	取得原価	-	-	-	総務課	11111	...
0002	A市役所 車庫	有形固定資産	事業用資産	建物	1995	31	49,440,000	1,594,839	45,682,560	3,757,440	800 m ²	本町1丁目1-1	総務	一般	再調達原価	-	-	-	総務課	11112	...
2001	B図書館 本館	有形固定資産	事業用資産	建物	2008	47	806,231,047	17,153,852	266,056,245	540,174,802	6200 m ²	栄町3丁目2-5	教育	一般	取得原価	-	-	-	生涯学習課	23111	...
2002	B図書館本館空調設備設置工事	有形固定資産	事業用資産	建物	2017	31	17,859,026	576,098	6,875,725	10,983,301	8 台	栄町3丁目2-5	教育	一般	取得原価	-	-	-	生涯学習課	23111	...
3001	C老人福祉センター	有形固定資産	事業用資産	建物	1990	50	183,900,000	3,678,000	121,374,000	62,526,000	1500 m ²	新町2丁目1-3	福祉	一般	取得原価	-	-	-	福祉課	32211	...

財務4表（含：名称・所在地等の基礎項目）

附属明細書

注記

施設等コードにより、施設等単位データと紐付く環境を整備

施設等単位データ

施設等コード	施設名称	施設等一式簿価	維持管理費	修繕費	...	劣化度	使用耐用年数	耐震診断状況	耐震診断年	耐震化状況	耐震工事年	...	利用者数	稼働率	...
23160	X図書館	8,508,265	99,652	...	-	-	-	-	-	-	-	...	350人	85%	...
23161	X図書館本館	5,908,463	58,011	...	C	60	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	-	...
23162	X図書館分館	2,599,802	41,641	...	B	70	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	-	...

42

【参考】中長期的に目指すべき姿（イメージ）

- 予算科目や資産に係るデータが可能な限り細分化されたデータ、具体的には「活用を意識した粒度のデータ」になっていることがデータ整備の理想的な姿であると考えられる。
- こうしたデータの細分化はすればするほど負担感が増すと考えられるが、理想的なシステム化が達成できれば、（最初の細分化というイニシャルコスト以外の）負担は軽減できると考えられる。
- よって、データ整備の理想像を意識した上で、ICTを最大限活用したシステムを構築していくことが中長期的に目指すべき姿として整理。

データ整備における中長期的に目指す姿（イメージ）

＜データの持ち方の理想＞

款	項	目	節	細目	細々目	金額	予算執行データ	...
〇〇費	〇〇費	〇〇費	工事請負費	工事請負費（資産形成）	資産形成（建物）	〇〇円	BS建物（事業用資産）	CF公共施設等整備費支出
〇〇費	〇〇費	〇〇費	工事請負費	工事請負費（資産形成）	資産形成（橋梁）	〇〇円	BS工造物（インフラ資産）	CF公共施設等整備費支出
△△費	△△費	△△費	需用費	修繕料	修繕料（工造物）	△△円	PL維持補修費	CF物件費等支出

活用を見据えたデータをあらかじめ整備することで、負担なく活用可能。

財務会計システム

（仕訳方法）
予算仕訳、日々仕訳

・歳入歳出データ
・歳計外現金データ
・非資金情報 等

・予算決算
・決算統計
・健全化判断比率

固定資産台帳システム

※他の資産台帳を一元管理

固定資産台帳

○財務書類向け項目
・取得価額
・法定耐用年数
・減価償却累計額 等

○施設マネジメント向け項目
・セグメント情報
・使用耐用年数
・ランニングコスト 等

財務書類システム

財務書類

予算編成
政策評価

公共施設
マネジメント

セグメント分析

43

